

松代

〈付・年報〉

第 32 号 (2018年)

松代〈付・年報〉二〇一八年

目次

真田宝物館蔵木板本「二十一代集」の伝来……………速水香織・白井 純	1
史料にみる松代藩文武学校について……………北村美弥子	17
菅沼弥惣右衛門家文書について……………山中さゆり	31
翻刻『菊の分根』(9)……………真田連句をよむ会	42
史料紹介 監察日記 天明八年～天明九年……………真田古文書クラブ	58
松代の武家屋敷 佐藤家庭園の植物相調査についての報告……………中村千賀・田辺智隆	xiv
年報 (2018年1月～2019年3月)……………	i

第32号



真田宝物館蔵木板本「二十一代集」の伝来

速水香織
白井純

はじめに

近世を通じて信濃国旧松代地域（現長野県長野市松代地区）を知行した真田氏が所蔵した宝物ならびに古典籍類の多くは現在、真田宝物館が管理・保存にあたっている。その中に正保四年板「二十一代集」が二点存する（請求記号「図書一一一」、「図書一一二」。以下それぞれ「一一一」、「一一二」と表記する）。いずれも箱入の状態で保存され、当主家伝来の古典籍として尊重されてきたものである。

同館所蔵の古典籍類について、現在、信州大学人文学部所属の教員・学生で構成される「藩文庫研究会」が悉皆調査に着手しており、上記「二十一代集」二点の書誌調査ならびに全冊のスキヤニングを完了した（古典籍類の内訳ならびに調査の詳細については次節にて述べる）。そこで、これら二点の書誌情報を簡略に示した上で木板本としての位置づけを行ったのち、真田家に保存されていた同書二点が宝物館に所蔵されるに至った経緯について若干の考察を加え、その伝存の意義について言及したい。

なお、本稿の「一」を白井が、「二」「三」「四」を速水がそれぞれ主に執筆した。

一 「藩文庫研究会」による真田家伝来古典籍の調査

真田宝物館における調査は、真田宝物館所蔵の「図書（ずしよ）」の部の資料^①を対象としている。原田和彦氏によれば「図書」の典籍は新御殿の三番土蔵に収蔵される点で四番土蔵の典籍とは区別されており、奈良絵本などの結婚調度品を中心とするが、地図などの絵図も含まれ、これらが一つの資料群となった経緯は明らかでないものの、一つの特徴として「藩主に関連するもの」だと推定している^②。以下に真田宝物館作成の目録の情報^③を整理して「図書」の部の一覧を示す。

番号	書名	員数	備考
一一一	二十一代集	五六冊	正保四年版
一一二	二十一代集	五六冊	正保四年版
二	源氏物語	五四冊	里村昌琢写・慶長写
三	源氏小鏡	五五冊	信安公夫人遺物
四	源氏物語	五四冊	松平定信写・文化三―四年
五	集古捨種	八五冊	
六	平家物語	三〇冊	奈良絵本
七	京極物語	六冊	奈良絵本・貞松院遺物
八	伊勢物語	二冊	奈良絵本

九	細流鈔	一〇冊	江戸初期写	二六一九	酒井隠岐守先祖書	一冊
一〇	狭衣	三冊		二六一〇	大殿様御参詣御代参の記	一冊
一一	狭衣大将	四冊		二六一一	大殿様毎月御精進之記	一冊
一二	狭衣大将	四冊		二六一二	幕府役人附	一冊
一三	古今集	二冊	鎌倉時代初期写	二六一三	十五夜詩歌	一冊
一四	古今和歌集	四冊	松平定信写	二六一四	諸侯詠集 中秋詩歌	寛政三年
一五	古今集	二冊		二七一	拾遺愚草 下卷	一冊
一六	源氏御註	九冊	真田幸貫手澤本	二七一二	陳眉公十集	四冊
一七	うた 小本	三冊		二八	乾徳院録覚性院様御筆	一包
一八	徒然草	二冊		二九	松友雅詠	一冊
一九	花月百首	二冊		三〇	俳諧集	一冊
二〇	三十六人家集	三六冊	近衛信尋写・江戸初期	三一	東照公遺訓	一冊
二一	公家衆寄合書	七冊	近衛信尋他写・江戸初期	三二	甲陽軍鑑	一三冊
二二	筆のすさび	三冊	岩下清酒写・江戸後期	三三	花生伝書 石州流	二帖
二三	細字 源氏物語 他	一束	真田幸貫写・未装幀	三四	法華経普門品	七卷分
二四	島津久光公実記	八冊	活字本・明治四三年	三五	信濃國十郡大絵図	一鋪
	照國公文書	二冊		三六	信濃國絵図面	一六卷
二五	玉烟堂董帳	四帖		三七	信濃國分図	八卷
二六一	作文草稿	一冊		三七二	信濃國分図	一二卷
二六二	論語集註書	一冊		三七三	信濃國分図	六卷
二六三	字選集	一冊		三八	信州地震大絵図	一鋪
二六四	回読貫書	一冊		三九	松尾城址絵図	一鋪
二六五	紅毛談	二冊		四〇	松尾古城址絵図	一枚
二六六	鎌倉旧跡	一冊	拓本	四〇一	砥石・米山古城絵図	一枚
二六七	昌幸公兵法個條書	一冊		四〇二	松尾砥石近辺絵図	一枚
二六八	御引越 御式留書	一綴		四一	日本六十八州并諸島大図	四三枚

四二	分間 江戸大絵図	二枚	文政八年
四三	道中絵図	一帖	元禄頃
四四	嚴島絵図 橋立絵図	二帖	
四五	絵図	四枚	真田幸弘公手澤品
四六一	天草一揆城攻図	一枚	
四六一	肥前国鳥原山焼山崩高波絵図	四枚	真田幸弘手澤品・寛政四年
四七一	大阪城関係図	一枚	大阪冬之陣之図
四七一	大阪城関係図	一枚	大阪夏之陣図
四七―三	大阪城関係図	一枚	大阪御城絵図・寛政六年
四七―四	大阪城関係図	二枚	関ヶ原御陣所図
四八一	上野寛永寺御山内絵図	一枚	
四八一	芝増上寺御山内絵図	一枚	
四九	甲冑着用図	一冊	
五〇	雲図抄	三冊	
五一	車図考 同付図	一六卷	松平定信筆写
五二	鎌倉旧跡古瓦譜	一冊	
五三	わがいくさ船	三枚	昭和六年
五四	絵巻紙 短冊	一八枚・二七枚	
五五	史微墨宝考證	九一枚・九三枚	
五六	楽譜（笙と楽）	七冊	
五七一	相房総台場略図	一卷	
五七一	相房伊海岸分間図	三卷	
五八一	兵要密論図解	八卷	
五八一	兵要密論 築城	一卷	
五九一	和蘭軍艦図解考例	二卷	
五九一	外国軍艦図解	一卷	

五九―三 西洋軍艦図解 一卷

六〇 従江戸松代迄明細記 一冊

「図書」の部の資料がどのような経緯で収集されたのか、今のところ明らかではない。一〜二五番には成立・書写年代が古いと思われる典籍が多く、目録の情報によれば、【二三】『古今集』上巻は三条実重の書写で鎌倉時代中期、下巻は平忠度の書写かとされ院政期〜鎌倉時代初期に遡る。【二二】『源氏物語』は里村（法橋）昌琢の書写で慶長年間、【九】『細流鈔』は江戸時代初期の書写である。

真田家ゆかりの人物に関係する資料も多く、【四】『源氏物語』、【二四】『古今和歌集』、【一七】『うた 小本』、【五一】『車図考 同付図』は松平定信書写、【二六】『源氏御註』は真田幸貴の所持品である。【二八】『乾徳院録覚性院様御筆』は真田信弘と真田信安の書写による。【二三】『源氏物語』・【三四】『法華経普門品』も真田幸貴書写による未装幀の資料である。また、【四五】『絵図』や【四六一】『肥前国鳥原山焼山崩高波絵図』は真田幸弘の所持品で、【四六一】は幸弘のおいが島原藩主であった縁で松代に入ったものという。³⁾【二四】『島津久光公實記 照國公文書』は明治四三年の出版だが、真田幸民の妻は島津久光の養女であり、その縁で蔵書群に入ったとも考えられる。本稿では【一一】『二十一代集』が真田幸教正室の晴姫（高松藩松平氏）の持ち込み品であることを明らかにしたが、【七】『京極物語』も真田幸良正室の定姫（大和郡山藩柳沢氏）の持ち込み品だという。

【二六】は「文書合同箱」に一括される資料群だが、内容は多彩で、どのような理由でまとめられたのか分からない。【三五】から【五七】までは絵図を中心とする文書で多くの貴重な資料を含む。⁴⁾【五八】『兵要密論図解』以下には松代藩が従事した横浜港の警備に関連した兵法・軍事関係資料が数点ある。⁵⁾

「図書」の部は、番号の若い部分の、豪華本と言うべき貴重な古典籍を核とする真田家ゆかりの資料から構成される。しかしながら、関連が不明確な典籍が含まれ、内容は典籍から文書まで様々で一貫した特徴を持つわけでもなく、ある時代、ある個人に限定した蔵書群とは思われない。真田家ゆかりの典籍は「典籍」の部が本体だと思われるが、「図書」と「典籍」の関係も、収蔵されていた土蔵の違いがあるとしても、なぜそうした配置に至ったかは分からない。しかし、真田家の蔵書に関しては本稿で取り上げた「真晴院様御蔵書目録」のような様々な目録が現存しており、原本との照合を行うことで、それぞれの典籍や資料の来歴を明らかにすることができるだろう。それにより「図書」の部の特徴を見いだすことができる。この典籍資料群が、いつ、誰によって構築されたのかも明らかにすると期待される。

調査にあたっては、調書作成および全点撮影を行うこととし、撮影にはブックスキヤナと撮影台に据え付けたカメラを用いている。

ブックスキヤナ（富士通 Scan Sna P S V 六〇〇）は上部から文献をスキャンする非接触方式なので、文献を見開きうつ伏せにするフラットベッドスキヤナのような原本への負担がない。また、厚みのある冊子ではのど（見開き中央）の部分にはゆがみが出てしまうが、ソフトウェア上の処理によって



補正し平面画像として出力する。カメラ撮影ではガラス板で重しをする必要があるが、ブックスキヤナはその必要がなく、簡便な機材で撮影ができる。ソフトウェアによる補正は完全ではないので、厳密な意味での原本そのままの画像ではないことは欠点だが、日帰り機材を持ち込んでの軽快

な調査が可能なので、それらの長所は捨てがたいと考えている。

二 正保四年板「二十一代集」書誌研究の現状

これまでに調査を完了した、「図書」の部に分類される古典籍のうち、【一】・【二】について考察するにあたり、まず踏まえておきたいのは、近世において出来した勅撰集板本における研究の現状である。このうち『古今和歌集』については、川上新一郎氏による一連の論考がある。

川上氏は、『古今集』板本の諸本調査を行う中で、正保四年板本をも調査対象とし、その板式が「新古今集及び新統古今集の刊記により少なくとも三種存する」と指摘⁶⁾、三種の板式をそれぞれa種（無刊記）、b種（新古今集に明暦八年八尾勘兵衛刊記、続新古今集に正保四年吉田四郎右衛門刊記）、c種（新古今集・新統古今集ともに正保四年吉田四郎右衛門刊記）⁸⁾とした上で、印刷面の摩滅具合から、印刷時点はa種→b種→c種の順に早いと位置づけた。のちに調査を進展させ、無刊記板の位置づけに課題を残すものの、初印に近い時点では、『新統古今集』にのみ現行の刊記を有していたことを確認し、板種の印行順序の妥当性を確実なものとした。

この印行順序について、坂巻理恵子氏による『新古今和歌集』板本の諸本調査においても、序文丁付の変遷および版面の状態から、同様の順序が妥当であると確認された。加えて同氏は、元禄九年刊『増益書籍目録大全』ならびに宝永六年増修同書の情報に基づき、二十一代集は一括として販売されるとともに八代集と十三代集とに分割して売り出されてもおり、元禄九年時点では八代集の板元は八尾であったが、宝永六年時点では吉田に板権が移っていることを指摘、また、正保板『新古今集』本文が主として元和寛永中の刊行とされる古活字版乙種に拠っていると見られることから、同書が正保以前寛永年中に刊行されたと推測できること、そして明暦八尾板のうちに、版面がある程度摩滅する程度の刷りが重ねられたらしいこと

を明らかにした¹⁰⁾。

このほか、松野陽一氏が『千載和歌集』諸本調査の一環として正保板本にも言及している¹¹⁾。また、十三代集については、早く福田秀一氏・後藤重郎氏の研究があるが、近年では中條敦仁氏による一連の論考があり、「一括された十三代集緒伝本について——兼右筆本を中心に——」¹²⁾では、正保板の、諸本中における位置づけが行われている。

本稿においては、真田宝物館蔵の正保板二十一代集を一括して調査し、その位置付けを試みるが、本書は、(各集の本文がどの本に依拠しているかはともかく) 個々の集が独立して仕立てられたのではなく、その版面から、少なくとも八代集・十三代集はそれぞれ纏まりとして刊行されたものと考えられる。¹³⁾すると、『古今集』・『新古今集』についての各氏の調査研究は、正保板全体の位置づけを行うに際しても、極めて有効な指標と成り得ると言える。

次節では、先行研究の成果をふまえ、真田宝物館蔵本の書誌情報を提示した上で、二点の位置づけについて考察を加えてゆく。

三 宝物館蔵本の書誌情報と収蔵までの経緯

【一一一】【一一二】 各々の簡易な書誌情報を記す。なお、二点はいわゆる「正保板本」であり、版面自体も流布しているものと同一と判断されるため、本稿において必要とする項目のみを示すこととする。また、題字等における字体の別は、特に記載しなかった。

また丁付については、各集とも丁の表または裏のノドにあり、消えかけ・無記載の丁も少なからずあるが、八代集においては本来全冊全丁に付されていると考えられるので、一部でも丁付が判読可能な本は「丁付あり」と判断し記載した。

個々の集についての情報は、成立順に番号を付し、例えば「一、古今和

歌集」と記載するが、最初に、全冊に共通する特徴・情報を述べる。

【一一一】

- ・箱入。箱は俚鈍蓋箱(寸法。縦七一・八×横四五・二×奥行三一・四寸。蓋寸法縦六七・九×横四二・二寸)。漆塗に金泥で丸に三つ葉葵紋散らし、蓋中央に金泥で「二十一代集」と直書。蓋は鍵付き。
- ・箱内部は中央を仕切り、左右をさらに上中下三段に分ける。各段に可動式敷板を置き、その上に本を乗せる。蓋上部に金属製の鍵あり。
- ・全冊ともに縹色布目表紙。五ツ目綴。上下に錦(紫色菱紋)の角裂を有する。題簽は朱題簽。原装。
- ・全冊とも使用感なし。虫損なし。書入・付箋等なし。印刷面は摩耗が激



【一一一】 箱内部



【一一一】 外箱

しく、近世後期に刷られた後印と思しい。

・蔵書印及び旧蔵者を示す書入等なし。

一. 古今和歌集(右上四―五)

書型: 大本、二十卷二冊、縦二七・六×一九・二糎。

外題: 「古今和歌集上(下)」(無粹、左肩)

内題: 「古今和歌集卷第一(〜二十)」。卷一卷頭歌字高二〇・九糎。

序跋等: 卷頭に仮名序(二〇丁)、卷末に真名序(四丁)を掲載。

丁数: 一冊目白一丁、墨付八二丁(丁付「古今一ノ一(〜二十五ノ

二十六、二十七〜八十二終)」、二冊目白一丁、墨付八二丁(古今

二ノ一(〜八十一終)」)

二. 後撰和歌集(右中三―四)

書型: 大本、二十卷二冊、縦二七・六×一九・二糎。

外題: 「後撰和歌集上(下)」(無粹、左肩)

内題: 「後撰和歌集卷第一(〜二十)」。卷一卷頭歌字高二一・〇糎。

序跋等: なし

丁数: 一冊目白二丁、墨付九二丁(丁付「後撰九ノ一(丁付・最終丁

九十一終)」、二冊目白二丁、墨付一二〇丁(「後撰十ノ一(〜

四十六、四十八〜百廿一終)」。※下冊四七丁は飛び丁。

三. 拾遺和歌集(右中五―六)

書型: 大本、二十卷二冊、縦二七・六×一九・三糎。

外題: 「拾遺和歌集上(下)」(無粹、左肩)

内題: 「拾遺和歌集卷第一(〜二十)」。卷一卷頭歌字高二〇・八糎。

序跋等: なし

丁数: 一冊目白二丁、墨付八九丁(丁付「拾遺三ノ一(〜八十九終)」、

二冊目白二丁、墨付九二丁(「拾遺四ノ一(〜九十二終)」)。

四. 後拾遺和歌集(左中三―四)

書型: 大本、二十卷二冊、縦二七・七×一九・二糎。

外題: 「後拾遺和歌集上(下)」(無粹、左肩)

内題: 「後拾遺和歌集卷第一(〜二十)」。卷一卷頭歌字高二〇・四糎。

序跋等: なし

丁数: 一冊目白二丁、墨付二一四丁(丁付「後拾遺五ノ一(〜百十四終)」、

二冊目白二丁、墨付二一八丁(「後拾遺六ノ一(〜百十八終)」)。

五. 金葉和歌集(左中八)

書型: 大本、十卷二冊、縦二七・六×一九・二糎。

外題: 「金葉和歌集」(無粹、左肩)

内題: 「金葉和歌集卷第一(〜十)」。卷一卷頭歌字高二〇・一糎。

序跋等: なし

丁数: 一冊目白一丁、墨付一一五丁(丁付「金十一ノ一(〜

五十二、五十四〜百十五終)」)。

六. 詞花和歌集(左中七)

書型: 大本、十卷二冊、縦二七・六×一九・二糎。

外題: 「詞花和歌集」(無粹、左肩)

内題: 「詞花和歌集卷第一(〜十)」。卷一卷頭歌字高二〇・四糎。

序跋等: なし

丁数: 一冊目白二丁、墨付七三丁(「詞花十二ノ一(〜七十三終)」)。

七. 千載和歌集(右下五―六)

書型: 大本、二十卷二冊、縦二七・七×一九・四糎。

外題: 「千載和歌集上(下)」(無粹、左肩)

内題: 「千載和歌集卷第一(〜二十)」。卷一卷頭歌字高二一・〇糎。

序跋等: 仮名序(五・五丁)を掲載。※六丁目裏から本文。

丁数: 一冊目白二丁、墨付一〇〇丁(「千載七ノ序一(〜六)」「千載七

ノ「丁数」)、二冊目白二丁、墨付九八丁(「千載八ノ一(〜丁数・

九十八終」。

八. 新古今和歌集(右上六一九)

書型: 大本、二十卷四冊、縦二七・六×一九・二糶。

外題: 「新古今和歌集上之一(上之二、下之二・二)」(無梓、左肩)

内題: 「新古今和歌集卷第一(二十)」。卷一卷頭歌字高二〇・〇糶。

序跋等: 卷頭に真名序(三丁)、仮名序(五丁)を掲載。

丁数: 一冊目白二丁、墨付八二丁(「新古今序ノ一(三、四(八終)」)「新

古今ノ一(七十三終)」、二冊目白二丁、墨付六五丁(「新古今

二ノ一(六十三終)」、三冊目白一丁、墨付五五丁(「新古今三

一(五十五終)」、四冊目白二丁、墨付八〇丁(「新古今四一(

八十終)」

刊記: 「正保四曆三月中旬/中御門通弱檜木町/吉田四郎右衛門尉(印

自當)」(四冊目本文最終丁裏、本文後に)

九. 新勅撰和歌集(左中五一六)

書型: 大本、二十卷二冊、縦二七・六×一九・二糶。

外題: 「新勅撰和歌集上(下)」(無梓、左肩)

内題: 「新勅撰和歌集卷第一(二十)」。卷一卷頭歌字高二〇・〇糶。

序跋等: 仮名序(三丁)あり。序題「新勅撰和歌集」

丁数: 一冊目白二丁、墨付八八丁、二冊目白二丁、墨付九六丁。

一〇. 続後撰和歌集(左上八一九)

書型: 大本、二十卷二冊、縦二七・六×一九・二糶。

外題: 「続後撰和歌集上(下)」(無梓、左肩)

内題: 「新後撰和歌集卷第一(二十)」。卷一卷頭歌字高二〇・五糶。

序跋等: なし。

丁数: 一冊目白二丁、墨付八三丁、二冊目白二丁、墨付九六丁。

一一. 続古今和歌集(右上二一三)

書型: 大本、二十卷三冊、縦二七・六×一九・二糶。

外題: 「続古今和歌集上(中、下)」(無梓、左肩)

内題: 「続古今和歌集卷第一(二十)」。卷一卷頭歌字高二〇・四糶。

序跋等: 真名序(四丁)、仮名序(六丁)あり。

丁数: 一冊目白二丁、墨付七九丁、二冊目白二丁、墨付一〇〇丁。三

冊目白二丁、墨付七九丁。

一二. 続拾遺和歌集(右中一一二)

書型: 大本、二十卷二冊、縦二七・六×一九・二糶。

外題: 「続拾遺和歌集上(下)」(無梓、左肩)

内題: 「続拾遺和歌集卷第一(二十)」。卷一卷頭歌字高二〇・六糶。

序跋等: なし

丁数: 一冊目白二丁、墨付九九丁、二冊目白二丁、墨付九二丁。

一三. 新後撰和歌集(左上五一七)

書型: 大本、二十卷三冊、縦二七・六×一九・二糶。

外題: 「新後撰和歌集上(中、下)」(無梓、左肩)

内題: 「新後撰和歌集卷第一(二十)」。卷一卷頭歌字高二〇・二糶。

序跋等: なし。

丁数: 一冊目白二丁、墨付七二丁、二冊目白二丁、墨付七〇丁、三冊

目白二丁、墨付六三丁。

一四. 玉葉和歌集(左上二一四)

書型: 大本、二十卷四冊、縦二七・六×一九・三糶。

外題: 「玉葉和歌集上之一(二、下之一・二)」(無梓、左肩)

内題: 「玉葉和歌集卷第一(二十)」。卷一卷頭歌字高二〇・四糶。

序跋等: なし。

丁数: 一冊目白二丁、墨付七七丁、二冊目白二丁、墨付一〇三丁。三

冊目白二丁、墨付一〇八丁、四冊目白二丁、墨付八〇丁。

一五・続千載和歌集

書型：大本、二十卷四冊、縦二七・五×一九・二糶。

外題：「続千載和歌集上之一（二、下之一・二）」（無粹、左肩）

内題：「続千載和歌集卷第一（二十）」。卷一卷頭歌字高二〇・六糶。

序跋等：なし。

丁数：一冊目白一丁、墨付七五丁、二冊目白一丁、墨付六〇丁。三冊

目白一丁、墨付七二丁、四冊目白一丁、墨付六七丁。

一六・続後拾遺和歌集（左中一一二）

書型：大本、二十卷二冊、縦二七・六×一九・二糶。

外題：「続後拾遺和歌集上（下）」（無粹、左肩）

内題：「続後拾遺和歌集卷第一（二十）」。卷一卷頭歌字高二〇・二糶。

序跋等：なし。

丁数：一冊目白一丁、墨付八四丁、二冊目白一丁、墨付九六丁。

一七・風雅和歌集

書型：大本、二十卷四冊、縦二七・六×一九・二糶。

外題：「風雅和歌集上之一（二、下之一・二）」（無粹、左肩）

内題：「風雅和歌集卷第一（二十）」。卷一卷頭歌字高二〇・三糶。

序跋等：真名序（二・五丁）、仮名序（三・五丁）あり。真名序三丁目

まで、裏から仮名序。

丁数：一冊目白一丁、墨付六〇丁、二冊目白一丁、墨付六一丁。三冊

目白一丁、墨付七八丁、四冊目白一丁、墨付七七丁。

一八・新千載和歌集（右下七一〇）

書型：大本、二十卷四冊、縦二七・六×一九・二糶。

外題：「新千載和歌集上之一（二、下之一・二）」（無粹、左肩）

内題：「新千載和歌集卷第一（二十）」。卷一卷頭歌字高二〇・五糶。

序跋等：なし。

丁数：一冊目白一丁、墨付六四丁、二冊目白一丁、墨付八〇丁。三冊

目白一丁、墨付八一丁、四冊目白一丁、墨付一〇七丁。

一九・新拾遺和歌集（左下五一八）

書型：大本、二十卷四冊、縦二七・六×一九・三糶。

外題：「新拾遺和歌集上之一（二、下之一・二）」（無粹、左肩）

内題：「新拾遺和歌集卷第一（二十）」。卷一卷頭歌字高二〇・四糶。

序跋等：なし。

丁数：一冊目白一丁、墨付七四丁、二冊目白一丁、墨付五二丁。三冊

目白一丁、墨付六七丁、四冊目白一丁、墨付六五丁。

二〇・新後拾遺和歌集（左下九一一〇）

書型：大本、二十卷二冊、縦二七・六×一九・三糶。

外題：「新後拾遺和歌集上（下）」（無粹、左肩）

内題：「新後拾遺和歌集卷第一（二十）」。卷一卷頭歌字高二〇・五糶。

序跋等：仮名序（三丁）あり。

丁数：一冊目白一丁、墨付二八丁、二冊目白一丁、墨付八〇丁。

二一・新統古今和歌集（左下一一四）

書型：大本、二十卷四冊、縦二七・七×一九・三糶。

外題：「新統古今和歌集上之一（二、下之一・二）」（無粹、左肩）

内題：「新統古今和歌集卷第一（二十）」。卷一卷頭歌字高二〇・四糶。

序跋等：真名序（三丁）、仮名序（五丁）あり。

丁数：一冊目白一丁、墨付七五丁、二冊目白一丁、墨付七三丁。三冊

目白一丁、墨付七七丁、四冊目白一丁、墨付七五・五丁。

刊記：「正保四^行曆／三月中旬開板／中御門通弱檜町／吉田四郎右衛門

板（印：自当）」（四冊目裏表紙見返しに、本文から独立して掲載）

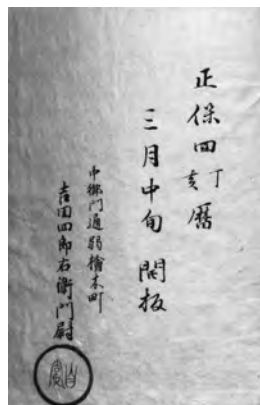
続いて、【一一二】の書誌情報を記す。

【一一二】(各集において【一一一】と情報が一致する項目は省略した。)

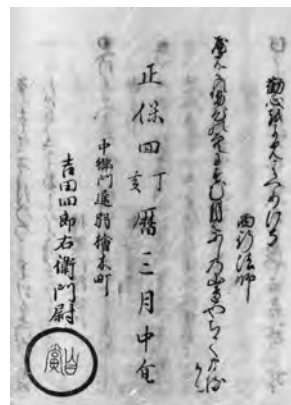
・箱入。箱は儉飽蓋箱(寸法：縦六〇・三×横四五・五×奥行三三・一〇糎。蓋寸法縦五七・三×横四三・〇糎)。漆塗。蓋中央に金泥で「二十一代集」と直書。その上から取手金具を装着。ただし書名は、取手装着後に書入れられたかと思われる。



【一一二】外箱



【一一一】『新統古今和歌集』刊記



【一一一】『新古今和歌集』刊記

・箱内部は中央を仕切り、左右を上下二段に分ける。蓋裏に貼紙(縦三六・四×三四・二糎)、識語「古今 上下二冊 新古今 上下四冊 続古今 上下三冊 新統古今 上下四冊 千載 上下二冊 新千載 上下四冊 続千載 上下四冊 新勅撰 上下二冊 後撰 上下二冊 新後撰 上下三冊 拾遺 上下二冊 新拾遺 上下四冊 続拾遺 上下二冊 後拾遺 上下二冊 続後拾遺 上下二冊 新後拾遺 上下二冊 続後撰 上下二冊 玉葉 上下四冊 風雅 上下四冊 金葉 一冊 詞花 一冊 全五十六卷 天保五甲午之 秋」と墨書。



【一一二】箱裏識語



【一一二】箱内部

・箱の内寸法は書籍の寸法・分量と一致せず、別本を収めるべく仕立てられた箱を流用したと思われる。

・全冊ともに缥色布目表紙。五ツ目綴。題簽は朱題簽。原装。

・全冊ともに、使用感あり。表紙が汚れ・日焼けしているものも多く、実

際の読書に供されたと思われる。ただし、汚れ等は、八代集・十三代集の区別による差異はない。書入・付箋等はない。

・印刷面は摩耗が激しく、近世後期に刷られた後印と思しい。ただし、【一―】よりは早い印刷と思われる（後述）。

・蔵書印・旧蔵者を示す書入等なし。

・全冊、小口に書名略称および冊数を書入。

一. 古今和歌集（左上四―五）

書型：縦二七・六×一九・四糎。卷一卷頭歌字高二〇・九糎。

二. 後撰和歌集（左下八―九）

書型：縦二七・三×一九・五糎。卷一卷頭歌字高二一・二糎。

三. 拾遺和歌集（右下三―四）

書型：縦二七・三×一九・五糎。卷一卷頭歌字高二〇・八糎。

四. 後拾遺和歌集（左下二―三）

書型：縦二七・三×一九・四糎。卷一卷頭歌字高二〇・二糎。

丁数：一冊目白一丁、墨付二二三丁〔丁付〕後拾イ五ノ一（〔百十四終〕）、

二冊目白二丁、墨付二二八丁〔後拾イ六ノ一（〔百十八終〕）〕。

五. 金葉和歌集（左下二）

書型：縦二七・三×一九・五糎。卷一卷頭歌字高二〇・一糎。

六. 詞花和歌集（左下二）

書型：縦二七・三×一九・五糎。卷一卷頭歌字高二〇・五糎。

七. 千載和歌集（右上五―六）

書型：縦二七・三×一九・五糎。卷一卷頭歌字高二一・〇糎。

八. 新古今和歌集（右下九―一二）

書型：縦二七・三×一九・五糎。卷一卷頭歌字高二〇・六糎。

九. 新勅撰和歌集（左上二―四―五）

書型：縦二七・三×一九・五糎。卷一卷頭歌字高二〇・一糎。

一〇. 続後撰和歌集（左下六―七）

書型：縦二七・四×一九・五糎。卷一卷頭歌字高二〇・四糎。

一一. 続古今和歌集（左上二―三）

書型：縦二七・四×一九・五糎。卷一卷頭歌字高二〇・五糎。

丁数：一冊目白一丁、墨付七九丁、二冊目白一丁、墨付七九丁。三冊

目白二丁、墨付一〇〇丁。

一二. 続拾遺和歌集（右下二―三）

書型：縦二七・三×一九・五糎。卷一卷頭歌字高二〇・七糎。

一三. 新後撰和歌集（左下三―五）

書型：縦二七・三×一九・五糎。卷一卷頭歌字高二〇・四糎。

一四. 玉葉和歌集（左上二―三）

書型：縦二七・四×一九・四糎。卷一卷頭歌字高二〇・三糎。

丁数：一冊目白一丁、墨付七七丁、二冊目白一丁、墨付八〇丁。三冊

目白二丁、墨付一〇二丁、四冊目白一丁、墨付一〇八丁。

一五. 続千載和歌集（左上六―九）

書型：縦二七・四×一九・四糎。卷一卷頭歌字高二〇・六糎。

丁数：一冊目白一丁、墨付七五丁、二冊目白一丁、墨付六〇丁、三冊

目白二丁、墨付七二丁、四冊目白一丁、墨付六七丁。

一六. 続後拾遺和歌集（左下二―三）

書型：縦二七・四×一九・四糎。卷一卷頭歌字高二〇・三糎。

丁数：一冊目白一丁、墨付八九丁、二冊目白一丁、墨付九六丁。

一七. 風雅和歌集（右上二―四）

書型：縦二七・三×一九・四糎。卷一卷頭歌字高二〇・四糎。

一八. 新千載和歌集（右上七―一〇）

書型：縦二七・四×一九・五糎。卷一卷頭歌字高二〇・五糎。

丁数：一冊目白一丁、墨付六四丁、二冊目白一丁、墨付八〇丁、三冊

目白二丁、墨付八二丁、四冊目白二丁、墨付一〇七丁。

一九・新拾遺和歌集(右上二一—二四)

書型：縦二七・四×一九・四糎。卷一卷頭歌字高二〇・三糎。

丁数…一冊目白二丁、墨付七四丁、二冊目白二丁、墨付五二丁、三冊目白二丁、墨付六六丁、四冊目白二丁、墨付六五丁。

二〇・新後拾遺和歌集(右上二五—一六)

書型：縦二七・四×一九・四糎。卷一卷頭歌字高二〇・五糎。

二一・新統古今和歌集(右下五—八)

書型：縦二七・三×一九・四糎。卷一卷頭歌字高二〇・三糎。

丁数…一冊目白二丁、墨付七五丁、二冊目白二丁、墨付七三丁。三冊目白二丁、墨付七八丁、四冊目白二丁、墨付七五・五丁。

【二—二】【二—二】は共に同一の板木による印刷であり、共に『新古今集』『新統古今集』ともに「正保四年吉田四郎右衛門の刊記」を持つ。ただし、両書の印刷面を比較すると、明らかに【二—二】のほうが状態はよく、より早い刷りであると判断される。⁽¹⁵⁾



【二—二】印刷面(部分)



【二—一】印刷面(部分)

また、八代集には、丁の表もしくは裏ノド近くに丁付が確認できる。これは八尾板の時点では表記が異なっており、吉田に板権が移るところで改められたものらしい⁽¹⁶⁾。また、十三代集には丁付けが存在しないが、背に文字様の墨跡が確認され、製本の正確性を期するために、何らかの印が付けられているかと思われる。

以上、簡略ながら【二—二】【二—二】の書誌情報を述べた。刊記情報、また印刷面には優劣があるとはいえず、その摩耗の度合いからも、ともに宝永六年以後の板、しかも相当に後印と見てよいであろう。

四 二点それぞれの伝来と位置づけ

【二—二】【二—二】はともに、当時の木版本二十一代集としては最もよく見られる類の、いわゆる正保板本である。ただし、両書はそれぞれ箱に収められ、特に【二—二】は、先に述べたように専用の豪華な三つ葉葵紋入りの箱とともに伝来したものであるうえ、実際に読まれた形跡がなく、藩文庫研究会による調査開始時、表紙には開いた際に残る折れ跡もほぼ存在しなかった。加えて、全冊に布製紫色菱繋ぎ文の角切を有すること、通常よりも縦寸が若干ながら長く化粧断ちされていることを考え合わせると、【二—二】は読書に供するためというより、いわば宝物として特別に眺えられたものであると捉えるべきものではないかと考えられる。

真田家に伝来した古典籍群は、歴代藩主、またその奥方の所有であったものが入り乱れており、蔵書印等を有しない本は、本来の所蔵者が不明となつているものも多い。しかし【二—二】は、前節で示したとおり、専用の外箱に三つ葉葵紋が散らされており、所有者の候補はごく限られたものとなる。

真田家は、徳川家(松平氏)との関係強化を重要視し、たびたびの養子縁組、また婚姻を行っていたことが知られる。例えば第六代藩主・幸弘は

松平定賢女を娶っているし、次の第七代藩主・幸専に継嗣がなかったことから、八代藩主には松平定信の次男であった幸貫が養子として迎えられている。その嫡男幸良（家督継承以前に逝去）も定信の末子を養子として迎えた人物である¹⁸⁾。

さらに、幸良の夭逝を受けて第九代藩主となった幸良長男・幸教は、高松藩松平氏の晴姫（真晴院）を正室として娶っている。【一一一】は、印刷面がかなりの後印と思しき点からも、このうちいずれかの所有であったものと考えられる。

右の人物のうち晴姫は後に真晴院と号し、文久二年の参勤交代制度緩和に伴い松代に帰参、文久二年に再度江戸に戻るも明治維新後は松代入りした。そして幸教の没後は東京で過ごし、そのまま大正四年に没しているが、明治九年に作成された「真晴院様御蔵書目録」の冒頭には、以下の記録が確認できる（傍線筆者）。なお、同目録は原田和彦氏によって全文が翻刻されており、本文は同氏の翻刻に拠った²⁰⁾。

覚

壺番

楽翁様御筆

一、湖月抄 一箱

式番

一、二十一代集 一箱

三番

一、倭漢三才図会 一箱

四番

一、里見八犬伝（二重線で抹消） 一箱

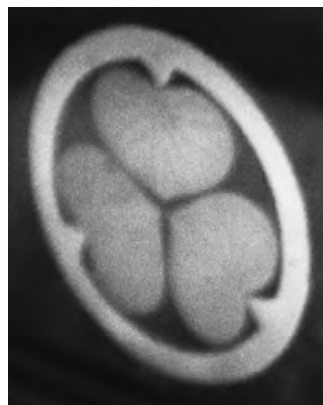
但百六冊

（以下略）

右を見ると、「式番」に「二十一代集 一箱」との記録が確認できる。これが【一一一】そのものかは慎重に検討すべきではあるが、ここで前述した、箱にあしらわれた三つ葉葵紋に注目したい。晴姫は、嫁入り道具として諸々の調度品を真田に持ち込んでおり、うち現存分は真田宝物館に調度として収蔵されているが、それら調度品にもまた、外箱と同様の三つ葉葵紋が描かれている²¹⁾。一例として「伝真晴院所用机」（調度一四号）に見られる家紋を【調度一四】として、【一一一】外箱の紋と共に挙げる。



【一一一】



【調度一四】

【調度一四】の画像撮影が暗く、また若干斜めになっており見づらいが、実見した限りでは、双方同一の三つ葉葵紋と認められる。近世における同紋の極めて限られた使用可能範囲を鑑みても、【一一一】は、晴姫（真晴院）の嫁入り道具として特別に誂えられた品であり、明治以降も同人の手に置かれた品とみて誤りはないと考えられる²²⁾。

一方、【一一一】の伝来を考えるとあたり、差し当たって目を引くのは、箱裏の張り紙に、二十一代集各集名とともに「天保五年甲午秋」の年記が記載される識語である。これは第八代藩主・幸貫の知行していた時点であり、単純に考えれば幸貫が本書を購入（もしくは何らかの経路で本書を手）した際の貼紙かとも目される。ただし、書誌情報でも述べたように、【一

【二】の外箱は、本の寸法・分量との差異から判断すると、本書専用として用意されたというより、本書を保護するための間に合わせの箱であると思しきものである。蓋裏に記されたこの年記は、本書が真田家に入った時点ではなく、元々所蔵されていた本が整理されて、箱に収められた時点である可能性も低くはない。

以上に基づき、【一—二】と同様に【二—二】の旧蔵者を推定するにあたり、現存する目録類から「二十一代集」の記録の有無を確認してゆくこととする。すると、六代藩主・幸弘の遺品整理目録である「天真院様御遺物之記」⁽²⁵⁾に二十一代集の記録が以下のとおり確認できた。

御前様江

紹鷗棚

廿一代集 一箱

御机 (以下略)

二十一代集が譲られた「御前様」とは、真田家においては当主の正室を指す呼び名であり、この場合七代藩主・幸専室三千姫（真珠院）に当たる。幸弘は嫡男に恵まれなかったため、幸専は彦根藩主井伊家から養子として迎えられ、幸弘女である三千姫の婿となった。すなわち「御遺物記」記載の二十一代集は、文芸にも造詣が深かった幸弘遺品の二十一代集が、実の娘に譲られたことになる。

この二十一代集が【一—二】であるとは俄かには断定できないが、幸弘の代から真田家には同書が揃えて所蔵されていたことは確かである。現段階では、歴代当主の中でも、とりわけ文芸に親しんだことが知られる幸弘の所蔵し、その息女にして幸貫の義母にあたる真珠院に譲られた同書が天保五年箱に収められ、現在にまで伝存した可能性を提示するにとどめたい。

ところで、姫君輿入れの際に調度品として古典籍を調える場合、一般的には写本によって本文を調達するイメージがあるが、本稿において、恐らく晴姫の嫁入本として特別に誂えられたものであろうと位置付けた【一—一】はいわゆる正保板本、しかも相当な後印本である。

これを嫁入り本と判断するには違和感を禁じ得ないが、しかしながら本書は、ほとんど使用感のないところからも、恐らくは読むことを前提としておらず、宝物、いわば「調度品」として用意された本ではないかと思われることは先に述べた。実際、「真晴院様御蔵書目録」には、『古今和歌集』以下の八代集が、個々の歌集として記録されており、実際の読書に供する勅撰集は別に真晴院の手元に所有されていたらしい。

加えて、近世における木版本の汎用性にも言及しておきたい。松野陽一氏が『千載和歌集』の諸本調査から正保板本の広範かつ長期に亘る影響を指摘するように、⁽²⁶⁾本書は、二十一代集として、当時最も広く読まれ、且つ板元は長期に亘り吉田四郎右衛門であった、最も完全な形で入手しやすかった本であることが推定される。加えて、その本文は、ある程度以上の信頼が置かれていたらしいことにも留意すべきであろう。

板本として流通した膨大な古典籍群の実態については、総合的かつ綿密な調査を俟つ必要があるが、少なくとも正保四年吉田四郎右衛門の刊記を持つ、いわゆる正保板本においては、右に述べた点、すなわち当時における流通範囲の広さ及び信頼度の高さを認めてよいであろう。

おわりに

以上、現在稿者が主催する真田宝物館における古典籍調査の現状とともに、同館所蔵「二十一代集」二点について若干の考察と位置づけを行った。真田家、また松代藩旧蔵本は、詳細な書誌調査を待つものも多く、未だその全容が明らかになっているとは言い難い。

真田宝物館蔵古典籍調査は、信州大学人文学部教員の速水（日本文学）および白井（日本語学）が中心となり、院生、学生との協力を得ながら、二〇一六年夏から継続している。個々の伝来経緯解明も含めた調査を同館の協力を仰ぎつつ継続し、「図書」の部の典籍の特徴について明らかにしたいと考えている。

付記：真田宝物館所蔵古典籍の調査に当たっては、同館学芸員の米澤愛氏、山中さゆり氏に様々な便宜を図って戴き、円滑な調査を実現している。また、本稿の執筆に際しても、多くの貴重なご教示を賜った。ここに銘記して篤く御礼申し上げます。

註

- (1) 真田家の典籍・資料に関する主な研究として、滝澤貞夫（一九八九）「松代文庫について」（真田宝物館編『松代―真田の歴史と文化―』第二号所収）、原田和彦（二〇〇九a）「真田家における典籍の集積と流出」（松代文化施設等管理事務所編『松代』第二三三号、原田和彦（二〇〇九b）「真田家伝来の典籍整理の方向―松代真田家別邸とのかかわりから―」（松代文化施設等管理事務所編『松代』第二三三号）、原田和彦（二〇一〇）「真田宝物館所蔵の真田家文書と新御殿」（松代文化施設等管理事務所編『松代』第二四号）、山中さゆり（二〇一一）「真田家の典籍目録について―国文学研究資料館所蔵書目を題材に―」（松代文化施設等管理事務所編『松代』第二五号）がある。
- (2) 原田和彦（注（1）前掲原田二〇一〇論文）による。
- (3) 二〇〇二年七月二日信濃毎日新聞の記事による。
- (4) 原田和彦（二〇〇九c）「解題」（松代文化施設等管理事務所編『真田宝物館収蔵品目録 精選 絵図集成』）に真田宝物館所蔵の絵図の一覧があり、「図書」の部の絵図も含まれている。
- (5) 嶋村元宏（二〇一五）「信濃国松代藩の横浜警衛に関する史料について」：国文学

研究資料館所蔵「信濃国松代真田家文書」を中心に（「神奈川県立歴史博物館編『神奈川県立博物館研究報告 人文科学』第四二号）に言及がある。

- (6) 「古今和歌集」版本諸版一覽（『斯道文庫論集』第一八輯一九八二）および「古今和歌集版本考―前稿の補訂をかねて―」（『斯道文庫論集』第三十四輯慶応義塾大学附属研究所斯道文庫一九九九）参照。同論考では、正保板「古今和歌集」の本文が嵯峨本に拠っていることも明らかにされている。

- (7) 『新古今和歌集』四冊目本文最終丁裏、本文あとに「明暦元年初秋吉辰／寺町本能寺前／八尾勘兵衛板」、『新続古今和歌集』四冊目、本文とは別紙の最終丁裏に「正保四訂曆／三月中旬開板／中御門通弱檜町／吉田四郎右衛門板（印：自当）」の刊記をそれぞれ有する本。国文学研究資料館蔵本（請求記号ア二一一一―五六）等が該当する。

- (8) 『新古今和歌集』四冊目本文最終丁裏、本文あとに「正保四訂曆三月中旬／中御門通弱檜町／吉田四郎右衛門尉（印：自当）」、『新続古今和歌集』四冊目、本文とは別紙の最終丁裏に「正保四訂曆／三月中旬開板／中御門通弱檜町／吉田四郎右衛門板（印：自当）」の刊記をそれぞれ有する本。国立国会図書館蔵本（請求記号八三七―二）等、【二―二】もこれに該当する。

- (9) 川瀬一馬「増補古活字版の研究」（A・B・A・J・一九六七）に拠る。

- (10) 「新古今和歌集」版本の基礎的研究―国文学研究資料館蔵『新古今集』版本及びマイクロ資料解題（一）（二）（『調査研究報告』二六 二〇〇六・三一 二〇一〇）参照。坂巻氏は同論考において、国文学研究資料館蔵『新古今集』板本を悉皆調査、また関連する諸本にも調査を及ぼし、正保板を基とした承応三年板が近世において最も流布したこと、またこの膨大な調査に基づき、『新古今集』諸本の前後関係を一覽とした。

- (11) 松野陽一「版本千載集 付活字本千載集一覽」（『千載集前後』笠間書院二〇一二）、初出「千載和歌集版本の本文」（『調査研究報告』一五、一九九四）
- (12) 福田秀一「勅撰和歌集の成立過程―主として十三代集について―」（『成城学園五十周年記念論文集』一九六七）、後藤重郎「十三代集基礎的研究枝折」（『勅撰和歌十三代集研究文献目録』一九八〇）等。

(13) 『中世文学』四六号、二〇〇一。また、同氏の十三代集についての論考には、ほかに『続千載和歌集』諸本論(『和歌文学研究』八〇号、二〇〇〇)、『十三代集系統分類一覧 分類基準と系統分類表』(『自讃歌注研究会会報』九号、二〇〇一)、『新後撰和歌集』伝本考(『同朋文学』三三号、二〇〇五)がある。

(14) 正保四年板二十一代集は、八代集・十三代集は、その筆致から、それぞれ同一筆者による板下が作製されたと思われる。なお、両集の筆致は、非常に近似するが、八代集のほうが、文字の横幅が若干広い等の相違が見られるようである。

(15) ただし、坂巻氏が注(10) 前掲論文で行った国文学研究資料館蔵二十一代集の諸本調査において用いられた板本と比較すると、いずれよりも後印と判断される。

(16) 八尾板八代集の丁付は、『古今集』から順に「古今一」「百五十八」(以下、丁数は『新古今集』をのぞき各冊通し)、「後撰」「丁数」、「拾い」「丁数」、「後拾イ」「丁数」、「金」「丁数」、「詞花一(〜七十三終)」、「千載」「丁数」、「新古今一(〜四)」「丁数(冊ごと)」刊記は『新古今集』四冊目本文最終丁裏に「明暦元年初秋吉辰/寺町本能寺前/八尾勘兵衛板」。吉田板になると本文に示した書誌情報のとおりに変更される。

(17) 【一―二】の平均縦寸は二十七・三糎であるが、国文学研究資料館蔵同書を調査したところ、正保板本の縦寸は二十七・三糎五厘が一般的なようである。【一―一】は縦寸平均二十七・六厘で、若干ながら縦寸を長くとしている。ただし、横寸は平均より二耗ほど短い。この寸法に調和していることから、外箱は本書専用に使えられたことは確実といえる。

(18) 幸良は、幸貫が真田家に入る以前に設けた子であるため、定信の末子として養育された。のち、幸貫が嫡男に恵まれなかったためその嫡男として真田家に入るが、九代を継ぐ前に夭逝する。そのため、九代藩主には幸良の長男・幸教が就くこととなった(『松代町史』上巻、第二編時代史第六章江戸時代、松城町史復刻続町史委員会編一九七二)。すなわち、幸貫以後真田家には、定信の血が入っていることとなる。

(19) 「真晴院様 御蔵書目録控/本書ハ東京御奥江相返候之事/明治九年一月廿五日

(以上表書)国文学研究資料館蔵真田家寄託文書(請求記号:寄六二六)。なお、同目録に見られる『源氏物語湖月抄』について、定信自筆のものは所在が確認されないが、『湖月抄』そのものは同目録に「八番(二重線)で抹消」「戊十二月東京江御送り/一、湖月抄 六十冊(以下略)」と記録があり、真晴院蔵書として存在した。同書と定信自筆本『源氏』とが錯綜した結果、目録の記載内容となつたと思われる。なお、木版本である「湖月抄」に専用の箱が用意されたという事は、【一―一】【一―二】の有り方を考える上でも参考になろう。

(20) 注(1) 前掲原田二〇〇九b論文。

(21) なお、晴姫の調度類は、一部が『姫たちの婚礼』(真田宝物館二〇一七)に掲載される。

(22) 「真晴院様御蔵書目録」の「老番」にある「楽翁様御筆/一、湖月抄」とあるのは、現在真田宝物館に収蔵の定信筆『源氏物語』(請求記号:四)のことと思われる。同書は、定信好みの浅紺色花かつみ紋表紙(原装)を持つ特大本(縦三二・〇×横二二・三厘)で、五十四巻揃。定信の源氏物語書写七次のうち、第二次書写本にあたる(岡寛偉久子氏のご教示に拠る)。漆塗り三面格子萱張で正面中央に螺鈿細工にて「源氏物語」とある専用箱に収められた上、桐箱に入り、さらに蓋中央に「楽翁様御筆/湖月抄」と直書された漆塗りの儉飽蓋箱に収まる。この蓋書が目録に記録されたということであろう。すると本書は、少なくとも明治初期には現状であったということになる。なお本書は、巻末識語から定信からその妻・至誠院に贈られたが、ある功績を賞するため幸貫に譲られたことがわかつている。すると晴姫の蔵書には、幸貫の蔵書の、少なくとも一部が引き継がれていることになるが、【一―一】の場合は、本文が木版本であり、定信、もしくは幸貫伝来とは聊か考え難いものがある。なお定信は、幸貫が真田家に養子入りする文化十二年時点で、二十一代集も二度書写していることが、その日記の記録から知られる(岡嶋偉久子・山根陸宏「翻刻『花月日記松平定信自筆』」(六)／文化十二年七月〜九月)文化十二年七月二十一日条「ピアリア」一一六号二〇〇一)。

(23) 国文学研究資料館蔵真田家文書(請求記号二六A/う〇〇三六七)。本書の二丁

- 目裏に本文引用部分が記載。なお本書は、国文学研究資料館HP「電子資料館」内「収蔵歴史アーカイブデータベース」から画像閲覧が可能。ただし、資料情報に「(天保六年カ)」とあるのは蓋然性が低く、本資料の作成は、天真院(幸弘)の逝去間もない文化十二年秋から冬にかけての頃であろうと思われる。なお天真院の蔵書は、少なからぬ部分が遺品として真田家に伝来したらしく、明治三年には「天真院様御書物引渡目録」(国文学研究資料館蔵真田家文書、請求記号う九六二)が作成されていることが、原田和彦によって紹介されている(注(1)前掲原田二〇〇九b論文)。なお、同目録には、二十一代集の記載はない。
- (24) 山中さゆり氏(真田宝物館学芸員)のご教示に拠る。
- (25) 六代幸弘をはじめとする真田家歴代当主が文芸に親しみ、特に俳諧を通じて諸大名と交流を持っていたことは、「近世注後期松代真田家代々の和歌・俳諧・漢詩文及び諸芸に関する研究」(研究代表者井上敏幸、佐賀大学教育学部二〇〇八)にも詳しい。また、滝沢注(1)前掲論文には、歴代藩主が学問を奨励してきたことについての言及がある。
- (26) 注(11)前掲論文参照。松野氏は、「近世でも公家やその系統の人々は写本で千載集を読む場合が多かった」と推定しながらも、明治以降刊活字本、特に昭和初年刊までの底本には全て正保板本が採られている事、また現存本の所在分布から「正保板本はかなり大量に出廻り、近世近代を通じてよく読まれたことが推定される」と指摘する。なお、川上新一郎氏も『古今集』調査において、同様に正保板本、ひいては勅撰集板本の果たした役割の大きさに言及する(『古今和歌集版本考(続)』『斯道文庫論集』第三十五輯二〇〇〇)。
- (27) 例えば、近世以降に書写された二十一代集の多くが正保板を親本としていることが後藤氏注(12)前掲書に指摘される。また、契沖が正保板二十一代集に書入を行っていたことが『契沖全集』第十五卷(一九七五)解題(執筆者：久保田淳)において述べられる。契沖書入本二十一代集については、荒木優也「國學院大學図書館蔵『二十一代集』について附契沖書入本『新古今和歌集』校異」(國學院大學「校史・学術資産研究」一九九〇)、川上新一郎「斯道文庫蔵正保板二十一代集書入覚書——小沢蘆庵との関係を中心に——」(『藝文研究』

史料にみる松代藩文武学校について

北村美弥子

はじめに

現在一般における「藩校」のもつイメージはいったいどのようなものであろうか。

「子供たちが文机の前にきちんと座り、先生の講義を聞いたり、質問をしている」

「稽古場で武術の稽古が行われており、青年たちが竹刀や槍で撃合いをしたり柔術の稽古をしている」

「武士の子弟は毎日きちんと稽古や勉学に励み、互いに切磋琢磨している」

もちろんこれは間違いではなく、江戸時代松代藩は他の藩同様に文武を奨励し、大方の藩士とその子弟はその職分に必要な教育を受けていたと思われる。

昭和四十八年からほぼ5年をかけ行われた文武学校の昭和の大修理の後初めての大規模な保存修理が平成二十三年度より行われることになり、改めて史料調査を行うなかで先に述べたそんなイメージとはまた違った一面があることに気づかされることとなった。

そこで文武学校に関わる史料の一覧と、そこから読み取れる文武学校の

形状の変遷とそのシステムの一端を示してみたい。

一 松代藩文武学校の沿革

松代藩の教育については多くの先学の研究にみる通りであるが、江戸中期頃までに松代藩の財政は逼迫する。対策として儉約・殖産と共に藩士の綱紀肅正と育成のために文武が奨励され、六代藩主幸弘の時代に江戸より儒者菊池南陽を招き儒書の講釈を行うなどの動きが見られる。

松代城大御門の南側にあった喰違（現在の新御殿北側）の場所に「御用屋敷」「稽古所（武芸稽古所とも）」を設けたことがこの時期の城下絵図でも確認できる。^②

この「御用屋敷・稽古所」はそれ以降断続的に使用されたが、享和二年（一八〇二）に焼失し、場所を城南の清洲町東端、現在の文武学校の位置に移して文化五年（一八〇八）に再建された。その後も何度か修理・建て替えをしながら学問所としても使われていたようである。

藩校を設立しようという動きがでたのは八代藩主幸貫の時代である。「寛政の改革」を主導した白河藩主松平定信の次男であった幸貫は、藩内の停滞した空気を払拭すべく様々な改革を行ったが、その中に藩校を建設し、藩士の育成を奨励することも含まれていた。人材の発掘、育成に力を注いだ幸貫は、嘉永四年（一八五二）十月、文武学校掛に鎌原伊野右衛門を、文武学校創業普請総奉行に小山田壱岐を任じ藩校建設に着手する。^③

翌嘉永五年（一八五二）正月には実務方の役職が決められ、閏二月から五月頃、実際に用地が確保された⁴。藩主幸貫は五月に隠居したが翌月に死去する。学校の建設は孫の九代幸教に引き継がれることになり、翌嘉永六年二月二十九日に地鎮祭が行われ普請に入る。棟札を見ると七つの建物は別々の大工が請け負ったことがわかるが、四月から六月にかけて上棟された⁵。ほぼ同時期の六月一日、松代城花の丸が火事で焼失したため完成していた槍術所が一時、御用部屋・諸役人詰所として使用されている。

ようやく文武学校が開校（「仮御開」）となったのは安政二年（一八五五）のことであつた。文学所・剣術所・槍術所・柔術所・弓術所・西序・東序の七棟と供待を備えたこの学校では、それぞれの武芸の他、柔術所では和術・腰廻取手・小具足などの体術や居合、槍術所では長刀・長巻・西洋砲術、東序は軍学が教授される場所とされた⁶。

明治二年（一八六九）、学校内に西洋兵学を学ぶ兵制士官学校が併設されたが、これは二年弱で松代藩で起こった午札騒動のあおりで閉校し、代わって西洋兵学寮が設立されたが、これも廢藩の混乱で一年とたたないうちに閉鎖された。

明治四年（一八七一）には廢藩のために松代県学校となったが、長野県へと合併されたためにこれもまた廢止される。

明治六年（一八七三）の学制発布で松代学校となった後、松代尋常小学校、松代小学校と名称を変えながら現在に続いている。

二 文武学校関連の史料の概要

巻末の表1は文武学校に関する資料（文献資料Ⅱ史料・絵図資料）の一覧である。

大雑把に括ると国立国文学研究所（以下国文研）、真田宝物館、松代小学校、松代公民館が所蔵していることになる。やや変則的だが、史料は概

ね所蔵番号順に並べてある。

このうち昭和二十六年に真田家から寄贈されたため国文学研究所が所蔵している史料の数が多いが、文武学校の隣にありその建物を昭和二十八年まで校舎として使用していた松代小学校、かつての領地松代にあり真田家の所蔵していた資料を所蔵・展示する真田宝物館など、今なおそれら資料が作成・使用された松代という場所に残されていることは意義深いことだといえよう。

国文研の史料は簿冊と一紙、さらにそれらを束ねたものと様々な形態を示すが、内容的には修理・普請記録関係、学校の日々の記録（「文武学校日記」）、規則・先例をまとめたもの（「学校御条目」）等に大別される。

松代小学校の史料は一紙が多く明治以降のものが多い事が特徴として挙げられる。その頃文武内に併設された兵制士官学校関連の史料が多くみられる。また絵図面類を5点所蔵する。

真田宝物館には史料の他、武器や武器、さらに使用した道具類が豊富に残ることが特筆される。

三 文武学校関連の日記類

国文研の史料中まとまったものとして日記類があげられる。これは藩が学校を運営する際の記録として作成されたものである。文武学校の建設が決定された時点から、文学所中央の役人棟に勤める「掛 御目付」が記述したものであるが、いくつか種類がみられるので以下に記述する。

① 文武学校日記

文武学校の建設が具体化した嘉永四年（一八五二）十月から始まる「文武学校日記」が明治二年（一八六九）十二月まで、さらにそれを引き継ぐ形で「学政日記」が明治二年十月から明治四年（一八七一）

の三月まで書かれている。表題の下に記述部署が「掛 御目付」と書かれており、いわば学校運営の公式な記録である。学校行事・学内での褒賞・師匠名・学校人事・修行人（廻国修行にやってくる各地の藩士）の姓名と来校日時・日割変更などについて記述されるが、あくまで運営のための記録であって授業内容にあたる記述はほとんど見られない。砲術町打稽古（学校外の稽古）の申請について数多く記載されるのは、物品貸出しやその調整があり他の部署との連絡が必要なため、事細かに書く必要があったせいかと思われる。

② 御用日記（学校掛）

安政二年（一八五五）正月から慶応四年（明治元年・一八六八）正月までの記録。記録者の名が近藤権内・大川才兵衛・宮下三郎治とあり、彼らは学校御買物役という役職に就いている。主として学校内の物品購入・管理に関する日記。

③ 日記（学校掛）

安政二年から明治三年（一八七〇）までの記録。記述者の名は無いが、内容から①と同じ文武学校掛御目付の記述であろうと思われる。日報である①に書かなかったイレギュラーな金銭関係の出入りに対する処理を書き留めておく性格のものであったと考えられる。

④ 学政日記

明治二年十月に始まる記録。この年松代藩の職制改革があり、それによって学校掛の職務・名称にも変更があった。学校掛は兵政と学政の二つに分かれ、それぞれで記録をつけている。明治四年三月まで記録されるが、明治三年の学校記録が主である。

⑤ 兵政日記

「学政日記」と同じく明治二年十月に始まる記録である。兵政部局の記録。内容はほぼ変わらないが、銃兵の記録が主。明治四年九月までの記述があるが、学制日誌同様、明治三年の記録が主である。

⑥ 日記 学監

明治三年（一七七〇）正月から翌四年十二月までの記録。三年六月に「学校御開」があり、何らかの組織改正が行われたため、改めて作成したものらしい。文武学校に関する日記としては一番遅くまで作成されており、明治四年九月に松代県学校が開校されても記録がその年の十二月まで続いているが、記載事項は飛び飛びになっている。

⑦ 兵制士官学校日記留・兵制士官学校日記

明治元年に文武内に併設された主として西洋兵学を学ぶための学校記録。明治元年十月から明治三年八月までの「御兵制士官学校日記留」と明治元年十月から三年四月までの「御兵制士官学校日記」が存在する。「留」には生徒名・学校の役人名・購入物品等が記されるが、「日記」は記事自体が少なく、おそらく同じような記述のために主だったことしか書かれなくなり、そのうち省略されたものようである。

これらの日記は時に重複して書かれるが、同日に同じ記述があるとは限らない。学校の日割や道場の改築についてもすべて記載がある訳ではなく、変更時期が不明な事例も多い。⁷⁾

四 史料に見る文武学校

それでは文武学校関連の史料からわかる江戸末期から明治初期にかけての学校の様子をみてみたい。

① 文学所

(一) 各建物の用途と変遷

文学所は正門から入って正面に見える文武学校内最大の建物である。内部は大きく3つの部分に分けられ、①東側の「大間一之間」から「三之間」、②中央部分の台所部分とその西側の作業・事務棟部分、③西側の藩主・客用の「御居間」とそれに伴う「御次」、行事の際に事務に使用される「御用序(所)」部分からなっている。

生徒が入ることができるのは「大間一之間」「大間二之間」「大間三之間」と呼ばれた①の部分のみで、この部屋は安政二年四月二十八日の開校からこのように呼ばれていた。また稽古初・稽古納などの式典の際にも使用されており、今でいう講堂の役割も持っていた。

役所部分である②は文武学校掛である藩士たちが詰めている部分(事務棟)と、その下で働く番人・仲間等の居場所である台所を中心とする作業棟に分けられる。

貴賓棟とでもいうべき③は常時使用されない部分である。「御居間」は藩主来校時の控室として使用されるが、他の使用例としては開校前の安政元年、体調のすぐれなかった藩主幸教のために、義母貞松院が実家(大和郡山藩)の藩主である甥、松平奉申の侍医を松代まで呼び寄せて診察させた際ここに宿泊させている⁹⁾。また、明治元年九月二日には当時松代藩へと身を寄せていた武田斐三郎(大洲藩士、函館五稜郭の建設を手掛け、松代藩では明治期に兵制士官学校の教授を務めた)がこの場所に一次居住して

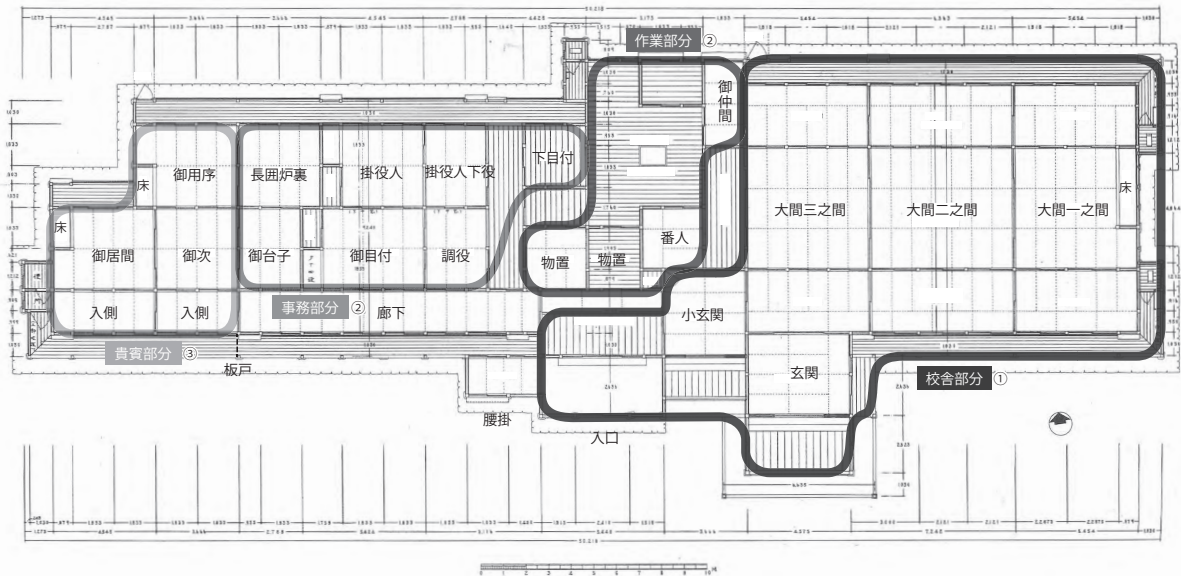


図1 文学所

いた。¹⁰藩にとつての賓客を短期間居住させるスペースとしても機能していたことがわかる。

「御用序」部分は「御居間」と「大間一之間」同様文学所内で床の間を持つ数少ない部屋である。使用例には開校日に「御用所相立：手札差出」と記されるように、行事の際家老クラスの役人が詰めて師匠などの出席を確認する場所であった。¹¹

「長閑炉裏」の使用例は学校日記の初期に役目の申渡しをここで行った記述がある。

② 剣術所

入口右手にある剣術所は嘉永六年五月に上棟されている。一番大きな改築記録は文久三年（一八六三）のもので、この時北側の東序まで下屋を継ぎ足して一体化し、現在見る中庭部分でも稽古が出来るようになっていた。昭和の修理の際この部分は取り外されたため、現在みるような建築当時の姿となっている。

明治三年（一八七〇）にも大規模な修理が行われているが、この際に藩主の「御覧所」が無くなり、道場自体は旧足軽・旧藩士・小隊長クラスと身分によって板仕切により区切られた。¹²

以上変遷はあるものの、名称通りに盛んに使用された道場であると言える。

③ 槍術所

学校の道場中もっとも大きいこの建物は、嘉永六年四月に上棟し、翌五月に松代城花の丸が火災で焼失したため一時期仮政庁として使用される。

槍のほか長刀・長巻など大振りの武器を使用する稽古場であり、西洋砲術もここで教授された。学校日記などからは通し稽古が行われるなど槍術

は盛んであったことが読み取れる。おそらく生徒を収容しきれなくなるころとがわかっており、開校直前の安政二年四月二十五日には教室として作られた西序を槍術所とすることが決められている。¹⁴

明治二年（一八六九）八月には「演武寮」となり演習場となったが、明治六年（一八七三）四月、焼失した長国寺の庫裡として移築された。以来文武学校内で唯一欠けた建物であったが、平成五年に元の場所に移築・復元されている。

④ 柔術所

ここでは柔術のほか、和術（組打術）・腰廻（小太刀で相手を制する技）・捕手（無腰で武器を持つ相手を制する技）・居合等の体術が行われていた。畳の修繕が他の道場に比べ多いことから、道場中唯一全面が畳敷きであったことがうかがえる。¹⁵嘉永六年四月に上棟。

しかし開校後、剣・槍・砲術を奨励する藩の方針のためあまり振わず、明治元年（一八六八）からは銃器・弾薬の製造所とされた。翌年には「南文学所」とされ教室として使用されている。

⑤ 弓術所

文武学校ができる以前、ここにあった武芸稽古所の弓術所がこの位置に建てられていた。嘉永六年四月上棟。

学校日記においては当初、「射芸一覽」として記事が非常に多い弓術であるが、砲術へと重点が置かれるようになっていき、安政五年以降は記事が少なくなる。明治四年（一八七一）には「兵士休息所」として模様替えされ、¹⁶同六年には的場部分が撤去されている。

⑥ 西序

文武学校の中で一番、用途の変化が激しい建物である。嘉永六年六月上棟。

「序」は教室の意で、東側の西序と同様、躰方・東西の医学を教授する場所として予定されていた。槍術所でも述べた通り、開校直前すでに槍術所に模様替えることに決定しており、翌安政三年（一八五六）正月二十二日には「槍術所二相成」、以降「南槍術所」と呼称されている。その際、二階と階段・押入・障子が取り外され、南側が吹抜けに改築された。文久三年（一八六三）には西側廊下が六尺に拡張され、西序としての庭を区切る板塀もこの時撤去されたのではないかと思われる。槍術で使用するというよりはむしろ、西洋砲術の必要性が高まったからかもしれない。

明治二年には武具方物置として使用され、翌三年三月には「御筒、剣術御道具類置場」の記術が見える。¹⁸

⑦ 東序

嘉永六年六月上棟。西序と対をなす建物で、軍学が教授される教室であった。こちらにも開校直前に「文学所御極（文学所とする）」とされたが、実際には八月から軍学は「大間二之間」で行われている。¹⁹その後慶応元年（一八六五）には「学校東序軍学致し稽古候処、文学所江引移候様…」とある²⁰ので、軍学と、文学と呼ばれた儒書の講義がその時々の人数の多寡によって都合のいい場所で行われたのであろう。

（二）学校日記にみる役所部分

これまで文武学校に勤める藩士が仕事をしていた場所とされた文学所中央東部分であるが、日記にある名称と任免の記述から職制がある程度推察できる。以下に文武学校掛の役職の概略を述べる。

① 文武学校懸（掛）

嘉永四年に家老小山田壱岐が任命されている。松代藩の中でも千二百石という高禄の家柄であり、これは万延元年に交代した望月帰一郎も同様である。人事や業務の最終決済、学校行事への出席が業務であるが毎日学校へ来ることはない。定員は一名。

② 文武学校懸（掛）

①番と同様の名称であるが、こちらは家禄が三百石から五百石の家柄から選任される。藩の「中老」の中から選ばれ、①の文武学校懸と実際の常勤職である「御目付」との間で指示・決済を行っているようである。行事への出席も行う。定員は二〜三名で、学校には不在。

③ 掛御目付

文武学校に常駐し現場での実務を取り仕切る。百石〜二百石の「御目付」から選任され、『文武学校日記』『学校御条目』はこの部署で記録されている。

日常の稽古に関する学校の使用届や変更等はここに宛てて「願」が出され、許可が下りることになっているようである。

また「日割」と呼ばれる学校のスケジュール管理や、藩の行事との調整もこの部署が実質的に行っていた。他に武具方や普請方など他部署との折衝も行う。定員は二〜三名。

④ 調役

二十石前後の「御目付方調役御広間帳附」から選ばれる。御目付の下でその業務を補佐する役目であり、他部署との連絡等も行ったのであろう。

調べ物や他部署との折衝のため筆記に慣れた「帳附」の人材が選ばれたのではないかと思われ、日記に挟み込まれた漉返しの一紙文書（松代藩の場合灰色宿紙と呼ばれ、現代の電話やメールに相当すると思われる）はこの人々の手によって作成されていたのであろう。微禄だが藩士として「御役方」と呼ばれ、文武学校の実務を担った部署であり「掛御目付」の「助」も務めることがあった。

掛御目付と調役の役替えは藩政末期になるとかなり頻繁に行われるが、一度勤めた者が再度帰役することも多い。定員は二〜三名である。

⑤ 台所目付・御買物役

切米での禄支給で一代限りの足軽同心から「藩士並」に引き上げられた身分の者が多い。

学校内の物品購入とその管理、飲食物の差配などをし、「御用日記」に記述する。二〜三人が定員であるが、この部署から下は役替えが無く、隠居・死去しない限り同じ人物が勤め続けている。

⑥ 下目付頭取

定員一名である。ここまでは藩主に目通りできる「御目見席」であり、下目付頭取は学校で働く目見以下の足軽同心・番人・仲間を統括する役目であり、武器・道具手入れの責任者である。

⑦ 台所元メ・家具番・道具番

文武学校中央の板敷部分に詰め、台所・家具・道具などの管理をする人々である。普請方の足軽の中から選ばれ、役に就くことで苗字を貰っている²²。定員は二〜四人。

⑧ その他

御門番人・仲間・台所仲間がおり、足軽同心の中から選ばれ、校内の掃除やメンテナンス、他部署・師匠たちへの使い等を行う。また学校での泊り番も行っている。

(三) 稽古の様子

① 師匠と門弟

決められた日割（スケジュール）に従って師匠・門弟が集まって稽古を行うが、師匠は教師として学校に雇われているわけではなく、藩士としての務めを持ちつつ門弟たちに教授している。従って年初めの稽古初めの際等に特別賞与がある程度で、毎月ごとに俸禄（給料）が学校（＝藩）から出るわけではない。また松代藩では師匠の代わりに実際に門弟の指導をする立場にある者を「行司」と呼称し、学校行事の際には師匠と並んで褒賞を受けている。人氣が無く出席する門弟がほとんどない場合などは「日割御貸無」、つまり割り当ての学校使用日時を削られることもあった²³。一回の授業時間は半日で、午前と午後に分かれている。

門弟たちは基本、就いた師匠の割り当てられた日時に学校へ行き、講義・稽古を受講する。自分の体力ややる気、必要に合わせて受ける科目の数を決められるところは現在の義務教育というよりは大学のシステムに近い。おおむね八才頃から学問を、十四歳頃から武芸を始めるようであるが、父親が師匠の場合などはもっと早くに始めることが認められることもあった。学校には三十五歳くらいまで通うことが認められている。

実際には藩士の子弟全員が通ったわけではなく、努力義務であったためか、精勤しない者については嫡子なら家督を認めず、次男三男なら養子縁組を認めないと藩は何度も触れを出しているところを見ると、武士なら全

員文武両道に邁進していたとは限らなかったであろう。

② 学校の一年間

正月十八日に稽古初めの式が行われる。この時師匠・行司には酒・金子が下され、門弟たちには扇子・服地・帯・紙などが与えられる。また学問精勤の者には儒学の書籍が与えられる。

実際に稽古が始まるのは二十一日からで、「諸稽古始」、寒さが厳しいこの時期に一日通し稽古（「終日稽古」）を行う場合、藩からは豆腐汁と時によつては水菓子（冬は饅頭であることが多い）が下される。これはすべての師匠が行うわけではなく、熱心な師匠と門弟たちのいる道場が行っていた。

三月から四月にかけて「御一覽」と呼ばれる藩主・藩の重役たちの前で武芸の発表会があり、その割振りと準備に学校の役人たちは忙しい。

夏季に行う終日稽古にも豆腐汁と水菓子（夏季には西瓜）が下される。水練の稽古もあり、学校内に水練場はないので城下北を流れる千曲川の「坂渡船場」で練習は行われた。

九月末から十月にかけて秋の「御一覽」がある。

十二月初めには「御聴聞」と呼ばれる学問版の「御一覽」がある。

十二月十九日に稽古納めの式があり、翌年稽古初めまで休みに入る。

休日は節句と呼ばれる三月三日・五月五日・七月七日・八月一日、七月十三日（一六日の盆休み、八月十八日・十九日の祇園社の祭礼、白鳥神社と武靖大明神の祝日が九月に二日ずつ（変動制）である。また藩主真田家・幕府の喪や、藩主の参勤交代時等も休日となる。

武芸・学問の発表会である御一覽・御聴聞は基本松代城花の丸で行われる。武芸は庭で行われるため、雨天の場合、延引となった。

また不定期に「野合稽古」が行われることがあり、近郊の妻女山へ行き稽古を行うが、一人当たり饅頭十五個、役人達には七個などと、さながら

ピクニックの様相も呈しているのが微笑ましい。

③ 学校を訪れる人々

文学所のところでも述べたが、文武学校には各地からいわゆる武芸修行の旅にやってくる人々がいた。

安政二年の開校時には、他藩のそうした「修行人」を学校に入れることは特別な場合を除き無かった。しかし、松代藩でも藩士が江戸へ武術・学問の修行に出ることが多くなり、そこで各地の藩士たちとの交流が多くなるに従って、藩士の紹介があれば他藩の修行人も文武で稽古が出来るようになってゆく⁽²⁵⁾。

修行人は藩に願いを出し、許可を貰うと身分を証明する手札を貰う。松代藩の場合、前もってその藩の江戸留守居役から松代藩の留守居役へ連絡し、それを松代の国元へ知らせる手順を踏んだ上で許可されるが、これは他の藩でも同様だった。各地に修行人が無料で宿泊できる「修行人宿」と呼ばれる宿屋があり⁽²⁶⁾、松代藩の場合、立町にあった長崎屋という宿がそれだった。

嘉永六年（一八五三）に江戸で三大道場の一つである練兵館を開いた齋藤弥九郎（神道無念流）の子息新太郎が廻国修行の際に松代に立ち寄った時には、藩としても面目を考えたものと見え賄・宿の提供と藩士片岡弘人の稽古場での立会いを許可しているが、当時の松代藩としては異例のことである。

文武学校が開校した直後の安政二年五月に松代藩を訪れた佐賀藩士、牟田文之助の『諸国廻歴日録』⁽²⁷⁾に、剣術修行人から見た当時の松代の様子が描かれており、簡略ではあるが非常に興味深い記述である。

それによると齋藤弥九郎の練兵館で知り合った松代藩士、齋藤新蔵⁽²⁸⁾の紹介で松代藩を訪れた文之助は、佐賀藩と松代藩の間の連絡がうまくいかずに結局文武学校での稽古参加は出来なかった。しかしせっかく来たのだから

らと文武学校の師匠である東軍流矢野茂の道場で内々で立会いを認められる。ここに矢野家の稽古場の記述があり、

「三間二四間之土間二而敷物を敷手合(有カ)」

となっている。これは約5・5m×7・2mの規模で板敷ではなく土間であった。文武学校の剣術所は五間半×八間であり、個人の稽古場に比べるとうかなり大きい。ちなみに矢野家での立合いは「諸流拾人斗」で「人少：甚未熟極候」であった由。⁽²⁹⁾

安政七年(一八六〇)九月には「長州藩柳生新陰流 高杉晋作」が訪れて立会稽古を行っている。⁽³⁰⁾これは当時自宅で蟄居中だった佐久間象山を訪ねてのことであったようだが、表向きは剣術修行の体裁を取ったのであるうか。同様に訪ねてきたはずの久坂玄瑞や中岡慎太郎の名は学校日記には見えない。

これ以外にも各地から剣・槍を中心として修行人が数多く訪れている。藩も安政七年には修行人に「止宿賄料」を「当座被下」としているが、⁽³¹⁾これは文武を奨励し他藩で世話になった自藩の藩士たちも多く、他藩への外聞もあったのであろう。

おわりに

駆け足で史料にみられる文武学校のアウトラインを示してきたが、事例の羅列のみに終始してしまい、考察らしいことはできなかった。史料についてもごく一部のみ、学校日記を主とした学校の側面しか示すことができず、5点の絵図資料の考察も併せていざれ稿を改めて再び考察できたらと考えている。また今回は兵制士官学校についても触れることができなかった。

さらに学校の最終局面で起こる明治元年(一八六八)の戊辰戦争に至るまでの文武学校の果たした役割、影響も考えてみたい。

ともあれ、文武学校に関する史料の一覧を(不完全ではあるが)作成したことで、以降の研究の際の一助となれば幸いである。

注

- (1) 『松代学校沿革史』 松代小学校 昭和二十七年、『同 第二篇』昭和四十年ほか
- (2) 『松代城下町図』・「家中屋敷絵図」真田宝物館蔵など
- (3) 「文武学校日記」嘉永四年十月二十七日条
- (4) 「文武学校日記」嘉永五年三月四日条「金井美濃輔御用地江引渡付：」
- (5) 各建物棟札参照
- (6) 「文武学校日記」安政二年四月二十九日条(以下特に記載しない限り「文武学校日記」からの記事)
- (7) 日割の変更がかなり頻繁にあったようであるが、ある時点で変更した日割と次の変更の際の日割が一致せず、その間にあつたと思われる日割変更の記事が抜けていることも多い。修理記録は現在残っているものと日記の記事が一致することもあれば一致しないこともある。当時必要とされた記録と、現在必要とされる記録が必ずしも一致しないことを示す。
- (8) 安政三年正月十八日条ほか
- (9) 安政元年十一月二十五日条「医師服部敬順此度御頼二付罷越今日到着、滞留中学校文学所西之方二被差置…」
- (10) 明治元年九月二日条「右御頼二付今日御着暫之内学校へ被成御滞在候段心得被仰渡之」
- (11) 安政三年正月十八日条「御用部屋相立御用席出席…」
- (12) 「学校剣術所御継足御普請御入料品々々出御勘定帳」
国文研あ一二七三
- (13) 前掲(12)参照
- (14) 「学校御条目」安政二年四月二十五日条
- (15) 「去戊年中学校所々御修復御入料メ出御勘定帳」

国文研あ一二九九「豊三十畳表替」

(16) 安政三年五月十三日条

(17) 「学政日記」明治二年十一月二十六日条

(18) 「学政日記」明治三年三月九日条

(19) 安政二年八月七日条

(20) 慶応元年十一月九日条「学校東序軍学致稽古候処文学所江引移候様…」

(21) 「文武学校図」長野市立博物館蔵浦野家文書 文学所中央やや西寄り南側に「御目付」の部屋がある。学校日記にある職名と部屋名が一致せず、これからの課題である。

(22) 安政五年六月一日・二十三日条

(23) 安政四年正月二十日条で綿貫新兵衛(軍学)が「昨年より「門弟出席無」のため割り当て時間を取り消されている。

(24) 文久三年正月二十一日条

(25) 概ね安政四年頃より文武での稽古も松代藩の藩士が前もって身分・姓名・人数を書いた届を出す許可が下りるようになり、最後には前日・当日届捨ての場合すら見受けられる。

(26) 『江戸の旅』今野信雄 岩波新書 一九八六年

(27) 『随筆百花苑第十三巻』中央公論社 一九七九年

(28) 百石、安政四年番入。同六年御納戸役。慶応二年御城詰、続いて御使役となり、慶応四年道橋奉行。明治二年に剣術二等教授。安政二年正月に剣術廻国修行に出る。斎藤弥九郎の練兵館で修行していたことが『諸国廻歴日録』に書かれている。交友関係が非常に広がったのか、安政四年に神道無念流の師匠となり文武学校で教え始めて以降も文武学校へとやってくる修行人の大半が彼を通じて藩に許可を求めている。

(29) 『諸国廻歴日録』安政二年五月九日条

(30) 安政七年九月二十二日条

(31) 安政七年六月六日条 また慶応元年八月十一日条にはこれまでの「賄料二泊分銀一朱ずつ」から時価で二泊分に改めている。幕末のインフレがあまりに激しく、

実情に合わなかったためであろう。

表1 文武学校関連資料

資料番号	文書名	備考	年代	所蔵
あ 621	学校御条目	文武学校規範	嘉永5～7	国文研
あ 622	学校御条目	文武学校規範	安政2～文久2	国文研
あ 623	学校御条目	文武学校規範	文久3～明治4	国文研
あ 1011	御兵制士官学校留	士官学校記録	明治元～3	国文研
あ 1012	御兵制士官学校日記	士官学校記録	明治元～2	国文研
あ 1013	御兵制士官学校証文留	証書類	明治2	国文研
あ 1206	丑御当用并所々御修復御入料ノ出御勘定帳	文武学校修理・改築記録	嘉永6	国文研
あ 1244	去去年中御殿向其外所々御置御入料ノ出御勘定帳	文武学校修理・改築記録	嘉永5	国文研
あ 1245	去去年中御殿向其外所々御置御入料ノ出御勘定帳	文武学校修理・改築記録	嘉永6	国文研
あ 1273	学校剣術所御継足御普請御入料品々ノ出御勘定帳	文武学校修理・改築記録	文久3	国文研
あ 1274	去去年中学校所々御修復御入料ノ出御勘定帳	文武学校修理・改築記録	文久3	国文研
あ 1295	去去年中学校御修復品々御入料ノ出御勘定帳	文武学校修理・改築記録	安政5	国文研
あ 1296	去去年中学校所々御修復御入料ノ出御勘定帳	文武学校修理・改築記録	元治元	国文研
あ 1299	去去年中学校所々御修復御入料ノ出御勘定帳	文武学校修理・改築記録	文久2	国文研
あ 1309	学校御普請御入料御材木通元帳	文武学校建設時の木材総量	安政元	国文研
あ 1366	文武御褒美帳	藩から生徒への褒美	安政2～明治3	国文研
あ 1365	請取物証文扣	文武学校の物品納入記録	安政2～明治4	国文研
あ 3031	明治三丑御普請留	明治3年・藩の普請記録	明治3	国文研
い 1460	文武学校日記	学校日記	嘉永4～安政3	国文研
い 1461	文武学校日記	学校日記	安政4～万延元	国文研
い 1462	文武学校日記	学校日記	文久元～3	国文研
い 1463	文武学校日記	学校日記	慶応元～2	国文研
い 1464	学校日記	学校日記	慶応3～明治2	国文研
い 1465	御用日記[学校掛御買物役]	学校日記	安政2～明治元	国文研
い 1466	日記[学校掛勘定方]	学校日記	安政2～明治3	国文研
い 1467	学校日記	学校日記	慶応元	国文研
い 1468	(学政)兵制日誌	学校日記	明治2～明治4	国文研
い 1469	学政日記	学校日記	明治2～明治3	国文研
い 1470	日記 学監	学校日記	明治3～明治4	国文研
い 1471	日記 学校	学校日記	明治4	国文研
い 3685	学校御引訳高之内御入料御払御勘定帳	学校決算	安政5	国文研
い 3686	学校御引訳高之内御入料御払御勘定帳	学校決算	安政7	国文研
い 3687	学校御引訳高之内御入料御払御勘定帳	学校決算	文久元	国文研
い 3688	学校御引訳高之内御入料御払御勘定帳	学校決算	文久2	国文研
き 1522	南文学所模様替大工入札伺書 注文仕様及入札書共	柔術所改築記録	明治3	国文研
き 1523	学校所々障子入札伺書 注文仕様及入札書共	学校改築記録	明治3	国文研
き 1524-01	営繕司伺書	学校改築記録	明治3	国文研
き 1524-02	営繕司伺書	学校改築記録	明治3	国文研
き 1524-03	営繕司伺書	学校改築記録	明治3	国文研
き 1524-04	営繕司伺書	学校改築記録	明治3	国文研
き 1524-05	営繕庶務伺書	学校改築記録	明治3	国文研
き 1524-06	学政庶務掌際伺書	学校改築記録	明治3	国文研
け 739	営繕庶務伺書 仕様帳・図面・大工入札共[学校剣術所模様替落札取調]	学校改築記録	明治3	国文研
た 115	(文学所・剣術所・槍術所等御極金勘定書類)	学校改築記録	明治3	国文研

資料番号	文書名	備考	年代	所蔵
へ222-1～9	作事方申渡書	学校備品等仕様書	明治2	国文研
へ203-06-033	武庫司事指図書	学校改築記録	明治3カ	国文研
ぬ7-1-52	覚	学校改築記録	明治4	国文研
ぬ7-2-3	覚	学校改築記録	明治4	国文研
松小-文-1	御開ニ付懸御目付申立写	開校にあたっての掛目付申立	安政2	松代小
松小-文-2	学校御開ニ付人員之義伺	道具番他4人から6人へ増員願	明治4カ 2月	松代小
松小-文-3	(学校稽古日割表) 剣術所、槍術所外	剣・槍・砲・広場の日割	明治2	松代小
松小-文-4	学政職員撰名	職員名簿(部分)	明治2カ	松代小
松小-文-5	学政職員撰名	職員名簿(部分)	明治2カ	松代小
松小-文-6	学政職員撰名	職員名簿(部分)	明治2カ	松代小
松小-文-7	草間一路 兵制士官学校取調掛任命書	草間一路 士官学校取調掛任命書	明治元 10月	松代小
松小-文-8	岩崎玄蕃 兵制士官学校総督任命書	岩崎玄蕃 士官学校総督任命書	明治元 10月	松代小
松小-文-9	一 学校文学所御入側江御二階御出来之義ニ付申上	文学所2階増築について	明治2 正月	松代小
松小-文-10	二 文学所御普請之義御尋申上	文学所2階増築について	明治2 2月	松代小
松小-文-11	三 文学所御普請之義御尋申上	文学所2階増築について	明治2 2月	松代小
松小-文-12	四 文学所御入側御普請之義申上	文学所2階増築について	明治2 2月	松代小
松小-文-13	五 士官学校番人之義ニ付申上	道具番増員之儀不可	明治2 2月	松代小
松小-文-14	八 士官学校御道具番之義御尋ニ付申上	道具番再願	明治2 2月	松代小
松小-文-15	開拓使 差紙(武田斐三郎出頭)	武田斐三郎への政府呼出し	明治2 7月	松代小
松小-文-16	洋書御買上之義ニ付申上	士官学校用教科書購入について	明治2 2月	松代小
松小-文-17	(洋書御買上之義)	士官学校用教科書購入について	明治2	松代小
松小-文-18	補給士以下御筒拝借之義御尋申上	小銃の貸出について	明治2 6月	松代小
松小-文-19	岩崎懋宛御用状	校正本の返却について	明治2 10月	松代小
松小-文-20	岩崎懋回章	学政兵政職員兼務について	明治3 2月	松代小
松小-文-21	(洋書他注文等覚書)	注文物品名	不明	松代小
松小-文-22	岩崎懋回章	学政局役名変更について	明治3 2月	松代小
松小-文-23	覚書		明治3カ	松代小
松小-文-24	写生字局入料之義伺	物品購入について	明治3カ 2月	松代小
松小-文-25	銃兵職務御規之義御尋ニ付御内々申上		明治3カ 3月	松代小
松小-文-26	菅左衛士之介口上覚	士官学校入学願	明治2 2月	松代小
松小-文-27	岩崎玄蕃御用状	文学所工事中、士官学校長国寺へ	明治2 2月	松代小
松小-文-28	喇叭稽古小屋御出来之義ニ付伺	喇叭稽古所稽古小屋新築願	明治2 正月	松代小
松小-文-29	学校江廊下御出来之義ニ付御尋申上	文学所から東序への廊下新築願	明治3 5月	松代小
松小-文-30	岩崎懋回章	宮下力兵学二等教授任命について	明治3 5月	松代小
松小-文-31	学校御創立等之義ニ付申上	士官学校生徒心得について	明治2カ 3月	松代小
松小-文-32	士官学校御賄被下之分	時間外勤務者の賄について	明治3カ	松代小
松小-文-33	学政局所管系統表	学政局管轄部局名称	明治3カ	松代小
松小-文-34	喇叭之義ニ付伺	喇叭稽古人進退願	明治元カ 5月	松代小
松小-文-35	中短ミニ銃拝借之義伺	小銃の貸出について	明治2カ 6月	松代小
松小-文-36	学校并士官学校御賞ノ件御用状		明治2 6月	松代小
松小-文-37	銃架等御出来之義申上	銃道具入・銃架作成願	明治2 7月	松代小
松小-文-38	日割之義御尋ニ付申上	学校日割について	明治3 7月	松代小
松小-文-39	岸太五之丞 兵制士官学校取調掛任命書	岸太五之丞任命書	明治元	松代小
松小-文-40	士官学校出席名面紙入箱御出来之義伺	士官学校出席札入作成願	明治2 2月	松代小
松小-文-41	岩崎懋回状	学政局職員について	明治3 3月	松代小
松小-文-42	新御殿御守役書状	学生の悪戯禁止	明治2	松代小
松小-文-43	細筆御買上代御金払之義ニ付申上	士官学校物品購入について	明治2カ 11月	松代小

資料番号	文書名	備考	年代	所蔵
松小-文-44	三井孝右衛門跡式之儀御尋ニ付申上		明治3 7月	松代小
松小-文-45	當繕方江御酒被下之義伺	當繕方への褒美について	明治3 7月	松代小
松小-文-46	名面表			松代小
松小-文-47	学政局御人遣之義ニ付御尋申上		明治3 6月	松代小
松小-文-48	机硯箱等御出来之義ニ付伺	士官学校物品納入について	明治3 正月	松代小
松小-文-49	三井孝右衛門跡式之儀御内々伺		明治3 7月	松代小
松小-文-50	岩崎懋回状	加藤直衛学監兼任について	明治3 6月	松代小
松小-文-51	當局内御人遣之義御尋ニ付申上	道具番・使番増員について	明治3 6月	松代小
松小-文-52	武田斐三郎殿御猶予願之義申上	武田斐三郎への政府呼出し猶予願	明治3 9月	松代小
松小-文-53	(士官学校助教等名面申上)	学校職員名	明治3	松代小
松小-文-54	御写本表紙附候義ニ付伺	写本表紙作成について	明治2 3月	松代小
松小-文-55	申上		明治3カ	松代小
松小-文-56	大隊三之巻十一丁ヨリ二十二丁迄板下出来候ニ付申上	教科書翻訳について	明治3カ 2月	松代小
松小-文-57	申上	教室使用人数について	明治3カ 9月	松代小
松小-文-58	申上	教授名カ	9月	松代小
松小-文-59	螺口修行之者江玉子料被下之義申上	喇叭修行之者への褒美について	明治3カ 11月	松代小
松小-文-60	申上	学校内名称について	明治3カ 11月	松代小
松小-文-61	佐久間維章返答状	学校内名称について	明治2カ	松代小
松小-文-62	西洋砲御番士世話之義ニ付			松代小
松小-文-63	(西洋砲御家流砲術云々)	砲術流派について	5月	松代小
松小-文-64	寄合兵隊小頭世話役之義ニ付奉伺	寄合兵隊小頭姓名	明治3カ 4月	松代小
松小-文-65	小林盛次郎口上覚	生徒履修科目変更願	明治3 4月	松代小
松小-文-66	片岡文蔵口上覚	生徒履修科目変更願	明治3 4月	松代小
松小-文-67	岩崎玄蕃回状	洋書購入について	2月	松代小
松小-文-68	真田桜山御用状		明治3カ 9月	松代小
松小-文-69	岩崎懋御用状	物品購入について	明治3 3月	松代小
松小-文-70	某書状	文学教授の選定について	明治2カ	松代小
松小-文-71	御用状	異国船対応について	(弘化2の写) 5月	松代小
松小-文-72	太政官布告写	明治政府の貨幣変更について	明治元 4月	松代小
松小-文-73	(名面表)		閏4月	松代小
松小-文-74	岩崎懋回状	補給士人選について	明治3カ 4月	松代小
松小-文-75	(同上別紙)	同	同	松代小
松小-文-76	職員姓名書入界紙御渡ニ付申上		明治3 10月	松代小
松小-文-77	(稽古日割)	剣術所・槍術所稽古日割	明治2カ	松代小
松小-文-78	御内々申上	学政局庶務役人訴え	明治2 12月	松代小
松小-文-79	学監伺之義ニ付内々申上		明治2 11月	松代小
松小-文-80	今廿九日学校休日儀ニ付伺	生徒休日について	3月	松代小
松小-文-81	(文武学校生徒心得)	生徒心得	明治2 12月	松代小
松小-文-82	差向之義ニ付本文之件ニ付	剣術所修理の為教室繰合せについて	明治3 7月	松代小
松小-文-83	幼学場等御取立之義申上	調練所普請について	9月	松代小
松小-文-84	当二月中小銃組之者広場ニ於て不法之所置嘆願之儀別紙相添御内々伺	小銃組広場での違法行為について	明治3 8月	松代小
松小-文-85	小僧役御賄被下之義ニ付申上	小僧役賄について	11月	松代小
松小-文-86	覚	御聴聞生徒名簿	嘉永元年 11月	松代小
松小-文-87	覚	師匠名	～文久3年迄	松代小
松小-文-88	(名面書)	御覧 師範名簿		松代小
松小-文-89	(武芸稽古被遊御覧候間日割之儀)	御覧 師範名簿		松代小
松小-文-90	申上	士官学校の長国寺使用について	明治2 2月	松代小
松小-文-91	(洋学所御普請之義ニ付代替地借入等)	士官学校校舎について	明治2カ 2月	松代小
松小-文-92	洋学生江ミニール銃拝借之義伺	ミニエール銃数量不足について	明治3カ 2月	松代小

資料番号	文書名	備考	年代	所蔵
松小-文-93	学校稽古日割並休暇	学校時間割	明治3カ	松代小
松小-文-94	(剣術二等助教 仰付御達ニ付名面申立)	剣術二等教授名簿	明治3カ 2月	松代小
松小-文-95	(名面書)			松代小
宝17-2-22~33	定小屋日記	松代藩普請関係記録	嘉永6~明治5	真田宝物館
宝20-12~13	監察日記 書抜十二~十三	松代藩普請関係記録	嘉永6~安政6	真田宝物館
	高野日記	松代藩士日記	嘉永6~明治6	県立歴史館
市立博物館	「文武学校図」	浦野家文書	嘉永6	市立博物館
松代公民館	「学校所図面」	小泉家文書	嘉永6	松代公民館
松代小学校	「(文武学校図)」	明治時代の図の写カ	明治5年以降	松代小
松代小学校	「暗射松代学校全図」	洋紙にペン, 彩色	~明治23年頃カ	松代小
松代小学校	「校舎敷地之図」(松代小学校沿革史巻末図)	鉛筆・ペン	~明治23年頃カ	松代小
松代小学校	(松代小学校校図)	和紙・着色	明治31年以降	松代小
松代小学校	「(松代小学校校舎配置図)」	洋紙にペン, 書きかけ	明治40~大正7年頃	松代小
真田宝物館	「信濃国川中島松代城絵図」	長岡助次郎推定復元図	大正6年	真田宝物館

菅沼弥惣右衛門家文書について

山中さゆり

はじめに

長野市松代町には、江戸時代から続く旧真田家臣家が少なからず残っているが、そのうちの菅沼家について、ご所蔵の資料を調査する機会を得た。今回調査させていただいた菅沼家は、少なくとも江戸時代後期には現在地に居住しているとみられ^①、数多く古文書を所蔵されている。その中で、真田信之朱印状を中心に、新出を含めた近世初頭の文書十四点について紹介し、考察を加えたい。

一 菅沼家について

「御家中系図」「真田家臣書上帳」^②によれば、菅沼家の本国は三河で、今川家に属し井伊谷城代であったとしている。これは、井伊谷三人衆として知られる、菅沼次郎右衛門忠久^③をその祖としているもので、その真偽はわからないが、今川家没落後に真田家に仕官し、神川合戦（第一次上田合戦）、大坂の陣で功名があったという。本文書群の多くで宛所となつてゐる二郎右衛門（または次郎右衛門）はその子で、慶安元年（一六四八）には、後述するように、二人の息子・九兵衛と左兵衛に百石ずつ分知が認められている。慶安三年（一六五〇）九月に足軽十人を息子・左兵衛に預けることが認められたのち、十月に死去した。

九兵衛は信之の小姓を務めていたといい、後裔は同じく九兵衛を名乗る

者が多く、御金奉行や表御用人など要職を務めた。左兵衛はのち弥惣右衛門を名乗り、元禄十五年（一七〇二）に死去している。後裔は弥惣右衛門、弥右衛門などを名乗る者がおり、普請奉行や御金奉行、郡奉行などを務めている。

今回紹介するのは、後に弥惣右衛門を名乗った家で、九兵衛家とともに幕末まで続いていることから、便宜上菅沼弥惣右衛門家と呼ぶことにする。なお、二郎右衛門の表記は、論文中では二郎右衛門に統一した。また、『信濃史料』掲載文書については、『信』巻数・頁で表した。

二 菅沼弥惣右衛門家文書の紹介と検討

①真田信之朱印状 折紙 三六・四×五〇・五 裏紙有 ※新出史料

已上

別而奉公専一候間、青木窪林之内五拾貫文出置候、尚依奉公可加増者也、仍如件、

辰之

六月晦日 印

菅沼次郎右衛門殿

菅沼次郎右衛門に宛てた真田信之の朱印状で、朱印は信之が最も長く使用し、また多くの例が残る「精福萬」の印である。菅沼弥惣右衛門家文書で使用されている信之の朱印はすべてこのタイプである。

青木窪林(現・上田市蒼久保)の内菅沼次郎右衛門に五十貫文与える、という宛状である。年記の辰年は、信之が父・昌幸から上田領を継いだ慶長五年(一六〇〇)以降、松代移封の元和八年(一六二二)以前となるので、慶長九年(一六〇四)あるいは元和二年(一六一六)となる。別して奉公、つまり特別な奉公があった、としているので、あるいは慶長二十年(元和元・一六一五)の大坂の陣で働きがあった、ということであろうか。そうであるならば、元和二年発給文書といえる。ただ、大坂陣高名帳⁽⁴⁾には、菅沼氏の名前は見えない。

この時期、真田領内では一貫を三石で換算しているので、五十貫文は一五〇石と考えられる。

②真田信之朱印状 折紙 三三・六×四八・四 『信』21-278

已上

石井喜左衛門代官所本原下代非分仕由、百姓等目安差上候条、其方二代代官申付候間、嚴重ニ相改無非分様ニ藏納可申付者也、仍如件、

午

九月十一日 印

菅沼二郎右衛門殿

『信濃史料』に採録されているが、年記を牛(うし)と読み違えて発給を慶長十八年(一六一三)としている。正しくは午(うま)であることは

明らかで、元和四年(一六一八)のものである⁽⁵⁾。

石井喜左衛門が代官を務める本原(現・上田市真田町)の下代(下代官)の非分を百姓が訴えてきたので、菅沼二郎右衛門に大代官を申し付け、嚴重に取り調べるように、という内容である。大代官―代官―下代という役人が置かれたことがわかる文書といえる。

③真田信之定書 四一・〇×五七・四 大鋒院殿御事蹟稿卷十二

印 定

右改申付候、村中戌之覚帳之通、当十五日已然ニ堅皆済可申付者也、仍如件、

十二月九日

菅沼二郎右衛門殿

平林理右衛門殿

窪田茂左衛門殿

菅沼二郎右衛門ほか二名に宛てた、年貢の皆済申渡状である。冒頭に信之の朱印が捺される形式で、ほぼ同文の文書が四点あることが「大鋒院殿御御事蹟稿」卷十二⁽⁶⁾に掲載されている。それぞれ三〜四名に宛てたもので、このうち成沢勘左衛門公直相伝とある文書については実物が現存している⁽⁷⁾。これは本文書と同筆とみられ、ほかの二点についても同日付であることから、一斉に発給されたものと考えてよいであろう。

四点が同時発給という前提で年代比定してみると、山越右馬允宴春相伝とある文書の宛所にみえる、山越三右衛門は寛永七年(一六三〇)あるいは寛永三年(一六二六)におこったといわれる、四十八騎浪人事件⁽⁸⁾で松代

藩を退去した人物である。また、同文書の別の宛所である村田角兵衛は『真田家臣系図書上帳』に、笹平村居住で元和八年に信之が松代移封後に召し出しとある。このことから、文中の戌年は元和八年で、発給は村田角兵衛が召し出された元和八年から山越三右衛門が退去した寛永七年までのものであると考えられる。さらに言えば、戌の覚帳とは、信之移封時に作成した村の年貢の割合や納入の仕方などに関する覚書と思われるので、作成してからそれほど長い年月が経ったものでもなく、あるいは作成の翌年である元和九年（一六二三）から、寛永二～三年（一六二四～二五）ごろのものではないかと推定される。

④真田信之請取状 堅切紙 三五・〇×一〇・三 『信』 26374

小判四百式拾四両、銀拾匁八酉之麻連上請取者也、仍如件、

（寛永十一年）
戌之

十二月十二日 印

菅沼二郎右衛門殿

岩本清左衛門殿

寛永十一年（一六三四）に比定されているもので、前年の麻の運上金を受け取ったという請取状である。宛所となっている岩本清左衛門については、わからない。

⑤真田信之請取状 堅切紙 三〇・四×一七・九 『信』 26385

銀八百目請取、里分成之年貢内、銀六拾目二付而糶拾三表双場也、仍如件、

印 （寛永十二年）
亥ノ

正月十日

菅沼二郎右衛門殿

⑥真田信之請取状 堅切紙 三〇・五×一八・五 『信』 26384

小判壹両三分、銀百目請取候、山中岩草村戌ノ年具ノ内、但金壹両二付而糶拾式表、銀八六拾目二付而糶拾仁表双場也、仍如件、

印 （寛永十二年）
亥ノ

正月十日

菅沼二郎右衛門殿

寛永十二年（一六三五）に比定されているもので、二点同日付の年貢請取状である。この二点は上部が紙縫りでひとくくりになっている。⑤は里分成の年貢の内、銀八百目を請け取ったというもの、⑥は山中岩草村の年貢の内、小判一両三分と銀百目を請け取ったというものである。里分は銀六十目につき糶十三俵、山中岩草村は金一両につき糶十二俵、銀六十目につき糶十二俵を相場としている。

松代藩でいう「山中（さんちゅう）」は、松代藩領のうちでも西側の山間部を指し、岩草村は現在の長野市七二会地区にあたる。

⑦真田信之朱印状 折紙 三六・九×五一・四 ※新出史料

以上

為加増五拾石之地出置候、猶依奉公可令加恩者也、

寛永十二年

十月廿六日 印

菅沼二郎右衛門殿

菅沼二郎右衛門に五十石の加増を与えるというものである。①で五十貫文、つまり一五〇石を与えているので、合計二〇〇石となる。『真田家御事蹟稿』所収の寛永十年の分限帳¹⁰では、すでに二〇〇石となっているが、この分限帳自体の成立が、寛永十二年以降であるということであろうか。

⑧真田信之朱印状 折紙 三六・九×五一・七 『信』26491

以上

一山中麻留買、万事仕置之儀其方被仰付候間、無油断口留番所念入可申付候、麻之儀付而人遣之儀者入次第可指引事、
一百姓中麻猥於仕者、法度可申付事、
一麻百姓中方、進物仕候事、法度可申付候、郷中百姓中欠落無之様代官へ可申渡事、仍如件、

寛永十二年

十月廿六日 印

菅沼二郎右衛門殿

⑦と同日付の文書で、山中の麻についてのものである。山中で産出した麻の留買についての仕置きを仰せ付け、口留番所にも入念に申付けける事、

取締りについては必要に応じて手配するようになっている。また、麻をないがしろにした百姓は処罰し、麻を生産している百姓が、便宜をはかるようあちこちに進物することを禁止し、欠落ちする者がないよう代官に申し渡すように、としている。

留買とは、山中の特産品であった麻の自由売買や持ち出しを禁止し、藩が統制をとるもので、菅沼がそれらを管轄する奉行のような立場であることがわかる。本文書は、麻の留買があったことを示す重要文書である。

⑨真田信之朱印状 豎紙 三五・八×五〇・〇 ※新出史料

覚

一当年貢厳重ニ可納候并式拾八匁夫銀同前ニ可相納事、
一村々草山年貢可納之事、
一郷村百性わきくへ在郷被官ニ出候ニおゐてハ、其村肝煎迷惑可申付事、
一村之人馬差引之儀、代官無切手して不可出之事、
一入木入草之儀霜月朔日より□ニ付、積り次第相渡シ残り候分ハ銀ニ而可指上事、
右郷中手置之儀、旁代官ニ申付候間、肝煎百性違背仕候ニおゐてハ曲事ニ可申付者也、仍如件、

丑之

十月廿四日 印

菅沼二郎右衛門殿

割当ての年貢や夫銀、草山つまり入会地の年貢をきちんと納めることを定め、郷村百姓が在郷被官に出る場合は、その村の肝煎に負担を申し付けるとしている。「在郷被官」が何を指すかはつきりしないが、他の村の

百姓の小作人になる、ということであろうか。そうした場合は、小作人になつた者の年貢などについても、その村の肝煎の負担とすること、ということになる。人馬の差配については代官の手形なくしてはできないこと、入会地の利用料を支払う事、これらについて、心がけておくよう代官に申付け、肝煎百姓が違反する場合は処罰するように、とする。発給時期は、他の山中へものと同時期と思われるので、丑年は寛永十四年（一六三七）となる。

⑩真田信之朱印状 折紙 三五・〇×五〇・七 裏紙有 『信』 27-174

以上

足軽拾人預ケ置候、相改役儀等可申付者也、

寛永十四年

十二月十七日 印

菅沼次郎右衛門尉殿

寛永十四年（一六三七）に、足軽十人を預け置いたものである。

⑪真田信之朱印状 三四・六×四九・七 『信』 27-354

覚

一山中刁之麻運上之儀御留買ニ付而、百性迷惑候之由御訴訟申候間、任御訴訟樂買ニ被仰付候、并麻違之由申候間、御運上之儀御詫言之通ニ被仰付候事、

一御料所・給所御年貢麻之儀ハ御代官・御横目相納拂方之事者旁ニ申付候

事、

一刁之麻運上旁書付之通り、急度於差上候者、卯之麻之儀も樂買ニ被仰付候事、

右麻御料所給所共ニ樂買ニ被仰付候者、池田長門為無手判於通者、其罰御法度ニ可申付由被仰出候者也、仍如件、

印 刁之 池田長門守

霜月十三日 奉之

出浦半平

山中村之

惣百性中

⑧で留買にした、山中の麻に関する文書である。山中で産出した麻の刁（黄）年の留買について、百姓が迷惑をしているという訴えがあったため、訴えのとおり樂買、つまり自由売買を申し付ける、というものである。「麻違」というのは、麻が不作だったということとみられ、運上金については請願のとおり、不作だったことを鑑みて少なくする、ということである。直轄地である御料所と年貢地である給所それぞれの麻については、担当である代官と横目役に納め、払方についてはそれぞれに申し付ける。この年の運上金をきちんと納めたら、翌年の卯年に収穫できた麻についても樂買を許可するがこれら樂買は、池田長門守の手形がないものは処罰対象となる、というものである。

留買をした後、再び樂買を許可しているので、留買を命じた寛永十二年以降の寅年発給と考えられ、寛永十五年（一六三八）に比定される。池田、出浦が奉者となっている。留買をしたことで百姓の不満が続出し、不作も

重なったために楽買を許可したというものであろう。宛所は山中村の惣百姓中であるので、おそらくは、こうした覚書が出たことを、菅沼二郎右衛門から百姓等に伝えたのであろう。

⑫真田信之朱印状 折紙 三五・一×五二・七 裏紙有 ※新出史料

菅沼二郎右衛門所領貳百石之内、百石者九兵衛百石者其方へ出度由、父之任望無相違宛行候、全可有領地者也、

慶安元

五月十五日 信之印

菅沼左兵衛殿

慶安元年（一六四八）に菅沼二郎右衛門の所領二〇〇石のうち、一〇〇石を九兵衛へ、一〇〇石を左兵衛に、父・二郎右衛門の望み通りに与える、というもの。①と⑦で宛行われ合計二〇〇石あった所領を二人の子息に分けていることがわかる。

⑬真田信之朱印状 折紙 三五・六×五〇・九 裏紙有

大鋒院殿御事蹟稿卷十九

次郎右衛門足輕拾人無相違其方預置候、役儀等相改可申付者也、

慶安三年

九月廿七日 信之印

菅沼左兵衛殿

父・二郎右衛門預りの足輕十人を左兵衛が受け継ぐ、というもの。次号と関わる文書である。

⑭玉川左門・木村縫殿連署状 折紙 三五・二×五〇・六

大鋒院殿御事蹟稿卷十九

当廿五日之飛札則御披見入申候、貴殿気色以之外之由、養生之儀油断有間敷候、然者御預り被申候足輕拾人、子息左兵衛二被 仰付候様二与被申上候、年来貴殿儀別而御奉公被申上仁之御事候間、望之通左兵衛二御預被成候則御朱印被下候間、可有頂戴候、恐々謹言、

玉川左門

（慶安三年）
九月廿七日 能武（カ）（花押）

木村縫殿

茂俊（カ）（花押）

菅沼次郎右衛門殿

菅沼二郎右衛門の足輕十人を、そのまま子息の左兵衛に与えると藩主・信之が認め、朱印状が出されることを伝えたもの。⑬がその朱印状で、本史料は玉川、木村両者から出された同日付の添状と考えられる。「気色以之外」とあり、二郎右衛門は体調が思わしくないことからの措置であろう。先に述べたように、翌月二郎右衛門は死去した。

まとめ

以上、菅沼弥惣右衛門家文書十四点についてみてきた。ここで、特筆すべき点をあげ、まとめたい。

まず、②文書に見える「大代官」という職務である。大代官は、菅沼以外にも任命されている例があり、本文書でも、代官をさらに指揮する役職と捉えられるが、大代官―代官―下代というシステムについては、具体的にどのようなものであったのか、またそれが上田から松代移封後にどのようなになったのか、など検討の余地がある。

次に、山中の麻の留買や楽買についての文書が散見されることから、松代藩における麻売買についてやその運上についてのあり方を考えるべきと思う。以前、筆者が海野家文書について紹介した際にも、麻についての文書を検討したが、松代移封直後から、麻についての取り扱いについて言及されていることから考えても、改めて見ていく必要があるだろう。

最後に、裏紙と呼ばれる白紙の添え紙の存在である。従来は礼紙と同様に扱われていたものであるが、丸島和洋氏によって、折紙に付された白紙を裏紙と呼ぶことが改めて定義され、真田氏発給文書を含めてその検討がなされている¹³。菅沼弥惣右衛門家文書についても、四点の文書に裏紙が付されていることが確認できたが、丸島氏が述べられるとおり、すべてが所領の宛行や分地などの権利に関わる文書である。裏紙については、今後とも継続して、類例を集積していくことが重要である。

近世初頭の真田家臣家についての文書群は、近年続々とその存在が明らかになりつつあり、『信濃史料』や『真田家御事蹟稿』に記載がないものも発見されている。各文書群としての検討に加え、横断的に見ていく必要を痛感している。今後は、さらなる史料の発見とともに、松代藩初期藩政のあり方を改めて考えていきたい。

註

(1) 真田宝物館所蔵真田家文書吉二〇四「家中屋敷絵図」『真田宝物館収蔵品目録 精選絵図集成』五四頁（松代文化施設等管理事務所 二〇〇九年）

(2) 真田宝物館所蔵マイクロフィルム紙焼きを利用した。「御家中系図」「真田家臣系図書上帳」は記述が若干異なっており、両方を総合して用いた。菅沼家の記述に限っては、この二種の系図に異なる部分が多かり多い。

(3) 菅沼忠久は今川氏に属していたが、のち忠久、近藤康用、鈴木重時の井伊谷三人衆が徳川家康に通じ、家康の遠江侵攻を可能にした。『戦国人名辞典』（吉川弘文館 二〇〇六年）

(4) 『真田家文書』上巻（長野市 一九八一年初版）九三頁。大坂の陣で働きがあったり負傷・討死したりした人物を書き連ねたものである。

(5) 『真田町誌』歴史編下（真田町誌刊行会 一九九九年）

(6) 『新編信濃史料叢書』十六巻 三〇三頁（信濃史料刊行会 一九七七年）

(7) 成澤氏所蔵文書。文言が一部異なり、こちらについては、「戌之免帳之通」となっている。

(8) 真田氏が元和八年に松代に移封された後、松代移住やその後の処理について不満があった家臣四十八人が、一斉に松代藩を離れた事件。寺島隆史「真田氏松代移封と知行給人―「四十八騎浪人」事件を中心に―」（『長野』一二三号、後丸島和洋編『真田氏一門と家臣』（岩田書院 二〇一四年）収録）

(9) 『長野市誌』三巻一一一頁

(10) 『新編信濃史料叢書』十六巻二六二頁

(11) 『信濃史料』2374。元和二年九月に松沢五左衛門、桜井市左衛門に別所・野倉・中野の大代官が申付けられている。

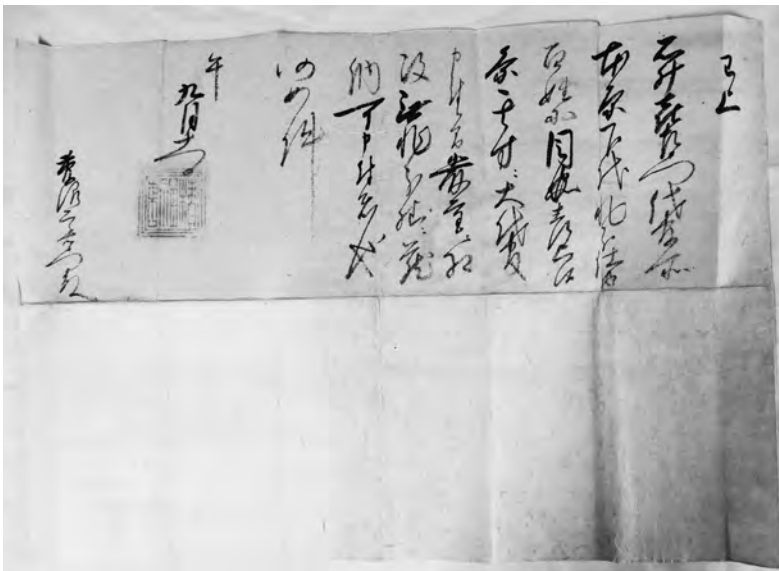
(12) 拙稿「海野家文書について」（『松代』29号 松代文化施設等管理事務所 二〇一五年）

(13) 丸島和洋「二枚一重の折紙―ある思い込みからの脱却」（湯山賢一編『古文書料紙論叢』勉誠出版 二〇一七年）

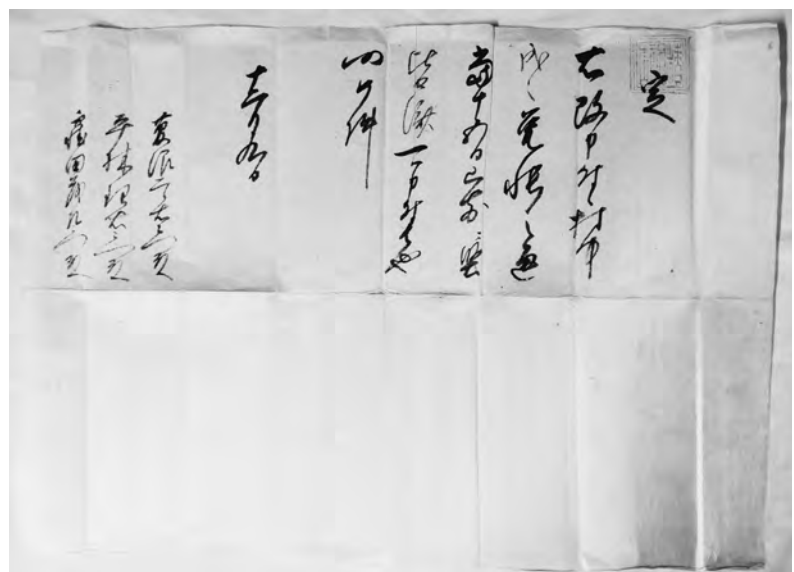
付記 資料調査および紹介をご快諾いただいた、菅沼総雄氏に厚く御礼申し上げます。



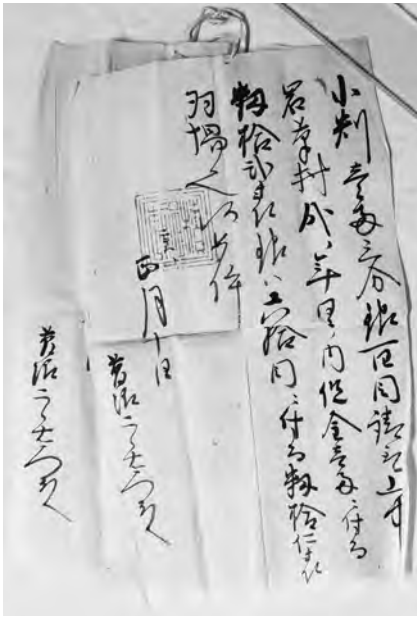
①



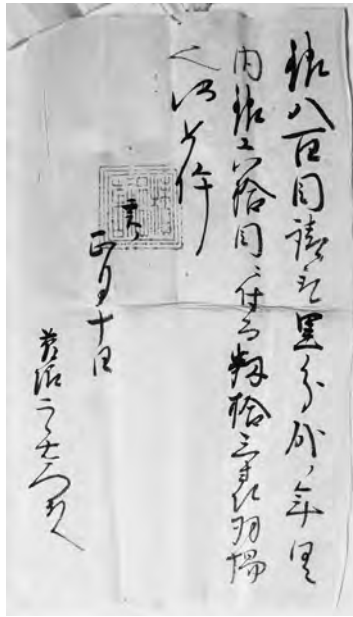
②



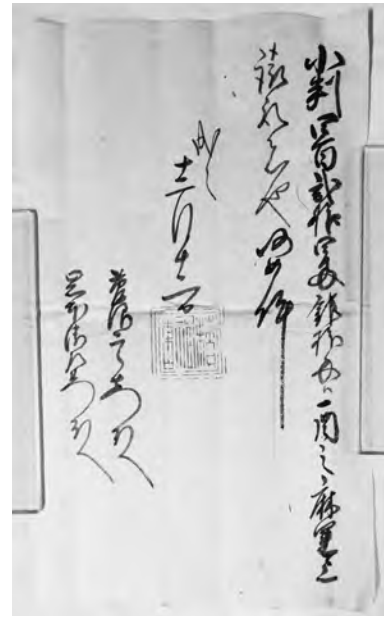
③



⑥



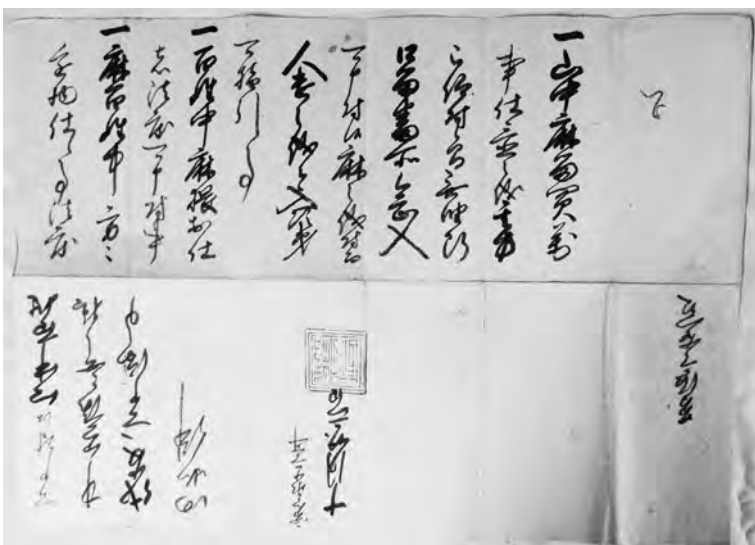
⑤



④



⑦



⑧



⑫



⑬



⑭

翻刻『菊の分根』(9) 地(31—3—12)

真田連句をよむ会

玉城 司 小幡 伍 豊田 千明 池田佐奈恵 大日方裕美
 大塚 尚東 柿崎 孝子 小林 靖子 佐藤さわ子 田中 良彦
 寺田 寿子 荻原 幸子 牧 長夫 牧 豊子 丸山 聖子
 松田 弘子 宮澤 恵夫 矢野 清登

【解題】

前号(『松代』31号)に、続いて真田宝物館蔵『菊の分根』を翻刻する。前回と同じ冊子で題籤には『菊の分根』(後補)、整理番号ラベルに「31—3—12」と付す。今回翻刻するのは、これに収録されている後半の百韻六卷である。各巻の概要をみるために、それぞれの巻(百韻)には便宜上(11)から(16)の算用数字を付した。

前回も述べたが、本巻六巻を収載する『菊の分根地』の表紙見返しに原題籤(無辺。草花散らし文様)と思しき題籤が貼付されており、それに「菊農分け根地」とある。この成立年は、不明だったが、前回翻刻『菊の分根』第八巻目奥書に「右宝暦甲初春晦成」の年記があり、これと合綴されていることから、宝暦十四年甲申(この年六月二日、明和元年に改元)と翌明和二年二月までに成立し、江戸で批点(朱引)されたものと推察した(前号解題参照)。今回は、その後綴られているので、明和二年二月以降に成立したもののだろう。各巻の奥書は、次の通りである。

- (11) 右姑洗初七日満備
月邨所 吉門魚輔 田社橋丸 三評
- (12) 右夏五念九日満備

月邨君淡鴨 鶯徳君勝 米仲勝 秀億勝
朱引

(13) 啜竜君 買明祇東 珠来圃柳 朱引

(14) 右季夏中旬 満備

月村君勝 立几勝 平砂雲牛 朱引

(15) 右水無月五日満備

月邨君勝 金羅魚輔 存義雲牛 祇徳祇東

秀億魚輔 朱引

(16) 右仲秋二十四日

金嶺公魚輔 存義圃柳 亀成勝 所評

前回翻刻した(6)から(10)の五巻は、幸弘の参勤交代状況によって(6)が明和元年十一月、(7)が同十二月、(8)が、翌明和二年一月、(9)(10)が同二月の成立、いずれも松代で巻いて、江戸へ参勤するときに持参し、批点されたものと推察してきた。

このことを勘案すれば、(11)は、明和二年の姑洗(三月)七日、(12)は、四月二十九日、(13)は不明、(14)は季夏(六月)中旬、(15)は、六月五日、(16)は、八月二十四日にそれぞれ満尾したのだろう(月はいずれも陰暦)。幸弘の参勤交代状況を鑑みると、幸弘は明和二年(一七六五)六月四日松代を発駕しているから、(11)(12)は松代での百韻、(13)は松代か

江戸、(14)から(16)は江戸で巻いた百韻と推察される。ただし、(14)と(15)を綴る順序を誤っているだろう。なお、(15)は、松代から江戸へ参勤する途上であり、年次推定を再考すべきかもしれない。続いて、連衆と点者を一覧しておきたい。

(11)の連衆は、麟嶺・芦暁・龍水・其昔・橋丸・祇東・魚輔・菊貫の八吟。点者は月邨、吉門、田社。

(12)の連衆は、其昔・溪鴨・其時雨・柳波・柳美・芦暁・古梅・菊貫・沾雨・金嶺の十吟。点者は、月邨、鶯徳公、米仲、秀億。

(13)の連衆は、菊貫・圃柳・魚輔・祇東・蘆(芦)暁・金嶺・其昔・龍水の八吟、点者は啜竜君、買明、珠来。

(14)の連衆は、其昔・芦暁・金嶺・菊貫・雲牛・祇東・魚輔の七吟。点者は、月村、立几・平砂。

(15)の連衆は、菊貫・圃柳・雲牛・魚輔・祇東・芦川・金嶺・其昔の八吟、点者は月邨、金羅、存義、祇徳、秀億。

(16)の連衆は、菊貫・魚輔・祇東・雅水・波山・圃柳の六吟。点者は金嶺公、存義、亀成。

各巻の発句は、次の通りであるが作者は未詳である。
 (11) 色こそその夜も梅一木臚かな
 (12) 青簾なんそと人や伸上り

- (13) 笠とるや暫し楽む夏木立
- (14) 手拭に包めはぬける真桑哉
- (15) 笠取るやしはし楽む夏木立
- (16) 鶏頭はいよ／＼赤しけふの月

菊貫（幸弘）をのぞいて連衆の俗名は分からない。金嶺は大名らしいが、他はおそらく俳諧好きの家臣たちだろう。点者の月邨（月村）は大和郡山二代藩主・柳沢信鴻。米翁として知られる。今回翻刻した六巻の奥書では月邨とするが、それぞれの百韻の批点では「米徳公」とする。なお（13）の啜竜君も信鴻（米翁・月邨）だと推察される。前回も記した通り、信鴻の継室は、幸弘（菊貫）の祖父真田信弘の娘で、父信安（松代藩五代藩主）の異母妹だから、幸弘の叔母。菊貫が生涯俳諧に親しんだのは、若き日に米翁（信鴻）に親しんだからだろう。

【書誌】

真田宝物館蔵書名／『菊の分根』（後補）
 真田宝物館整理番号／31―3―12
 書型 綴 料紙／大本 27.4 × 19.7 袋綴 楮紙
 表紙 色 模様／縹色無地
 題簽／「菊の分根 地」
 見返し／本文共紙
 目次／なし
 丁数／全一三六丁 墨付一三二丁 行数七／八行
 （今回は第八一丁から一三〇丁まで翻刻した。なお最終の四丁分は白丁）

- 1 旧漢字・異体字は現在通行の漢字に改めた。
- 2 仮名づかい、仮名の清濁は原本のとおりとした。
- 3 収載句には人権にかかわる用語がある。資料的性格を考えて原本通りに翻刻したが、読者は、人権問題の正しい理解のうえにたつて、判断していただきたい。
- 4 本稿は真田連句を読む会の解説に基づいて、小幡伍が原稿を作成、豊田千明が批点を書き入れ、玉城司が解題を記した。

【翻刻】

（11巻）

田社七点
 色こそ夜の夜も梅一本朧かな
御発句先達て拜聞、因而御点除申候

垣ね／＼を伝ふ春風

麗和（うららか）さ羽折を肩へ脱舎（捨て）て

かるう出来たる提たはこ盆

ひたすらに下戸と上戸の脱合イ

尚／＼書ハひろひ書なり

小座敷へ屏風を立て冬構

竹に雀の降りかゝる暮
 田社五点
 雲水に行脚の僧は身を任せ
 麟嶺

病を捨て至極よい形り
 田社五点
いさ、か前へ

芦暁

米徳公十点
 吉門十点

吉晩鐘 田社五点
 入相に編笠四五騎ほと、きす

輔

吉門五点
 挨拶は手爾於葉（て）におは違ひの物思ひ

龍水

入相ひとつ恨む溜息
 其昔

米徳公十点
 田社十点

吉門五点
 田楽の籠ハ崩れて夏木立
徳 爰敷

橘丸

吉門七点 田社七点
 土鳩のうなる王子権現

祇東

吉門五点 田社五点
 辻駕に眉毛ぬらして乗にけり

魚輔 81ウ

田社五点
 文のさけめやおもはゆき紅 菊貫

吉門五点
 女房に隠す壹分の貝のゑミ 暁

富貴な家に牡丹まで咲 嶺

打水もそこ／＼によき夏の月

田社五点
 小猿さかしく盗む盃 水

幕串に目を突そふな花の山

風なまぬるき空も麗
 二
 風なまぬるき空も麗
 82オ

吉門七点
 胡葱に内儀の角のほつき折レ
 昔

女術何やら拝む浅草 東

東

田社五点 米徳公七点
蛩を震ふ雨後の葉柳

丸

吉門五点 田社五点
八丈か鳴から伊達を贈られて

水

吉門五点 田社七点
とうく蟬の鳴枯らす松

東

田社十五点

吉門七点
梵天のゆかむた方へ帆か行て

輔

吉門七点
縁はいなもの上戸にもなる

嶺

吉門十五点
田社十一点

大和茶の婆々に物問ふ馬の殿

丸

― 84ウ

吉門五点 田社七点
こはれた酒の裾に呑る、

貫

田社十五点

垣間見て鯉をねたる後家主

貫 ― 83ウ

弃子を拾ふ柴の戸の留守

水

吉門五点
浮世なりそら聾も時の興

水

― 82ウ

田社七点
長刀の手に震ふ琴爪

東

正直のかうへを照す朝日山

暁

己身の弥陀をしらぬ念仏

嶺

吉門七点 米徳公五一点
月涼しはき捨草履弥か上

嶺

吉門五一点
寺には凄きものよ穂薄

嶺

吉門七点 田社七点
砂子蒔く掌よりも雲敷り

暁

吉門五一点
額に武士の残る十徳

輔

吉門七点 田社五一点
ほのくると戻る歎鹿の後影

昔

田社十五点

吉門五一点 徳古句
絵師に仰せて君の寐姿

昔

田社二十点

吉門五一点
白水の折く落る庵の瀧

丸

昼飯時に未々残る月

輔

吉門十五点

牽頭医者その事となく時行出て

貫

神酒陶にもかん鍋をする

暁

吉門五一点 田社七点
家名有る傘干て置く台所

輔

米徳公十五点
田社十一点

御里遥(邊)に大恩寺前

東

いささらハ華に心をなくさめん

嶺

三ウ

暖簾の外トに高イ物申ッ

― 85オ

月よしとふらく足の向く方へ

嶺

三

さやかにあらぬ糸遊の糸

― 84オ

吉門十一点

田社七点
掌に雪を占ふ鉢たゝき

丸

二ウ

野分の餘り垣根迄来ル

嶺

― 83オ

吉門十一点
田社十一点

鼻もなき雛のかたわの目出たけれ

嶺

三ウ

うなされて居る身揚りの夢

東

吉門七点
女郎花角力か尻に敷れけり

丸

急なくさめにこまる立聞

水

吉門七点
楫をたへ堀へ着く舟戻る船

貫

昏に包んで配る焼飯

輔

吉門五一点 田社五一点
水門を明けて曠(はれ)とる緋ちりめん

昔

歌にはいかに瓦焼く煙

水

吉門七点
遷宮か済と上座に御宿老

暁

田社十一点

吉門七点 徳と 米徳公五一点
不二や筑波を虹の橋詰

貫

吉門五一点 田社七点
神木の枝をおろせハ山荒れて

暁

ひとつ狐か暮に待合

昔

吉門五一点 田社七点
賭にする一里むかふの塔の丈ヶ

輔

田社五一点
憎イ名主てもつた一村

嶺

吉門七点
血のミちの薬を買ふも恥かしき 昔 85ウ

吉門七点
霜夜の樹々を廻る七曜 貫

右姑洗初七日満備

田社七点
惚れた所有り瞽目(女)の割髭 貫 吉門十点

田社七点
孝行とあてこすらる、隣の子 暁

月邨所

吉門魚輔 三評

田社橘丸 88才

田社十点
吉門七点
吉原の酒やなかれて銀漢(あまのがわ) 東

吉門五点
口斗尖る俄屋根草 水

吉門五点
西瓜ふたつを金二百疋 輔

田社五点
入仏の支度に珠数(数珠)のつなきかへ 嶺

半丁白丁

吉門五点
元信の隈とる内に月の影

吉門五点
ちひ／＼秋を拈む足弱 昔

(12卷)

米徳公十点
また出来きらぬ庭に燭台 丸

柚ミちの戻り嬉しき宵月夜

青簾なんそと人(五月雨)や仲上り

思はずも足の止(と)まる花盛

そよ吹く風も漸寒イ也 87才

軒に蚊遣りの行違ふ比(秀子細もあらん)

蝶／＼の舞ふ形に罔両 86才

四ウ

田社五点
夕かほの宿かと見する野雪隠 貫

山／＼の雲ハ遙に隔りて

波
長閑さに渡しの舟に隙もなし 水

吉門五点
赤くて目立鎗の短冊 東

石に腰掛休ミたりけり(米いさゝか)

重荷に小付廻国の頭陀 昔

吉門五点 田社七点
堺公事名所を中に取巻て 丸

引出す牛の車の続く道

吉門七点 田社五点
植木屋の娘は遠く見立られ 暁

和尚の留守に摺小木の音

霧たち登る明方の空(鶯徳公五点)

吉門五点
恨の胸をひらく鬼百合 嶺

田社七点
狩人も痛ミ入たる座頭の坊

何所までも月の光りのはてすへき(米俳なし)

吉門十八点 田社十点
華表から内に詛有る諫鼓鳥 輔

橋を渡れば広ひ四辻

風に隙なき庭の穂薄 89才

琵琶当るだけ穴の明く膝 丸

華咲けは羽織の出来る御物好

立田山(鶯徳公五点)は通はぬものにして(米風ふけハ) 其昔

田社五点 米徳公五点
山深き平家のすえの片折戸 東 86ウ

弥生静に見える海原 87ウ

鶯徳公七点 米仲七点 秀徳七点
とこやら足らぬ初恋の文

溪鞆

縁なればわるいもよしもなかり鬼米 なれぬ恋路のすゑやまよはむ 其時雨

秀徳五点
分限者の時植し山茶花

柳波

藁茸の床に惜しくも古法眼米 心の底のしのばしき

柳美

秀徳七点
中気このかた後生一遍

芦暁

鶯徳公五五点
辛崎の雨に追れて按摩取

波 89ウ

米仲十點

曲った川の形りに片町

古梅

鶯徳公七点 米仲七点
中条へ翳す扇子の忍ふ山米 又うたかたに道もがな 菊貫

鶯徳公五五点 徳れ
赤前垂に非番潰して

沾雨

鶯徳公五五点 秀徳五五点
此奥に鐘の供養のあるとかや

時雨

掃けともく華の夕暮米 来て見れば 貫

乞喰も月に替りて帰る雁

波

心く々に春の生醉米 すみや習へる

90オ

秀徳十點

袴着て直くに通りし御殿山

金嶺

米仲七点
細工料理て結句名高米 機にのぞミ変に応じて風流あり 雨

鶯徳公七点
利休からうつちやりハせぬ欠茶碗

時雨

吝い女房の家内黒染

暁

鶯徳公五五点 秀徳七点
仲人の十に五ッは捨言葉

昔

米仲五点
祭くつれに鍋の数ミる米 つれなき人やいませる

波

弱からぬ夏の柳をたわめ過しはし袂をわかっ

美

鶯徳公二十点 米仲十五点 秀徳十點

鶯徳公七点
座頭突出す泉水の舟笑みて居るも亦おかし 貫

貫

秀徳五五点
更る夜に時斗狂ふや御手か鳴

時雨

鈴の音する狎の存在

嶺

米仲七点
編笠も恋の道具の一かまへ米 おもてふれして

暁

衣くなれや蚕も衣く徳 あまりをかしく

昔

移り香も置所なき昼の月

雨

茸狩とてさがす藁しべ

91オ

鶯徳公七点 秀徳五五点
鳴く鹿のとされくや暮の鐘 貫

貫

米徳公十點 鶯徳公十點

米仲七点 秀徳七点
岐蘇(未曾)路に凄き鳥の雪隠奥哉 徳 の、 鶯

鶯

関守の差合を喰ふ拔参

暁

秀徳七点
浴衣に姉と妹と紛る米 いとなまめいたる

梅

盃の稽古に顔をあかめけり

鶯

鶯徳公五五点
泥の中よりぬつと出る蓮米 中通り外 直にして

波

米仲七点
真丸な窓へ和尚の吹たはこ米 観念の眼をさまし 嶺

嶺

降来る雪に老の溜息

鶯

米仲五点
よれや寄れ湯豆腐と社かたまりぬ米 曙玉子に奢をきわめ

雨

無尽を取つて座配横平米 少欲知足

波

呼ひかけて庚申様へ十二銅

美

娑婆は氏子の鬨り物なり

暁

花く々の雪吹に月も散り交り米 いく度袖をはらはまし 梅

梅

霞を分て行も帰るも徳 百人(一)首

貫

秀徳五五点
本船は飲残したる汐干渴米 駄 徳 ふるしく 貫

貫

乙鳥も蹴るか順礼の笠

美

禪林の遥あなたに御朱院地

雨

三

米徳公十點 米仲二十點

秀徳廿點

92オ

91ウ

秀徳十點
鶯徳公七點
平家ほろひていらか破る、
米 其二十余年

波

狐付山師か付て時花(はやり)神

曉

秀徳七點
日雇のうちに紛(まが)ふ同名

梅

秀徳十點
米 仲七點
茶碗酒胡座を初め奉り
米 飲中仙とも

貫

米 仲十點
鶯徳公七點 秀徳七點
森を小楯に取つて講訳(釈)

雨

鶯徳公五點 米 仲五點
雨漏に盥も床へ罷出
徳 ふるし 米 荒にしを

鶯

廻す屏風はむまい城郭

昔

御言葉を待つ色糸のもろ鬘
米 貉狼の爪牙なるぞや

美

鶯徳公五點 秀徳七點
たまつて居よと袂から伽羅
米 いらぬおもひもにほハしき

雨

山の端へ出るか〜とくれの月

時雨

薄を分てめくる此頃

93才
波

坊主も今敷人の都落

梅

米 仲七點
逃つはつしつ灸遁る、

全

米 仲五點 秀徳七點
古井戸に誰か初メけん真桑瓜

貫

太く丸ひハ虚無僧の帯

鶯

精進日綱干に出る日和下駄

曉

秀徳七點
狸の見舞草の戸の留守
徳 ふるし

昔

米 徳公五點 徳
淋しさを触れる嵯峨の露時雨
米 小倉の山の景色より

鶯

鶯徳公五點
更行砧拍子しとろに
米 秋深き雲井の雁の声す也

貫

思はずも月に中〜目を覚し

雨

米 徳公五點 鶯徳公五點 米 仲五點
二階か出来て富士を手に取
米 掌中の玉

美

米 仲七點 秀徳五點 秀
障子骨軽ふ結んた艶屑
米 新居を賀さまし

昔

賭に負たか馬士の悪たい

嶺

花の波匂ひ吹揚吹おろし
米 香をだにぬすめ春の山風

梅

扱いろ〜に移る春の野

94才

秀徳五點
豎ほとハ横へも広き雲雀原
嶺 徳 ふるき発句 作者失念

嶺

蘆生か夢も覚て腹減る
米 粟飯てうと加減にす

昔

鶯徳七點 米 仲七點
宿引の嘶に嘘ハつき次第

嶺

菫蕙(こも)一枚で銭の集

時雨

余所の子の智恵で我が子の良をむき
徳 何の事しややら

鶯

虎の代りに石の迷惑
米 など我恋のとほらさるへき

美

燈籠にそめきの薫る中の町

嶺

米の 米 仲五點 秀徳五點
母かゆるしておとる生娘
米 さそふ水あらバ

曉

我が姿影をうつして玉兎

時雨

頼んたやうに看呼ふこゑ

時雨

鶯徳公五點 秀徳五點
江戸の衆の珍らしそふに筑波山
秀、 米 いく夜かねぬる

梅

秀徳七點
投出す足を目当にて船

美

時〜の時花につる、長羽折
米 都鄙にわたり

時雨

道案内はいろ〜すなほに

95才

米 仲十點 秀徳五點
旅籠屋のまた寐ぬ家か膳の音
米 あすハ又越べき山のミネなれや

昔

歌まくらとて公家の草鞋

嶺

秀徳七點
塵塚の塵に交るちいさひ子や
秀 うなひ

美

秀徳五點
大傘の破れ繕ふ

美

飴売のいつてもむまい髭の先

美

開帳繁く春を継足し

一時の栄花は月に雲もなし

眠りもよほす麗な比

「 98 才

鶯徳公五点

手の届く所へ華の舞さかり

薄につる、桔梗かるかや

「 97 才

二

けにも長閑に雛鶴の声

「 95 才

買明十点

珠来五点 米徳公七点
魂棚へ蛇の落たる賤か宿

菊貫

買明十点

こそけても衣の袖に春なれや

嶺

「 98 才

右夏五念九日満備

珠来七点
雨に侘しき松明の消炭

圃柳

買明十点

浮世にういてくらす船頭

水

「 98 才

月邨君淡暢

珠来五点 買明七点 米徳公五点
八里来て箱根の酔ハ覚にけり

魚輔

買明七点

圍れに染る雨の日妻の留守

曉

「 98 才

鶯徳君勝

米徳公十八点
座頭天ッ晴し溜る官金

祇東

買明七点

まつ身に近く郭公飛ふ

東

「 98 才

朱引

米仲勝

二葉より色を含みし杜若

蘆暁

買明七点

狐火を赤くミせたる木下闇

輔

「 98 才

秀億勝

蚊遣りを筆てよける玉章

金嶺

買明十点

籥の稽古に鑄る山寺

東

「 98 才

半丁白丁

大門を越て禿かふり返り

其昔

買明十点

呼水のあふれてぬかる台所

輔

「 98 才

(13卷)

笠とるや暫し楽しむ夏木立

そろくくこく人形の首

龍水

買明十点

廻れは唐の一里ほと損

柳

「 98 才

仮に世を経る心太店

徳の
穀樽は月見の翌の侘すかた

貫

買明七点

息杖にとされる夢のおもはゆき

貫

「 98 才

名も知れぬ鳥の姿の水越て

珠来七点
露をかそへる朝かほの垣

貫

買明七点

頬かふりあしやりに顔の伊達くらべ

昔

「 98 才

飛石軽く筑直しけり

声にまてしたり尾のない飼鶉

柳

買明七点

踊にちやくを付る生酔

嶺

「 98 才

沢山な客に亭主の鬧しき

隠居の腰を延はす後手

昔

買明七点

最う西へ落る気色も宵の月

嶺

「 98 才

悪ひ鼠のついた懸もの

暮かゝる遊ひは華にたもちけり

昔

買明七点

秋をは風か吹て来る也

嶺

「 99 才

二ウ

買明七点、米徳公七点
堂守の月額も揉む峰の瀧

水

珠来七点、買明七点
又けふも留守を預る御浪人

輔

珠来十五点、買明十五点、米徳公十五点

鯰のはねる粕壁の市

東

松剃り残す落葉の山

貫

痛し痒しは大黒の咲(えみ)

昔

珠来七点、買明七点
馬士の喧嘩に笠のなくなりて

輔

買明七点
八景に一ツかけたる夜の雨

東

降らうかと空も思案に打曇

水

珠来五
消なて侘し樽の焼印

柳

忘れて口を拭ふ紀行

輔

きせるて軽うおろす灸点

曉

珠来五
暮涼し京橋中橋日本はし

貫

珠来十点

散る事のなくて無慙や苔の花

柳

石菖の鉢て手水をつかふ寮

嶺

買明十点

夏の吉野に挑灯か咲
徳すしや

輔

旅のやつれを奪ふ雷

水

買明十点

樵夫の呉る杖ハ桑の木

水

買明七
よひ男因果の内と見へにけり

東
101ウ

珠来五
目尻から赤前垂に茶の染て

嶺
199ウ

国癖を仕かた咄の鉄聲

曉

100ウ

碎て物をおもふ摺鉢

嶺

世帯かしこき女房の時宜

曉

舅の意地は姫の引摺

嶺

珠来十点

便なく針もしとろに恨ぬひ

水

寝転んで湿催す三下り

昔

珠来七点、買明七点
憂き中にあはれ煙草のなかりせは

昔

買明五
困か来て月を研立

昔

珠来七
千尋の糸や物干の蛛(蜘蛛)

柳

破れ次第なる左遷の窓

輔

珠来十点

水仙に葉子をもそへて参りする

昔

雲水を帆に引八巾の夕気色

貫

初時雨枯れぬ物には松はかり
徳松そけのこりと同案

東

檀那場広き内佛の銭

曉

買明十点

珠来七
春また寒く上野淋敷

東

珠来二十点

賽(さいのかわら)の楊枝四五本

柳

散る花や其邯鄲の張枕

昔

華咲くと森へ臈を配りけり
珠臈とはかり月にあらず

東

宵の月打出ミれは雲かくれ

東

波

蝶とくの遊ふ春の野

102オ

網戸にびんと錠卸す音

100オ

三ウ

身にひやくと入る秋風

101オ

買明十五点

出代りは女子の顔へ突当り

昔

買明七
夕顔に筋違ふ家の片明り

貫

仇な恋路に這入深川

水

三

手て打た豆鉄砲に鳩か寄

嶺

珠来七点 買明七点
喰ふほとへらうれる膏葉

常に帆影の見ゆる楼

珠来七点 買明七点
しよろ／＼清水関伽に汲干

曉

買明七点
しほ／＼と降にもつかすふらぬにも

夕月に一口つゝの時華(はやり)唄

買明十点

又してハ白雨空の仕損ひ

貫

買明五点
小附かそへて渡す宰領

硝子(ギヤマン)消ゆる露の篠原

105才

珠来五点
筑波ハ近し徳二郎宿

輔

買明五点
松はくの間を燃出す華の照

立几七点 平砂五点
薺も一入淋し嵯峨の奥

其昔

買明七点
半分ハ馬に畑の道普請

柳

春の海辺ハ価千金

103ウ

平砂十点

巖を楯に庵の日当り

昔曉

残る寒さの梅に散り／＼

東

啜竜君

平砂五点
羅宇ほととの杖に後生を突た婆々

金嶺

米徳公七点
狩衣に下馬もみとりの薄霞

貫

買明祇東

朱引

平砂五点
蚊遣りに逃て庭の煎茶

菊貫

珠来十点

鶯の直て公家の俸(あてがい)

柳

半丁白丁

104才

立几十点

立几七点 平砂五点
夕かほやふり袖かちの罔両

雲牛

口紅粉に似合ぬ蕎麦の御好物

東

半丁白丁

104ウ

立几十点

平砂五点
舞装束に母の物好

祇東

色の印可を取つて柴の戸

水

(14卷)

米徳公七点 立几五点
六波羅へ長持続く年忘

魚輔 105ウ

三日月も嘶半に入かゝり

昔

手拭に包めはぬける真桑哉

車の牛の口笛に乗る

昔

ころ／＼ころふ芋の葉の露

103才

葭簀をまくる白衣の茶屋

浪際を立派に月のはね上り

嶺

珠来五点 米徳公五点
僧止の袂まはゆく秋そめて

嶺

登り坂何と被成て物として

立几五点
秋をミせたる人丸の像

嶺

珠来七点 買明七点
苔ふみわけて登る護摩堂

曉

喰はへきせるに齒ハ浮にけり

古塚に鳴虫の音もあはれ也

曉

禁制のたはこの煙横に行

昔

定紋も暫し羽織の嶋かくれ

平砂五点
浅茅か原を戦(そよ)く生酔

牛

草臥し華見戻りの膝栗毛

なかい日かけも暮かゝる空

結はれし八巾の糸巻く御乳母殿

野鳥も遊ぶ泉水の海

米徳公十点
徳今嵐 立几七点 平砂五点
若葉陰能の栞屋も青畳
、、、、
村わか葉

立几七点 平砂七点
一子相伝奈良の朝起
徳 奈良の能 夏ハなし

念仏の声よりさとき鉦の音

立几十點
蓑と笠にて世を渡し守

平砂五点
五月雨に坂東太郎喰ひ太り

立几十點
筑波の影を植る早乙女

前垂を干せは紺泥分れけり

平砂七点
讀めて憎きハ文の腰張

立几七点 平砂五点
若旦那下戸といふのも疵の内嶺

百夜草とは男たてふり

昼の月瀬々のあゆみも風雅也

二ウ

野分に騒ぐ軒の菅簾

立几七点
何もかも刈られて遠し虫の声

白のうなりも御目代との

米徳公七点 立几七点
露路下駄の跡も飛く苔の花

平砂七点
夢想国師の気の残る石

立几十點
猿叫ぶ芳野の内裏哀也

立几十五點
嬾(ものう)き旅に又も木枕

平砂五点
早稲飯の香や御恵美須の笑貞

月を遙に見送し山

立几五點
武士の女に紅葉ふみ分て

群集を繋ぐ縫の蜘蛛の囀

米徳公十五點 立几十點 平砂十點
隅田川陸には足袋の白キ鳥

額まてはづす御忍ひの船

華最中油日和の打続き

百姓やすむ苗代の際

107才

米徳公五點
玄鳥も通ひ馴にし軒の妻

立几五點
縁ある神に樽の口切

結納のその白綾の色直し

米徳公五點 立几七點
何所やら匂ふ新宅の雨

立几五點
立白と松も齡にさま替へて

平砂十點
祖父御の有卦(うけ)に乗掛で寄

立几七點
大仏のうしろ淋敷暮の鐘

合紋附る紀行の足し

米徳公十點 立几十八點
何ありて鳥のあさる御祓川

なまなか降て暑き昼貞

米徳公七點の平砂五點 浴衣に短し
居つ、けに借り着の形りを笑われて
、、、、、、、、

米徳公五點
骨牌の中へばたり筭

宵月の掛行燈と入代り

す、きにつる、桔梗かるかや

立几五點 平砂五點
魂まつり後家といはれし時も有嶺

三ウ

108才

109才

立几五点 平砂五点
根強うおもひ込ッた題目 曉

九十九夜雪の朝の下駄の跡 昔

恋といふ字の化る墨色 嶺

打敷となれハおとなし緋縮緬 昔

かほをたつねに参る羅漢寺 曉

米徳公十八点 立几十点
田うへ笠柳かものこほれ雨 貫

┌ 109ウ

平砂二十点
米徳公七点 立几五点
松魚の空音野屋敷を越ス 牛

立几七点
根津寂て調子の合ハぬ三下り 東

売つた残りハ支離(かたわ)也けり 輔

立几五点
そよ／＼ときりこ燈籠へ秋の風 貫

神田祭の俄大名 東

銀泥の月に添ふたる造り花

はかま給仕ていと、氣詰り

立几五点
辛子酢か利イて座中ハ物哀 輔

平砂五点
身請の供に凄イ若党 牛

前
姫御女ハ野かけとおもふ下屋敷 曉

平砂五点
稻荷の額のしやれた雨漏 嶺

ほつとりと毬にハ疎き栗の花 昔

寵愛過て跡で勘当 曉

摺鉢の音に汗をやとろ、汁 嶺

米徳公五点 立几五点
行脚目出度最明寺殿 昔

米徳公五点 立几五点 平砂五点
出つかひの左りハ翠簾の片思ひ 貫

米徳公七点 立几七点 平砂五点
若衆のよかに縞を着こなす 牛

立几五点
一本の傘て二騎行梅椿 輔

朧月夜になひく笹の葉

干からびた僧のいたはる芦屋釜 東

何やらふらり壁の竹釘 嶺

そこら中砥水を散らす料理人

立几五点
碁笥を枕に負腹を立

ふうわりと掬のまくりのつむじ風

米徳公五点 立几七点
今朝見る松や宵の化物

深川ハ武家の隠居に町隠居

眉毛剃たる姫も花の名

紅粉皿ハ田舎めきけり御年玉

笑も嘉例七種の音 嶺

右季夏中旬 満備

月村君勝

立几勝 平砂雲牛

(半丁白丁)

┌ 112ウ

(15卷)

徳を尻に
笠取るやしはし樂む夏木立

眠氣や
仮に世を經る石菜花(つわのはなみせ)

名も知れぬ鳥の姿の水越て

飛石軽く築直しけり

波

沢山な客に亭主の急かしき

利口徳 蟹に行平ハ樽句に口の動く鉄漿

昔

宵の月おそれなからも寐転て

悪い鼠の付たかけもの

賜られてやがて天窓を春の花

二ウ

面白し〜穂すゝき

一 116才

一時の栄華八月に雲もなし

誰か物好も同じ燕

一 114才

つづくりと何を庵主の秋深ミ徳 裏移の句ハ照しみる也 金

薄につる、桔梗かるかや

二 金羅二十点 祇徳十一点

米徳六七点 存義五五点 秀徳七七点 奉加帳大屋とのから順の峰

輔

枯木の烏一羽又飛

昔

ウ

鳴鹿につく〜寺の夕景色徳 秋の暮

菊貫

祇徳七点 金羅七点 秀徳五五点 菌とも見ゆ萱場町傘

東

知恵の輪かわれて不孝の旅の空

芦

祇徳十二点

存義七点をかけて 秀徳五五点 階子て渡る谷の近道徳

圃柳

徳 帯つきは 祇徳七点 金羅五五点 さなからに女也けり扇子壳

貫

祇徳十一点

経世か屋根に雪の高低

牛

仲国に吹減らさる、松の風徳 月に延し 句中月なきに非

雲牛

化粧に笥奥の細道

牛

秀徳二十点

冬の友心徳利を中に置

輔

米徳六五五点 金羅五五五点、 脚の罔両さも長柄持

魚輔

金羅七点 秀徳七七点 待侘の空もとかしと夕卦間

柳

祇徳五五五点 身を干シあへず海人の洗濯徳 かゝる句を 湖十風と申候

柳

米徳六五五点

金羅五五五点 秀徳七七点 蛇とのミ別れの帯ののたくりて徳 付あしく残念

祇東

秀徳十一点 米徳六五五点 祇徳十一点

羽二重摺の若衆詩を吐ク

貫

祇徳十一点 存義十一点

米徳六五五点 金羅五五五点 存に 秀徳七七点 温泉煙や熱海の山の腰を巻祇 予も此恨ハ日〜に此山を眺望すのミ

東 一 116ウ

祇徳五五五点 わか袖の海漕出した猪牙

芦川

存義五五五点 高野にハ額打論の沙汰もれて

柳

存義十一点 米徳六五五点 存義五五五点

坊主臭ひと擲る木枕徳 や

貫

金羅十一点 秀徳十一点

うつそりも親の心を金子袋

金嶺 一 113ウ

金羅七点 鷺か通れは樹々を逃猿

輔

秀徳七七点 大事がる壁に矢立の筆序(はじめ)

柳

祇徳五五五点 金羅五五五点 入智恵されて笑ふ寒梅

其昔

秀徳七七点 蓬生に直衣の余る都落

牛

祇徳七七点 府中で笑ふ御油の移香徳 府中より御油迄二日路 浜松見付さへはりたる跡

東

和らかに又尖にも冬の月

秀徳十一点

葉鏝て系図煮出す雨の日

川

十把てハ三文ほととの私語

牛

祇徳五五五点 金羅八八八点 都を与所(よそ)に須摩へ行平

金嶺

金羅十五点

願にハ無理ゆふしての神いちり

昔

価ハ知れず長閑成ル月

存義七七点 塩竈て翌を占ふ蟹かやと

川

金羅五五五点 秀徳七七点 問夫あらはれて丁度酔醒

金

花雪吹く棹もやかて杉の森

草をかぞへて廻る蝶々

— 117 才

三ウ

連歌師の静に手折る梅の華

東

波

姿鏡に乳房放して淀の鯉

川

三
金羅十點
曲水の果ハ各ミヤことり

輔

金羅十點

庵の外て礼を飯蛸

輔

秀徳十點
存義十點

馴たか奇南きなんにも酔ハぬ御秘蔵

牛

祇徳二十點
金羅五點 秀徳七點
女中そろくはつす琵琶の音

東

米徳公七點 金羅五點 秀徳七點
泥坊と言ふハ男猫の浮名にて

貫

金羅八點
寒梅のそれかと思ふ今朝の雪

貫

秀徳七點
初恋の後ロへハる袖の文

貫

存義十五點

草を喰はへて下司の門立

牛

囁それる程の戸走り

芦

高燈籠残暑の夜の物寂て

東

存義五點
道行にうたはれそな旅やつれ

柳

祇徳十五點
存義五點 金羅五點
追かけて水に手を焼く蛭狩

昔

秀徳十五點

金羅八點
貰ふた酒も調度屋合

輔

祇徳七點 秀徳五點 祇 茸家根
松前ハ皆昆布て茸とや

全

金羅十七點
鳴ツて気色のよいと白雨

金

掛もの、松に狩野家の月の影

— 118 才

金羅十點

村長も初て智に青梅縞

輔

秀徳五點
鎮守まで添てすけなき売屋敷

川

— 117 才

秀徳五點
一つの瓢か軒にからひる

昔

金羅五點
勿体なしに人に大寺
存云かけなどいふ句ハ一坐に二句歎 二句のもの也
句ことにハおかしからずも大かたハ冠付の口合なる物なり

金

祇徳五點 秀徳五點
紅粉さす口を怪て視る

貫

祇徳七點 金羅八點
山川を獵師ハそつと下り築

金

染抜いた嫉妬の極意鱗形

昔

祇徳十二點

米徳公五點 金羅五點 秀徳七點
美しく翌の芝居の夜か更て

牛

名残おし照る海の名月

貫

夢の浮はし落て乞喰

川

金羅十五點

源太跡からいか、先陣

輔

祇徳五點
朝飯江編てんそのシテは帰るなり

貫

時華花のたはこ入をも三島町

金

逗留に茶に酔ふ宇治の五月雨

東

金羅七點
跡肩ハまだねたる辻駕

柳

祇徳十點

米徳公七點 秀徳五點
烏帽子傾く春雨の称宜

昔

金羅五點
菖蒲に荒れる沼の足跡

柳

存義七點 秀徳五點
づうくと火よけの賤の寐乱て

牛

古木にも詞の花を咲かせけり

— 119 才

ウ

薄雲に夏の弓張蟠わたかまり

柳

客の使の最う戻る筈

— 118 才

米徳公五點
跡の蛙も池へ井どんぶり

— 119 才

ウ

彼の是のと言くらす也

柳

— 120 才

金羅七点
うか〜と浪に浮世を渡し守 金

祇徳五
黒日に苦勞ミへし朔日 川

秀徳五
勇ましく出世の門に鯛の首 昔

袴のひだも熨斗の三方

存共 金羅五
子供から芸を厳しく躰方、ヒ

気をはる霞たてる家筋

華の歌ちと味をやり鉢箱

庭のすみれや山の陽炎 120ウ

右水無月五日満備

月邨君勝

金羅魚輔

存義雲牛

祇徳祇東

秀億魚輔

半丁白丁

121オ

(16卷)

鶏頭はいよ〜赤しけふの月
亀 雁の来る時とあるを

ひやつく風に帰る燕

船唄を秋の最中に張上げて

さらりと書た筆の働

不自由も旅の習といひなから

夏草茂る野辺の大石

能ひ庭と障子の外で詠メけり

すらり〜と水流る也

金嶺公七点 亀成七
勝公事の貧寺へ落て鐘冴る

亀成五
暮過に焚く岐蘇の夕飯

冬寂て活て働く塩鱒

樽の片荷に付る水僊

もの音に居士衣の覗く下地窓

金嶺公五
破れぞめにし蜘蛛の干綱

金嶺公十七点 亀成十五
本ト船へ積むかと見たる雲の峯

亀成十
端居の耳に懸る辻占

金嶺公十三点 亀成十
たのもしく更る雨夜の長局

存義五
文殊のうへを恋の猿智恵

亀成五
書馴し塩といふ字ハ土へんにて

時をたかへす髭も出代り

華戻り臚〜に樽の月
存 樽の月とハ

ちよつと抓んで見ても若草

金嶺公五
小僧とも箒柄杓の虎乱入

金嶺公八
鼎に懲す尺八へ指

競同土橋に漂ふ夕納涼

亀成七
立て茶を飲ム舟宿の妻

飼鼠軒端を伝ふ揚屋町

金嶺公五
思ひの余り灰にまて書

亀成五
綿入の次第に重キ弥生空

存義七
柳を探る木母寺の暮

金嶺公五
敲鉦春は哀な音を持て

金嶺公五
立たり居たり後家のつばやき

柳

山

貫

124オ

輔

柳

水

東

山

貫

輔

柳

東

山

亀成十八点 燈すには早し類に鹿の声

存義十五点

金嶺公八点 留守と答へて米炊く也

月の出に哀催す鹿の声
存〇

水

不破の庇も芭蕉葉の秋 貫

華盛往来のしげき五六日

秋の最中に稲の最中
存ハも

水

月の入るまでも障子を明けて置
存 打こしの燈すには早し
黄昏の句也。夜分のかれす

三

蝶く〜とまれ物干の板

三ウ
金嶺公十五点 草庵の鉦に礎に瀧津瀬に
亀成七点

水

人里遠くいと、淋しき

一 125才

阿蘭陀の良も春めく夕気色

鏡をほふる恋瘦の顔

水

二ウ
金嶺公十一点 禅寺や酒の一字の這入り口
亀成五一点

めつたに嘶す宿引の嘘

玉章をさいての後に合せけり
金嶺公五一点

輔

蓮見に舟を作る泉水

まかなくにうるさき鬚の生茂り

土手を離る、夢の覚際

柳

踊子は宵の囃子に気を吞れ
存 古来より踊子秋也
亀 ひとり子秋に用候

亀成十一点

うしろ合せに心太喰ふ
存 心あまりて言葉たらずや 腰かけてとい、たし

蚊の中へあくたい交る伏見船
金嶺公五一点 亀成五一点

東

座中はしんと琴の三曲
存 囃子などいふ前に
又琴といふ句いかに

亀成十一点

枝たけは涼しく曇る大榎

はなし羽織の風にひれふる
存 はなし羽織を知らす

水

伊達模様隙をしほる、翠簾の風

石碑の文字も苔に埋れ

元服の座敷を潰す泣上戸

山

金嶺公十五点 宇治の三位も功に頼政
存義十一点

開山のおもひわすれか水の毒
金嶺公五一点 存義七一点 亀成五一点

おつとり巻いてほめる浄瑠璃(壱)

東

金嶺公五一点 突減らす杖も行脚も年仕廻
存義十五点

水 一 125ウ

自剃に瘤を除る手間(てまどい)
亀成七一点

のつほりと楼へ来る月の客

水

亀成七一点 残り少にいつの丸薬

女房と蚤も虱も冬日向

うすく濃く成る雁の一行

柳

切通し人音さめて夕粧ひ 貫

雀喰ふ合ふ寒梅の占ラ
存義五一点

初汐に沈んで見ゆる瀬田の橋

貫

影恥かしく冴る冬月
金嶺公五一点 亀成七一点
亀 年仕廻冬にて候

我なから住倦きた世の暈だこ
亀成七一点

故郷遠く雨の洩る笠
金嶺公五一点 存義七一点 亀成七一点

山

氷る時調子の狂ふ車井戸 輔

見て来たやうに語る松島

東

華ミんと目につかはれて此山へ

案山子の形も肌寒イ頃

「 129 才

〔付記〕

二〇一八年六月二十六日、これまで八年間、真田菊貫の連句を解説し、ともに学んできた宮澤恵夫氏を喪った。痛恨の極みである。ご冥福をお祈りします。合掌。

波

茶瓶のうへにそつと陽炎

「 128 才

四ウ

初茸は傘に似てこまに似て

輔

尋常に主も酔けり雛の酒

眼鏡の俣て眠る老僧

全

恋の杖にも柱にも文

腕押首曳畳の切れる台所

全

湯島なるお七か絵馬を尋けり

白の八島や鶏の扶持

側から結ふ印籠の紐

日本橋昼夜往来の細石

表門駕籠か並ふと茶に団子

内そゆかしき酒臭ひ人

帆は白くと雨後の海面

華の山唄ふ中にも囁きて

借馬を誉る土手の人声

瀧の糸まで春のゆふく

入相のごんと響けは噪かしく

右仲秋二十四日

見附く配る挑灯

金嶺公魚輔

婚礼の跡はさなから棒たらけ

存義圃柳

糸にはよらて笹蟹の恋

亀成勝

濁りなくみかき立たる昼の月

(四丁白丁)

存 恋の字なども折々に一つの物也

(裏表紙内側白丁)

裏表紙

監察日記 天明八年〜天明九年

真田古文書クラブ 佐久間方三 小幡伍

○天明八年戊申

○正月朔日 御礼五半時揃二而、於大書院差立・大

役人・小御役人・八田孫左衛門迄御祝
儀申上ル

一 同四日 寺院年頭御礼例之通相濟、堀内大隈終

而、本誓寺宰相罷出御礼申上、御町之
者共御三之間御縁側二而、一同御礼申

一 十二月廿五日付二而八田競り左之通申

遣

豊後守守役申付之 高田幾太

役替南部坂留守居・同 根来義右衛門

目付役・并武具奉行兼
帶申付之

右者御前ニおいて被仰付候

段々出精相勤候付、御 馬場廣人

役料拾五石被下置之

助役御訴訟之義日々申

立達御聞候、然処正月

右 同人

別而御事多、殊二初而御規式之儀旁一兩月之

間、御勝手向御入料方相定候内可相勤旨、且

高田幾太今度本役被仰付候間、為差御用無之
節ハ隔日ニも罷出、万端申談事候様被仰付之

年来出精相勤候付、地 長谷川甚九郎
方八拾石被成下御直

出精相勤候付、先達而 小野金左衛門

亡父斎二被下置候三人
御扶持、御役料被下置候

出精相勤候付、御役料 正村勇之進

拾五石被下置之

小身二付、御仕着代金 宮下治部藏

六両被下置之

御前様御奥支配被仰付 石野傳藏

之

御祐筆被仰付之 山浦三郎兵衛

右之通於御用部屋被仰付候

一 正月九日 善光寺両寺使僧を以例之通年頭御礼申

上ル、其外寺院例之通相濟

一 同十日 今日四時海野主税長屋門口共焼失、鐘

打候ニ付例之通

一 同十一日

家督之御礼

湯本喜膳

名代久保源左衛門

新知之御礼

長谷川甚九郎

右旧冬二十九日御礼相濟候段、江戸表同役ら申

遣候

一 同十二日 八幡別当神宮寺名代惣目代・同神主松

田大内藏名代宮川伊勢大夫、和合院名

代真福寺右献上物例之通相濟

一 同十五日

病氣聡与無之、往々御

小林友之丞

奉公難相勤付願之通隠 名代小林門右衛門

居、悴源十郎へ只今迄 同 源十郎

拝領之糶五拾俵・米六

人御扶持被下置、家督無相違被仰付之

亡父忠右衛門願置候通 三輪五郎八

御切米金六両・米三人 親類森山嘉藤太

御扶持被下置、家督無

相違被仰付之

新五兵衛男子無之付、
村田新五兵衛
三郎右衛門弟成瀬養子、
小出三郎右衛門
双方願之通被仰付之
同 成瀬

平之進娘庄右衛門悴最
近藤庄右衛門
角へ縁組、双方願之通
小山田平之進
被仰付之

亡父浅之進願置候通只
宮本民衛
今迄拝領之御切米金二
親類 佐藤富弥
兩・米五人御扶持被下
置、跡式申付之

只今迄頂戴之靱式人御
宮本民衛
扶持差上候様

先達而隱居申渡候付、
中村半治郎
東条村市三郎悴岩左衛
名代 山崎藤多
門養子仕、願之通御切
岩左衛門
米金四兩・靱三人御扶
持被下置、跡式無相違申付之

一 同廿一日 大般若御執行、例之通相濟

一 同廿五日

先達而隱居申渡候付、
藤田四兵衛
妹致養女西条村二罷在
名代 山崎藤多
候從弟吉郎右衛門致聲
吉郎右衛門
養子、唯今迄拝領之御
切米式拾五表・米式人御扶持被下置、願之通

跡式無相違申付之

先達而隱居申渡候付、
桜井十郎左衛門
西寺尾村罷在候從弟伴
名代 桜井清之進
五郎致養子、只今迄拝
伴五郎
領之御切米靱拾五表・
同道御徒士目付
靱式人御扶持被下置、
小泉彦七
願之通跡式無相違申付之

右之通九郎左衛門申渡之

年来出精相勤候付、悴
西村左右衛門
文次郎嫡子之内忝人御
同 文治郎
扶持被下置候、向後御
用可被申付候

悴富五郎、右同文
増沢藤右衛門
同 富五郎

去辰年方御大工助役申
宮本弥三郎
付置候処、心懸宜出精
相勤候付、御大工申付之

年来出精相勤候付、一
倉田源五左衛門
生之内御大工格申付、

御普請方元ノ頭取役申渡、役料式人御扶持被
下置之

跡小頭之儀悴可申立候、
右 同人
悴無之候者跡小触立置、

組取扱為仕、心静養子仕、小頭之義可申立候
右可被申渡候
御普請奉行中

右之通大瀬登申渡之

一 正月廿八日
御徒士へ番入申付之
中村岩左衛門
桜井伴五郎

四郎右衛門申渡之
藤田吉郎右衛門
御徒目付同道
久保一郎兵衛

思召有之付、遠慮被仰
煩 正村勇之進
付之
名代 玉川弥一

右者於江戸表当二十一日内藏丞殿於御長屋被仰
渡候段、同役方申遣候

○ 二月五日 若殿様去廿九日御前髮被為執候、依之
明六日四時方九時迄之内月番毛へ罷出、
御歎申上候様

一 同六日 右為御歎御用番宅へ諸士罷出申候

其方男子無之付、板倉 森 十郎治
肥前守様御家来須藤与
大夫弟金吾智養子仕度旨、願之通被仰付之

一 同七日
家督之御礼
上原友左衛門

名代馬場津右衛門

小林源十郎

名代児玉友之進

三輪五郎八

名代菅沼九左衛門

年頭之御礼

広田筑後

名代北村徳左衛門

同断自分之御礼

北村徳左衛門

年頭之御礼

丸山玄益

岡村養胤

横山玄庵

右之通正月廿八日付二而競方申遣候

一 同十三日 禁裏炎上付、今日より来ル十五日迄鳴物

停止、万端相慎候様、普請者不苦旨被

仰出候

一 同十五日 今六半時西条表村出火有之、火元道心

居宅類焼、円通寺早鐘打候付例之通

一 同十八日

民馬妹寛蔵へ縁組、双 白川寛蔵

方願之通被仰付之 谷口民馬

其方儀堀内蔵頭様御家 澤 勇記

来駒沢勇左衛門娘縁組、

願之通被仰付之

一 同廿一日

遠慮御免被仰付之

名代近藤民之助

右之通十一日於江戸表被仰渡候段、同役より申来

一 同廿五日

御番頭被仰付之

岩崎主米

御使役被仰付之

福田藤右衛門

小幡長右衛門組へ御番入

湯本喜膳

玉川左門組へ同断

大嶋亀五郎

赤沢助之進組へ同断

矢野源八

岩崎主米組へ同断

斎藤八之進

片岡吉之助

三輪五郎八

右之通御用番於宅被仰渡候

御徒目付申付之

西山祖兵衛

片山弥友

御用部屋書役申付之

佐藤富弥

右御用番於宅四郎右衛門申渡之

病身付当分御奉公筋も

塚本吉郎治

勤兼候趣相聞候、亡父

名代伊東庄松

三郎助生涯為差御奉公

親類片岡源左衛門

も不相勤、及末期養子

相願候事二付、早速御用立候者可相願候処、

幼年病身之者申立、早速御用ニも不相立、年

来御厚恩も不存付不埒事候、依之申付方有之

候得共、重々以御情隠居申付之、早速御用立

候者跡式可申立候

御徒目付同道

片岡源左衛門

右同断申渡之

年来実体相勤候付、一

鍵番 善五郎

生之間小頭格申付、役

料糶三表被下置之、勤方之儀ハ御奥元ノ可申

渡候

右之通可被申渡候

御普請奉行中

小頭格申付候、勤方之

鍵番 善五郎

義ハ御部屋様御入料一

卷懸合、万端取計候様可被申渡候

御奥元ノ中

○ 三月三日 上巳為御祝義差立・大小御役人五半時

揃二而、於大書院御祝義申上、例之通

一 同六日

其方儀男子無之付、堀 中村見伯

内蔵頭様御医師富田玄

同断

川口五左衛門

右何連も御徒目付同道

片岡源左衛門

鉞二男養民躰養子仕度旨、願之通被仰付之

名代春原浅右衛門

一 同十日 武芸一覽被仰渡

一 同廿四日

一 四月九日

三月廿八日・同 晦日 射芸

主上御庖瘡付、京都へ

成沢縫殿右衛門

殿様御名彈正大弼様与被遊御改度段、
当五日御伺之通被仰出候、依之来ル十
一日四時方九時迄之内麻上下着用、月

四月 二日・同 四日 劍術

之御使者被仰付、御上

富永治左衛門

番宅へ罷出、御歎申上候様
御用番宅へ諸士罷出、右御歎申上候

同 六日・同 八日 槍術

下一具ツ、拝領

同十一日 昨夜四ツ半時荒神町清左衛門物置焼失、
早鐘打候付例之通

同 十日 軍学

○ 四月二日 御判物去并八日江戸出立、恩田織部・
御徒士宮本源大夫・近藤惠左衛門附添
今昼時着

同 十二日 腰廻り居合

同十四日 雨宮神事四ツ半時御城内へ入、為扣置、
御部屋様御表へ被成御出、早速大書院
御庭へ操入、例(之)通

同 十四日・同十六日 乗馬

同十六日 源五右衛門義病氣不相 金井源五右衛門
勝、往々御奉公難相勤 名代金井渡大夫
付願之通り隠居、悴縫 同 縫之助
之助へ只今迄拝領之御 知行式百石被下置、家督無相違被仰付之
御役替道橋奉行被仰付 石黒和左衛門
之

以上

一 当五日御領知之御判物御頂戴被遊候、
依之来ル十五日四時より九時迄之内、
麻上下着用登城、御歎申上候様

一 同六日

一 同十九日

以勝手北沢三右衛門与 澤 勇記

屋敷替仕度旨願之通被 仰付之

源五右衛門義病氣不相 金井源五右衛門
勝、往々御奉公難相勤 名代金井渡大夫
付願之通り隠居、悴縫 同 縫之助
之助へ只今迄拝領之御 知行式百石被下置、家督無相違被仰付之
御役替道橋奉行被仰付 石黒和左衛門
之

一 同十一日・十二日 於長国寺宝鏡院様三回御忌御
法事御執行有之

一 同七日

其方屋敷地拝借仕度旨 恩田政人
先達而相願候通、清須 町明屋敷地建家共被下置之

竹内金左衛門玉樹院様方拝領、縮めん
花色御模様付三ツ須濱御紋之御小袖、

一 同七日

其方屋敷地拝借仕度旨 恩田政人
先達而相願候通、清須 町明屋敷地建家共被下置之

黒二染替着用仕度段、司馬殿御内々申
立候処、御聞濟被成候付聞置候様、竹
内忠左衛門申聞候段、江戸表同役方申
遣候

一 同七日

御用部屋小僧役申付之 清野千吉

同十五日 御判物御頂戴被遊候付諸士登城、御歎
申上候

一 同十五日

年来勤方不宜趣相聞、 類 小林与五郎
不埒之事情、依之申付 名代近藤惠左衛門
方有之候得共、以御情 親類 宮本源大夫
不及御沙汰、隠居申付 之、早速御用立候者養子跡式可相願候

同十八日 其方病氣耽与無之往々 石倉藤右衛門
難相勤付、願之通御役 名代木兵左衛門
御赦免被仰付之

一 同十八日

同十八日 其方病氣耽与無之往々 石倉藤右衛門
難相勤付、願之通御役 名代木兵左衛門
御赦免被仰付之

一 同十五日 御判物御頂戴被遊候付諸士登城、御歎
申上候

一 同十五日

年来勤方不宜趣相聞、 類 小林与五郎
不埒之事情、依之申付 名代近藤惠左衛門
方有之候得共、以御情 親類 宮本源大夫
不及御沙汰、隠居申付 之、早速御用立候者養子跡式可相願候

同十八日 其方病氣耽与無之往々 石倉藤右衛門
難相勤付、願之通御役 名代木兵左衛門
御赦免被仰付之

一 同十八日

同十八日 其方病氣耽与無之往々 石倉藤右衛門
難相勤付、願之通御役 名代木兵左衛門
御赦免被仰付之

一 同十五日 御判物御頂戴被遊候付諸士登城、御歎
申上候

一 同十五日

年来勤方不宜趣相聞、 類 小林与五郎
不埒之事情、依之申付 名代近藤惠左衛門
方有之候得共、以御情 親類 宮本源大夫
不及御沙汰、隠居申付 之、早速御用立候者養子跡式可相願候

同十八日 其方病氣耽与無之往々 石倉藤右衛門
難相勤付、願之通御役 名代木兵左衛門
御赦免被仰付之

一 同十八日

年来勤方不宜趣相聞、 類 小林与五郎
不埒之事情、依之申付 名代近藤惠左衛門
方有之候得共、以御情 親類 宮本源大夫
不及御沙汰、隠居申付 之、早速御用立候者養子跡式可相願候

一 同十八日 其方病氣耽与無之往々 石倉藤右衛門
難相勤付、願之通御役 名代木兵左衛門
御赦免被仰付之

一 同十八日

年来勤方不宜趣相聞、 類 小林与五郎
不埒之事情、依之申付 名代近藤惠左衛門
方有之候得共、以御情 親類 宮本源大夫
不及御沙汰、隠居申付 之、早速御用立候者養子跡式可相願候

一 同十八日 其方病氣耽与無之往々 石倉藤右衛門
難相勤付、願之通御役 名代木兵左衛門
御赦免被仰付之

一 同十八日

年来勤方不宜趣相聞、 類 小林与五郎
不埒之事情、依之申付 名代近藤惠左衛門
方有之候得共、以御情 親類 宮本源大夫
不及御沙汰、隠居申付 之、早速御用立候者養子跡式可相願候

一 同十八日 其方病氣耽与無之往々 石倉藤右衛門
難相勤付、願之通御役 名代木兵左衛門
御赦免被仰付之

一 同十八日

年来勤方不宜趣相聞、 類 小林与五郎
不埒之事情、依之申付 名代近藤惠左衛門
方有之候得共、以御情 親類 宮本源大夫
不及御沙汰、隠居申付 之、早速御用立候者養子跡式可相願候

一 同十八日 其方病氣耽与無之往々 石倉藤右衛門
難相勤付、願之通御役 名代木兵左衛門
御赦免被仰付之

一 同十八日

年来勤方不宜趣相聞、 類 小林与五郎
不埒之事情、依之申付 名代近藤惠左衛門
方有之候得共、以御情 親類 宮本源大夫
不及御沙汰、隠居申付 之、早速御用立候者養子跡式可相願候

候上ハ、御領分ニ可被

致隠居候間、隠寮之地所并為普請料金三拾兩被下置之、尤右地所往々寺院ニ取立候儀ハ決而不相成段、被仰付之

一 同廿一日

若殿様永御附置ニ進度、山下兵五郎掃部頭様被仰懸候処、御承知被成、依之御藏米百石被下置之

若殿様御近習御刀番兼白井平左衛門相勤候様被仰付之

御近習被仰付之 金井富馬

若殿様御近習被仰付之

長井平馬 玉川龜三郎 宮下牧之進

若殿様御伽被仰付之 小松直五郎

若殿様御守助御免被仰付之 馬場廣人

若殿様御出之節、御供 正村勇之進 相勤候義御免被仰付之

其方以勝手澤勇記与屋敷替仕度旨、願之通被仰付之 北沢三右衛門

右之通当六日被仰付候段、江戸表同役方申遣候

一 四月廿五日

職分勤方不宜、其上不行跡之趣相聞不埒之事候、依之申付方有之候得共、以御情不及沙汰隠居申付之、早速御用立候者養子跡式可相願候 鈴木千三郎 名代高橋一郎左衛門 同道飯塚彦右衛門

右之通御用番於宅金井伊膳申渡之

○ 五月五日 端午御祝義差立・大小御役人五半時揃

二而、於大書院御祝義申上ル

一 同六日

弟常三郎儀足立喜左衛門在命之内養子差遣度旨、願之通被仰付之

右者御用番於宅被仰付候

先達而隠居申渡候付、塚本吉郎治 類

雨宮村藤右衛門粹右忠 名代伊藤小一右衛門 右忠太

太儀叔母智二而致同居 仕候御切米金四兩・糶

三人御扶持被下置、願之通跡式無相違申付之 右之通御用番宅二而兵馬申渡之

一 五月十一日 大般若例之通相濟

京都御用成沢縫殿右衛門・富永治左衛門昨十日帰着之由、及承候付記置

詰中不敬之筋共相聞候 宮本源大夫 間、急度相慎可罷在候 同道宮本善五右衛門

源大夫詰中不敬之筋共 宮本源大夫 相聞候付、急度慎居候 同道宮本善五右衛門 様申付候、追而申渡候 筋も有之候間、可存其旨候 右者清野千吉へ申付候

善右衛門詰中不敬之筋 福沢善右衛門 共相聞、御文言右同様 同道右 同人 右者柳沢甚三郎へ申付

右之通昼八時御用番御宅二而申渡候、善右衛門義ハ相慎候様江戸二而被仰渡有之、昨夜到着故今日申付無之候

一 同十二日

御台所目付申付之 倉嶋小右衛門

右之通先月二十八日被仰付候由、江戸表同役方申遣候 同道伊藤右平次

御宛行頂戴之御礼 山下兵五郎 金井富馬 長井兵馬

被召出御宛行頂戴之御礼

宮下牧之進

悴御宛行頂戴之御礼

長井四郎右衛門

名代原 万之助

同断

金井甚五左衛門

名代渡辺友右衛門

同断

宮下兵馬

御通懸跡式之御礼

中村岩左衛門

藤田吉郎右衛門

桜井伴五郎

倉田多久

松平久五郎様御家来橋

南澤甚之丞

本喜平治姉縁組仕度旨、

願之通被仰付之

右之通当朔日於江戸表被仰付候段、政野右衛門

申遣候付記置

一 五月十五日

亡父又右衛門願置候通、

金井斎宮

唯今迄拝領之御知行百

同道金井作次郎

八拾石被下置、家督無

相違被仰付之

斎藤治右衛門在命之内

長谷川速水

願出候通、御切米糶五 同道佐久間一学
斗入七拾表・三人御扶
持被下置、家督無相違被仰付之

斎藤治右衛門方へ弟速 同道長谷川市左衛門

水養子差遣度旨、願之

通被仰付之

亡父九平治願置候通、 中川清右衛門

只今迄拝領之御切米糶 同道澤 十右衛門

四拾表・四人御扶持被

下置、家督無相違被仰付之

宮沢丹下妹縁組仕度旨、 桜井六郎左衛門

願之通被仰付之

妾以勝手妻二仕度旨、 藤岡善左衛門

願之通被仰付之

右之通御用番御宅ニ於て被仰付候

御徒士へ番入申付之

塚本右忠太

同道久保一郎兵衛

只今迄改役兼帯被仰付

池田儀左衛門

候処、今日御免被仰渡

松本七郎左衛門

吉田源左衛門

右高山平十郎へ被仰渡候段、同人申聞候

一 五月廿一日

足立喜左衛門在命之内 牧野常三郎

願置候通其方致養子、 同道古沢三郎

只今迄拝領之玄米拾式

人御扶持被下置、家督無相違被仰付之

右之通於江戸表被仰付候段、五月六日付二而申

来候

不敬之筋共相聞候付、 福沢善右衛門

早速此表出立御在所へ

罷帰、急度相慎可罷在候

右之通同断、当五日付政野右衛門申遣候

一 五月廿五日

御役替御吟味役被仰付 杉田兵馬

之

悴為治義御奉公筋為見 大瀬 登

習度旨、願之通藤田典 同 為治

膳組へ御番入被仰付之

正徹娘大日方藤大夫へ 山田正徹

縁組、双方願之通被仰 大日方藤大夫

付之

一 同廿八日

妹義桜井六郎左衛門方 宮澤丹下

へ縁組、願之通被仰付

之

右之通当十五日付政野右衛門方より申遣候

一

若殿様当十六日口宣五時過御到来御頂
戴被遊候、詰合御役人麻上下着用罷出、
御酒被下候由、競方申遣候

一 五月晦日

殿様方二須濱御紋付縮めん御小袖、從
御前様鶴之丸同斷、從若殿様紗綾二卷
拜領、掃部頭様方紗綾二卷、木工頭様
方縮緬緬竹丸御紋御小袖拜領、右紗綾
・白紗綾二而拜領、染色何色与無之、
以後染申付着用、尤妻子二も着用為致
度旨、鎌原司馬斷申聞候間、其段相心
得候様、將監殿被仰渡候

○ 六月五日

父寿庵儀先達而病氣付

篠原玄意

御奉公難相勤、依之其

方致養子隱居相願候、未年来二も無之処往々
難相勤、病躰之旨申立候付願之通隱居被仰付
候、然此度病氣為養生出府相願候趣、我俣
之筋不敬之趣二相聞、如何敷難相成事二候得
共、父病氣為致養生度其方相願候儀付、以御
情暫出府之儀願之通被仰付候、出府之上五六
ヶ月を越逗留決而不相成事候間、兼而其旨可
被相心得候

右五月廿一日被仰渡候段、政野右衛門方申遣候

一 同六日

青木右近在命之内願置

原 久喜

候通、妹致養女其方聲

同道 小幡長右衛門

養子仕、拜領之御知行

四百石被下置、御足輕拾人被成下御預、家督
無相違被仰付之

其方次男久喜 青木右

原 五十馬

近在命之内願置候通聲

養子差遣度旨、願之通被仰付之

一 同十一日

今昼九時伊勢町北村仁兵衛居宅より出
火、鏡屋町・鍛冶町・石町・肴町・中
町・荒神町・東寺尾村堺迄、伊勢町・
木町・片羽町・片岡要人并御借長屋不
残、三村古仙・割番所・小越町通・一
場久右衛門・岡島庄之助、残ル殿町二
而牧野丹弥・塩野岩多・赤沢多伸・出
浦半平・片岡九左衛門・矢澤修理・岩
崎主馬・矢野半左衛門・北沢三右衛門
・竹村金吾・御厩・中村七十郎・道橋
方・御材木方御役所・御厩町通不残、
右焼失半二至り代官丁伊東伝吾方出火、
関根数之進・山口清之進・松村十右衛
門・平林縫殿進・中川清右衛門・長谷
川市左衛門・長谷川利八・長谷川伝左
衛門・小崎民右衛門・三井逸八・岸善
八・鹿野三十喜・小幡七右衛門・堀井
多門・佐藤軍治・桜井六郎左衛門・金
井作次郎・小幡庄作二而留ル、湯本十
学・神戶勇之丞・千喜良民之助・星野
権左衛門残ル、出火七半時過相鎮、諸
士大手へ相詰申候

火元出役中候吉五郎御差図二而、前嶋

四郎右衛門馬喰町人数召連火元へ罷越、
尤御馬御借被成候

火事半二御差図二付、白川寛蔵・原九
郎左衛門追々火先見届申上候様被仰渡
罷越、尤御馬御借被成候

此節小越町・大手下・御馬出・釘貫等
焼失、御曲輪等御不宣、御曲輪内并
町方其外同役申合、昼夜相廻相改候様、
御用番江四郎右衛門御呼出、被仰渡候

一 六月十三日

昨夜六半時表柴丁横町磯右衛門与申
者居宅出火、早鐘打候付例之通相詰
殿様当十日御滞府被蒙仰候段、申来候

一 同十四日

弥八郎願之通悴友吉御

浦野弥八郎

徒士へ番入申付之

同 友吉

右於江戸表被仰渡候段、当九日付二而政野右衛
門申遣候

一 同十七日

此度出火焼失追々書上候得共、借家も
の等心得違筋も有之、届無之族も有之
候ハ、向々へ届候様無急度可申通旨
被仰渡候

此程被仰渡、昼夜相廻候儀、無挑灯二
而夜廻相勤候方御不二可相成趣、御用
番へ申上候処、御不二相成候ハ、勝
手次第之旨御差図御座候

右二付釘貫御門無挑灯断之儀申上候処、
御役方へ懸合様被仰渡、水道役江懸合
候処、切手遣之右無挑灯札受取

一 同廿五日 今朝五時於評定所左之通

一 六月廿七日 殿様当廿二日西丸大手御門番久世隱

御厚恩を以幼年二而家 安藤友弥

岐守様御代被蒙仰候

名代 竹内藤馬

金井齋宮

名代 鹿野外守

齋藤速水

名代 近藤氏之助

中川清右衛門

名代 片岡要人

被仰付置候処、近年二至り追々身持不宣、不似合之行跡之趣相聞不届之至候、依之急度可被仰付候得共、以御情不及其儀、永之御暇被下置候、御城下徘徊仕間敷候、御領内御構無之候

一 同廿八日 御近習被仰付之 藤井喜内
今度御近習被仰付候付、右 同人
御切米金五兩被下置之

膳番刀番兼帶申付之

植木直衛

同道 成沢文治

右於御前

依田清左衛門

○ 七月六日

右被仰付原五十馬申渡之、出座御役人例之通

年来勤方不宣、其上段 宮本善五右衛門

御近習被仰付之 宮沢丹下

父友弥儀以御厚恩幼年 安藤岩尾

段不敬之儀相聞候付御 親類同道 片岡源左衛門

其方年来出精相勤候付、 田中三郎助

二而家督被仰付、其上

戴之御切米金四兩・式人御扶持、以御情悴忠

悴新左衛門被召出、(御切米金)五兩・三人(御扶持)被下置、御近

御役も被仰付置候処、近年二至身持不宣、不似合之行跡有之趣相聞、不届之至候、急度可被仰付候得共、以御情不及其儀、永之御暇被

右御用番宅ニおいて四郎右衛門申渡之

習被仰付

下置候、祖父友弥末期迄御役筋貞実相勤候付、

被召出御近習被仰付之 田中新左衛門

御先手組柴田三右衛門 渋谷養説

格段以思召御知行百三十石被下置、苗字被成

御切米金五兩・三人御 右 同人

様御組吉田吉兵衛娘縁

下御建候

扶持被下置之

組、被仰付之

父友弥跡屋敷地建家共 安藤岩尾

於江戸表左之通被仰付候段、六月

年来出精相勤候付、御 高久数之進

被下置之

二十八日付二而競方申遣候

番士被仰付候、御番入

右之通今朝四時御用番於宅被仰渡候

家督之御礼

之儀者追而可被仰付候間、勤方席等之儀只今迄之通相心得、可有勤仕候

一 今晚方当分之内於大御門時々太鼓并出

名代 海野大右衛門

一 七月七日 七夕御祝義例之通五半時揃二而相濟

火之節二ツ重太鼓打候段、演説被仰渡

候

同断 金井縫之助

一 同十一日

五左衛門病氣耽無之、
往々御奉公難相勤付願
之通隱居、悴要吉へ唯
今迄拝領之御知行百三
十石被下置、家督無相違被仰付之

河口五左衛門
名代河口伴左衛門
河口要吉

右御用番宅二において被仰付候

先達而隱居申渡候付、
清野村罷在候從弟源右
衛門致養子、只今迄拝
領之御切米糶納三拾八
表・米三人半御扶持被
下置、願之通跡式申付之

小林与五郎
名代近藤惠左衛門
源右衛門

御徒目付
小泉彦七

右同断四郎右衛門申渡之

入院之御目見
長 国 寺

右七月朔日付二而政野右衛門申遣候

一 此度不被懸思召、御差留被蒙仰、此御
時節御首尾合御外聞共、一方不成思召
候、乍然不意之御詰越二而云々、右二
付於江戸表御儉約被仰出、於此表も右
御書付之通心懸、何分出精相勤候様被
仰出候

一 七月十三日

父善五右衛門義年来勤 宮本忠太
方不宜、其上段々不敬
之筋共相聞候付、役義御免隱居申付候、乍去
以御情唯今迄頂戴之御切米金四両・式人御扶

持其方へ被下置跡式申付、御徒士へ番入申付
之

右当月六日内藏丞殿於御長屋申渡候段、政野右
衛門申遣候

一 同十八日

御徒士へ番入申付之
小林源右衛門
同道片岡源左衛門

御用番宅二於て吉五郎申渡之

一 同廿五日

岡野内藏太御前様方鶴丸御紋付縮緬御
単物拝領付、着用仕度旨申聞候付、相
心得候様御用番被仰渡候

一 同廿八日

今度御巡見朝比奈左近様・遠山久四郎
様・大河内彦四郎様御義、来月九日頃
当町御止宿被成候積り二候、依之万端
猥無之様被仰出候

一 七月廿九日

近年凶作打統、米価高値云々二付、
何しも来秋迄家中在府之人数可成程
相減、江戸扶持米等銘々領分方成丈
ケ相廻し候様可致候、人数減少候共
不苦候、尤減方等相伺候様公儀方被
仰出候

右二付松平越中守様へ被差出候御伺書、
為心得内藏丞殿御渡被成候

今度御触も御座候付、家中在府之人数可成程
相減申度被存候、依之先格供人・供頭并侍共
拾壹人・徒士拾人召連候得共、侍・徒士之内
式人ツ、来秋中迄相減申度被存候、且又同姓

豊後守供人之儀も私同様、相減召連候様仕度
奉存候、此段御聞置可被下候、以上

七月廿二日 御 名

役替使役申付之 八田 競

目付役申付之 小幡庄作

御役付足輕五人被成下 右 同人

御預候 御預候

先達而御在所居宅焼失 右 同人

付、御返可被成下処、
此役御役被仰付候付、来西七月迄滞府仰付之

○ 八月朔日 八朔御祝義差立・大小御役人五半時揃、
於大書院御祝義申上候

若殿様御近習被仰付之 瀧村権之助

右七月廿五日於江戸表被仰付候段、友右衛門申
遣候

一 同十日 御巡見御三人様当四日桑原御泊、昨九
日当町御止宿、御宿大英寺・大林寺・
本誓寺、今日六ツ半時方五半時迄追
々御出立被成候

御役替御右筆被仰付之 片岡嘉金治
右当三日於江戸表被仰付候段、同役政野右衛門
方申遣候

一 同十五日

修理姉郷左衛門へ縁組、矢澤修理

双方願之通被仰付之 原 郷左衛門

願之通悴伴五郎御徒士 山下三左衛門

へ番入申付之 同 伴五郎

四郎右衛門申渡之

一 同十九日

其方病氣駢与無之、往 藤井彦九郎

々難相勤付、願之通御 名代 田中三郎助

役御赦免被仰付之

一 同廿一日 今朝五時於評定所左之通

年来勤方不宜、江戸表 福沢善右衛門

詰毎別而多病、町方買

懸等も不相私、御外聞二も相障候儀有之由、

其上悪事相巧、傍輩共為致難儀候義多、其外

段々不敬之義共相聞候付、先達慎申付置候処、

是又不慎之趣も有之候由、急度可申付候へ共、

重々以御情永之御暇被下置之、御三家様方・

御老中様方・若御年寄様方・御一同様方・御

役人様方右奉公御構、御城下・御領内并御支

配三ヶ所徘徊仕間(敷)候

右同断 宮本源大夫

善右衛門同道御徒士目付 小泉彦七

源大夫同断 西山祖兵衛

右兩人御請書差出例之通

長々病氣引込罷在候、 渡辺富之進

為差病氣二も不相聞候 名代 佐藤民治

処不埒之事情、御人少

之儀少も快候者、押而出勤可致候、当五月中

も申付候筋も有之二付、当分致全快間敷趣二

者、可御用立者跡式相願可申候

年来勤方不宜趣相聞不 小林彦大夫

埒之事情、依之申付方 名代 加藤直記

有之候得共、以御情不

及沙汰隠居申付之、早速御用立候者養子跡式

可相願候

右同断 竹花民馬 名代 宮本民衛

右何れも同道御徒目付 山崎藤太

右御用番宅ニおいて吉五郎申渡之

一 八月廿二日 当十二日甲州善光寺燈籠佛為開帳、

御屋敷へ参候付玄関入、御小座敷江

相通候旨、江戸表方申来候

一 同廿七日 当御役昼夜廻り相勤候儀、此以後本役

計折々相廻、御メり相心懸候様仕度旨、 伺之通御差図御座候

一 同廿八日 御松葉棧敷大御門踊明二十九日有之候、

其段出席御役人へ申通候様被仰渡候

一 同廿九日 大御門前御松葉棧敷七時過御部屋様御

出御座候、例之通御役人出席、暮時前

相済

出精相勤、其上御前様 南澤甚之丞

被仰上候筋も有之候付、

御役料式人御扶持被下置之

右当十八日付二而庄作方申遣候

○ 九月二日

文治与改名被仰付候 小松直五郎

老年迄出精相勤候付、 坂西喜平太

御役料式人御扶持被下

置之

出精相勤、大手其外方 伊東右平治

端立入、細々詮議取計

宜付、御役料式人御扶持被下置之

右八月二十五日付二而左右衛門方申遣候

一 九月三日 武芸一覽被仰渡

九月十六日・十八日 射芸

同 廿 日・廿二日 劍術

同 廿四日・廿六日 鎗術

同 廿八日 軍学

十月 朔日 柔術捕手

同 三日・五日 乘馬

以上

一 此度射芸大の二而御一覽可被成旨、御

懸り神平殿被仰渡候

一 九月九日 重陽御祝義差立・御役人五半時揃、於

大書院御祝義申上ル

一 同十一日

兄吉之助在命之内願置 片岡源之助

候、其方致養子只今迄 同道 田中三郎助

拜領之御知行百五十石

被下置、家督無相違被仰付之

其方他へ養子罷越、離 片岡源之助

縁即日吉之助養子相願

候、右等願之儀決而不相成筋候、乍去実父唱

儀両度数年御側も相勤候者之儀、格段之以思

召、今度ハ願之通家督被仰付候、可存其旨候

思召有之二付、御切米 笠原軍平

金五兩被下置之

御仕置筋詮議嚴重行届 師岡十郎右衛門

候様相心懸、取計可申 長井四郎右衛門

旨兼々被仰付候処、籠

舍佐右衛門吟味今以一向訳合も不相知候段、

畢竟等閑二相心得、巳年以來之義別手段等を

以成共碎心、諸詮議致方も可有之処、重科之

者共吟味不相決、如何敷義思召候

且当春中若宮村出入之節、最初之詮議不行届、

蟲肩之風聞も有之処、落着ハ正路二取揃候間、

不及其御沙汰候、以來嚴重密二御仕置行届候様

心懸、可相勤旨被仰付之

御祐筆見習被仰付之 藤田岡之進

一 九月十三日 大般若御執行有之

一 同廿日 先年方文武之儀毎度被仰出候得共、訳

而達人も少、去年來從公義も度々被仰

出、江戸一統文武共相励候御時節、諸

家共二文武出精之様二追日被及御聽候、

御家中二も色々相心懸、芸術相募候者

又ハ一二芸出精之族も達御聽候、將又

等閑二相心得、甚氣懸薄者も多分二相

聞候

依之面々文武相心懸、芸術唯今迄修行

之程、免許之訳迄も可被遊御覽候間、

書出可被申候

治乱共二常々心懸之儀ハ可有之候、何

連人々武備嗜之儀心得候趣書付、致封

印可被差出候

安永六酉年御沙汰二付、演説之通四拾

才以上二而も、諸芸之内二者心懸次第、

修行ハ可相成義、且壯年之者ハ治国之

御奉公与相心懸候者、文武出精之内二

者何連可一芸ハ人も存知、達御聽二も

候程之儀ハ可有之候、尚追々被遊御尋

候筋も可有之候

一 差立候者芸術之内、別而学問差統、軍

学ハ第一之義不及申事候得共、心得違

之者も有之様二相聞候、訳而可致出精

旨被仰出候

此度相触候書面之内、書付差出候様申

渡候日限之義、区々二而者如何二付、

来ル廿七日自分宅へ持参候様、尤銘々

二も不及同席申合、一兩人二而一同持

参候而も不苦候、各へ差出候分も同様

相心得、日限相極受取可被申聞候

別紙触之義、御家中嫡子次男三男迄も

同様、尤封印書付ハ次男三男ハ不及差

出候、心得之儀ハ可為同様候

右之趣可被相触候

一 同廿七日 此程御触二付向々へ差出候書付、前島

四郎右衛門・中侯吉五郎在宅受取候

一 同廿八日

詰中無滞相勤罷帰候二 西山彦五郎

付、御徒士へ番入申付、

玄米式人御扶持被下置之

粹勝之助無滞相勤罷帰 原田 糺

候付、御徒士へ番入申 名代 間庭左仲治

付之、玄米式人御扶持 原田勝之助

被下置之 御徒目付 同道 片岡源左衛門

一 九月廿五日

家督之御礼

片岡源之助 名代 鹿野丹治

河口要吉
名代宮下牧之進

被召出御宛行頂戴之御
礼 田中新左衛門

新知頂戴之御礼 安藤岩尾

名代上原八左衛門

倅被召出御宛行頂戴之
御礼 田中三郎助

名代金井富馬

御通懸

跡式之御礼

宮本忠太

塚本右忠太

小林源左衛門

役成之御礼

片山弥友

御用部屋へ名代を以隠

河口五左衛門

居御礼

名代小山田平之進

○ 十月七日 先月廿七日取集候向々方差出候口上書

昨日迄二相残候分追々取集、式通ツ、

五拾六人分・巷通ツ、式拾九人分、

百四十一通今日迄二不残御用番司馬殿

へ差上相濟申候

之

亡父岡右衛門在命候内 山岸文右衛門

願置候通、只今迄拝領 同道湯本十字

之御知行百石被下置、

家督無相違被仰付之

其方病身罷成、往々御

奉公難相勤付願之通隠

居、倅助七郎へ只今迄

拝領之糶五人御扶持被

下置、家督無相違被仰付之

先達而隠居申渡候付、

從弟下横田村罷在候百

姓清兵衛倅大八致養子、

只今迄拝領之御切米金

四兩・三人御扶持被下置、願之通跡式申付之

渡大夫申渡之

先達隠居申渡候付、杵

測村罷在候左源太与申

者家業も相成候付致養

子、唯今迄拝領之御切

米金四兩・三人御扶持

願之通右之者へ被下置、跡式跡役共申付之

大日方藏左衛門申渡之

之処、今度立戻候段不 飯島十左衛門

届之至候、当時病氣二

而言云不相叶候、少も向快方候ハ、如何之

存寄二而致出奔、尚又立戻候所存承、届可申

立旨、且快氣迄親類共へ御預被仰付之

一 同廿八日

若殿様御近習被仰付之

松村十右衛門
上村友衛

唯今迄罷在候屋敷へ先 三村古仙

年父林甫願二付、当分

之内拝借被仰付置候処、此度御用二候間可差

上候、依之裏町明屋敷百九十坪之処、長屋共

被下置之

○ 十一月四日

御側向之面々平日親類之分、表向之面々へ附

合致間敷旨、先年被仰出有之候処、近年猥二

相成候段粗相聞、有之間敷事思召候

向後者御用之儀ハ格別、縁類たり共無拋用事

有之致参会候者、用外之雜談并難去祝儀事等、

親類打寄候ハ穩便二取計可申、尤酒興等之儀

相慎可申候

同席寄合之節も、家内之外勝手へ成共、他人

招呼申間敷候

右之通御側向并御奥附へ被仰出候間、表向之

面々江も致演説候様被仰渡候

一 同廿一日

御役替御家老職被仰付

大熊四郎左衛門

一 十月廿五日

春原平兵衛先達而出奔

平兵衛親類
春原玄悦

一 同六日

八郎左衛門妹友右衛門 類 宮下八郎左衛門
方へ縁組仕度旨、双方 名代 成沢斎治
願之通被仰付之 渡邊友右衛門

御徒目付申付之 近藤惠左衛門

御徒士へ番入申付之 竹花大八

病氣耽与無之付願之通 類 田中弥門

隱居、田中村二罷在候 名代 九嶋藤左衛門

從弟彦左衛門致養子、
只今迄頂戴之御切米金 養子 彦左衛門

四兩・玄米三人半御扶持被下置、跡式無相違
申付之

年来勤方不宜候付、先 類 小林彦大夫

達而隱居申付、跡式可 名代 渡辺富之進

相願段申渡候付、從弟 養子 八十二

下横田村百姓八十二養 同道 片岡源左衛門

子仕、唯今迄拝領之御
切米金四兩・米式人御扶持被下置、願之通跡
式無相違申付之

養父玄秀義段々不屈之 大草玄常

所存有之付、御領分追
払被仰付候、兼而取計方も可有之処、等閑之
至り思召候、依之遠慮被仰付候、此上其方ハ
不及申、諸親類共二文通等仕間敷旨、被仰出
候、親類へも可申通候

病身付御奉公難相勤旨 大草玄秀

申立、隱居仕乍罷在、 同道 北沢三右衛門

万端身持不埒之段相聞、 河原淺之進

不屈之至候、依之御領

分追払被仰付、御三家様・御老中様方不及申、
御大名様・御旗本方・御医師方・惣而御家人
方へ奉公并隨身等致間敷候、且又御支配所併
徊不相成候、自然於相背ハ其向へ御断召捕、
永玄常へ御預可被仰付候間、兼而可存其旨候

右御請書差出申候 御目付

御目付御役之義ハ、一体御家中・御郡
中迄之御メリ御役筋之処、近年御条目
并誓詞・前書等之重キ意味取失、御側
向其外御役人・表御侍打交致酒宴等、
或ハ勤番之節ハ、右之面々与申合致他
出、見物等有之場所江も、一同罷越候
者有之趣粗相聞、御役柄不敬之事候
親類出会其外用事二付出会之儀ハ、格
別御メリニ差障候儀共、已来急度相慎
候様被仰付之

右御書付中候吉五郎へ御用番御渡被成
候 右二付相伺候処、同役へ即斎申遣二不
及、当番相勤御用相濟次第、申遣候様
被仰下候

依之差扣可罷在哉之旨、同役銘々口上
書、菅沼九左衛門を以差出候処、被成

御受取、即斎同人を以差扣不及候旨、
御差図御座候

右御書付於江戸表も、去月廿八日同役
へ御書付を以被仰付、差扣伺差出候処、
栋津神平殿被成御請取、即刻不及差扣
候旨、御差図御座候由、尤伺書篠崎屯
を以寛藏・九郎左衛門差出候由、庄作
義大手勤番中二付、退番之節申通候様
御差図之旨、旁御用状申遣候

同十一日 当三日御鷹之雁被遊御拝領候、依之来
ル十五日從四時九時迄之内麻上下着用、
月番宅へ罷出、御歎申上候様

当朔日付寛藏方左之通申来
其方妻木佐渡守様御組 立田萬安
岡井玄用様御妹縁組仕
度旨、願之通被仰付之

同十五日 此程御触之通御用番御宅へ諸士罷出、
御歎申上候

同十八日 男子無之付、実方之甥
恒吉智養子仕度旨、願
之通り申付之 徳嵩甚藏

右於御用番宅望月九郎右衛門申渡之
御徒士へ番入申付之 小林八十二
右同断吉五郎申渡之 田中彦左衛門

御徒目付

不依何事申立候儀ハ、大目付・御目付
へ申立候筋之処、近年心得違右申立間
遠相成候

差兼共ニ御ノリ之儀ハ、大目付又ハ御
目付之内へ以印書可申立候

右印書自今入御覽ニ茂候間、別而大切
相心得、龐末無之様依怙鼠負なく、同

役一同申談、以連印可申達候

万一自分之遺恨を含、依怙偏頗之於致
申立ハ、可為私曲候間、嚴重可相心懸
候

右之趣御書付為心得、当御役へも將監
殿御渡被成候

自今御徒士目付申上、印書差出候者、

各之内請取以後密々開封一覽、依怙
鼠負等之趣も相見へ候者、月番へ内

内可被申立候

左も無之候ハ、右印書封目合兼候共不
苦、封し其上を各封し、印形被致可被

差上候
右心得候様渡大夫へ被仰渡候

於江戸表も同様寛藏へ被仰渡候

其後十二月廿一日尚又庄作へ神平殿被
仰渡候

御徒士目付差出候印書開封不仕、封之
俣差上候様被仰渡

当八月中御徒士共へ心懸之儀付、申渡
候別紙之趣相心得、以来行跡如何敷義

ハ嚴重遂穿鑿、委細密可申聞候

隱置外方於相聞者、可為越度候間、兼
而其旨可相心得候

右之趣御用番御書付を以、御徒士目付
伊東右平次へ被仰渡候

一 同十九日

其方男子無之付、弟慶

森 大右衛門

治養子仕度旨、願之通

名代 関口甚五右衛門

被仰付之

森 慶治

左之通江戸表同役方申来候

一 家督之御礼

山岸文右衛門

名代 白川惣治郎

杵淵助七郎

名代 片岡半十郎

御切米頂戴之御礼

藤井喜内

一 同断

笠原軍平

名代 柘植量右衛門

隱居付於御用部屋難有

杵淵次郎助

旨申上候

名代 杉田兵馬

一 十一月廿四日 大熊四郎左衛門死去付、来ル廿六

御徒目付

日迄万端相慎候様御触

一 同廿五日

若殿様御側御納戸兼相

岡嶋三郎治

勤候之様被仰付候

右当十五日於江戸表被仰付候段、同役方申遣候

立田萬安

弟竟俊儀奥御医師津輕

意伯様へ賀養子差遣度

旨、願之通被仰付之

一 十一月廿八日

御使役被仰付之

齋田左盛

御役替御目付役被仰付

窪田岩右衛門

之、御役付御足輕五人

被成下御預候

右同断

大熊式部左衛門

榎田忠兵衛

御武具奉行被仰付之

恩田十郎兵衛

御納戸役被仰付之

関山藤三郎

久内弟守人 金藏方へ

長谷川金藏

賀養子、双方願之通被

名代 長谷川伝左衛門

仰付之

金井久内

同 守人

一 武術師範之面々へ、同人共不絶稽古も

有之段達御聴、御大慶思召候由を以、
為御褒美御上下或ハ御目錄等被下置、
以来何分出精、致指南候様被仰付候

一 十一月廿五日付 江戸表同役原九郎左衛門ら左之
通申遣候

思召有之候付、御在所 滝澤太左衛門

へ御返被成候、罷帰相

○ 十二月六日

悴富治義御奉公筋為見 保崎平内
習度旨、願之通海野大 同 富治

右衛門組へ御番人被仰
付之

実子無之付、松平大炊 山内清四郎

様御知行所今井村罷在 同道伊藤右平治
候弥四郎与申者悴俊蔵

致養子度旨、願之通申
付之

忠兵衛申渡之

一 同九日 公義之御振合を以、以来心得被仰出候

五十以上之者嫡子死去又ハ養子差戻候
而嫡子無之節、追而相応之養子可相願

段、頭支配へ五十以上二付届置旨申立
置候得者、急養子願申立相成候事

一 養子離縁之節、追而他へ養子ニ遣候共、
存寄無之候者、其段養父方頭支配へ可

相届置事、実父方も届同断之事
養子離縁実方へ戻居候もの、又養子ニ
遣候儀、公義御定ハ十ヶ年過不申候得
者、養子遣候儀不相成候、此儀ハ御情
を以五ヶ年過候者、養子ニ遣願相成候

一 事

実子無之末期急養子仕候節、妊娠之婦

人有之ハ、其段可相届事

実子出生、病身等ニ而届不仕差置、入

用之節ニ至り、俄ニ嫡子ニ仕度願候儀

難成候、病氣快候者、前以届可置候

但丈夫届致候上嫡子ニ仕、又者養子

ニ遣度候ハ、七ヶ月過不申候へ
ハ、不相成事ニ候

一 十二月十日 当四日西九大手御門番御免被蒙仰候

一 同廿一日

右京妹彦左衛門へ縁組、 前嶋右京
双方願之通被仰付之 赤塩彦左衛門

亡父藤右衛門願置候通 福田伴之進

御知行式百石被下置、 親類興津政野右衛門

家督無相違被仰付之

彦之進病氣耽与無之、 常田彦之進
往々難相勤付願之通隠 名代山寺藤左衛門
居、悴金平へ只今迄拜 常田金平
領之御知行百石被下置、

家督無相違被仰付之

父玄道弟子前嶋通策致 立田宗伯

養弟、北山玄又在命之
内養子差遣度旨、願之通被仰付之

北山玄又在命之内願置 前嶋通策
候通其方致養子、玄又 北山玄又親類
唯今迄拜領之米八人御 東条与一郎

扶持被下置、家督無相違被仰付之

御近習被仰付之 岸 善八

其方儀從幼年立田玄道 前嶋通策

へ隨身致修行、医術之

儀玄又劣不申旨相聞候付、家督無相違被下置
候、其旨相心得、弥家業可致出精旨被仰付之

其方弟子北山通策幼年 立田玄道

方隨身致修行、医術之
儀、北山玄又劣不申旨相聞候付、家督無相違
被下置候、弥家業出精、御用立候様可取立旨

被仰付之

一 此度被仰出候御條目御觸御渡付、
例之通相触申候

一 十二月廿五日

悴伴九郎儀若者之内二 原 治左衛門

而致頭取、折々騒々敷

義有之様相聞候、以來相慎候様被仰付之

右御書付赤沢助之進へ御渡被成、於宅同人申渡
之

悴五郎藏儀右同断 山田津右衛門

右矢沢修理へ御渡右同断

悴秀之進儀右同断 齋田左盛

悴丹治義右同断 山本式左衛門

其方儀右同断 金井齋宮

右者御用番於宅被仰渡候

一 同廿六日 御家中若キ者共并子供之内二者、常々
不敬之者共も有之様達御聽候、以來弥
以心懸、右躰之者承繕申上候様被仰付
之

御目付中

右之趣江戸表同役へも申遣候様被仰渡候

一 十二月廿八日

御役替宗門奉行・郷目 興津政野右衛門
付兼帯被仰付之、御役
附御足輕拾人被成下御預候

常々出精御メリ之儀、 大嶋多吉

心懸万端取計宜相勤候

付、御加恩忒人御扶持被下置之

小幡長右衛門組へ御番 金井縫之助

入

赤沢助之進組へ同断

齋藤速水
杵淵助七郎

真田勘ヶ由組へ同断

安藤岩尾

海野大右衛門組へ同断

片岡源之助
山岸文右衛門

右之通御用番於御宅被仰付候

御金懸り忒人二而出精 平出与左衛門

相勤候二付、唯今迄之

御役料忒人御扶持御加恩被成下候

常々出精、万端取計宜 徳嵩甚藏

相勤二付、只今迄之御

役料忒人御扶持御加恩被成下候

出精相勤候付、只今迄 桜井吉左衛門

之忒人御扶持、御切米
粃拾五表本給御直被成下、永格申付之

右同断付、只今迄之忒 池田義左衛門

人御扶持本給二被成下、

粃拾五表被下置、永格申付之

少給之処出精相勤候付、 菊地伊惣治

御役料拾表被下置之

御勘定役見習出精相勤 柿崎幾太

候付、忒人御扶持被下

置之

年来出精相勤候付、御切 片桐惣十郎

米式拾五俵・玄米忒人御

扶持御直被成下、御勘定役申付之

右御用番宅ニおいて金井甚五左衛門申渡之

御土藏宜出来付、御目 西村奎右衛門

録式百疋被下置之

御用多之処出精相勤候 西村藤藏

付、右同断

右同断、前嶋作左衛門申渡之

○ 五月朔日

御側御納戸本役被仰付 藤田新吾 之

御足輕四拾壹人御預被成下、家督無相違被仰付之

一 同十五日 大般若御執行有之
一 同十七日 昼九時半時篠崎屯宅出火、八時過鎮申候、類焼無之、例之通相詰

一 六月廿五日 足立常三郎出奔二付、跡御長屋改立合候之様被仰渡云々

文治娘直之進へ縁組、成沢文治 双方願之通被仰付之 柅津直之進

若殿様御引越以來初而 柅植量右衛門 之御暮方、万端御都合

一 十一月廿五日 思召有之付、御在所へ 瀧沢太左衛門 御返被成候、罷歸相慎 罷在候様被仰付之

伴左衛門実子無之付、河口伴左衛門 鳴渡弟助之進智養子仕 南部鳴渡 度旨、双方願之通被仰 同 助之丞 付之

一 同十九日 亡父數之進願置候通御 関根嘉膳 知行六拾石被下置、家 親類長谷川傳左衛門 督無相違被仰付之

○天明九年己酉

二月寛政与改元

先達而於江府不行跡之 瀧澤太左衛門 義有之、御返被成於此

殿様御滞府

表、相慎候様(被)仰付候処、以御情被成下

○正月朔日 年頭御祝義於大書院五半時揃二而、指立并嫡子・大小御役人罷出、給人格以下二而八田孫左衛門罷出

御免候、以後万端入念、相勤候之様被仰付之 右藤田典膳宅ニおいて同人申渡之

海野大右衛門組へ御番 金井斎宮 入 右御用番宅ニ於て被仰付候

一 同四日 寺院御礼五半時揃、長国寺於小書院独礼、大英寺・開善寺病氣付不罷出相濟、御町年寄・檢断・御用達問屋・帶刀御免之者例之通、其外寺院大書院於二之間一同御礼申上ル、終而本誓寺新發勤宰相御奏者引連於二之間同断、相濟引取、久保喜傳治例之通

一 正月九日 寺院御礼五半時登城、善光寺使僧兩寺於小書院独礼相濟、於大書院寺院一同御礼申上ル

喜右衛門病氣耽与無之、大野喜右衛門 難相勤付願之通隱居、 名代團野伊惣治 悴嘉十郎江只今迄之御 大野嘉十郎 知行式拾五石被下置、

市村彦九郎名代磯治郎罷出、名代付御礼無之

去十二月被仰出候御儉約御条目式通、 当御役へ内蔵丞殿御渡被成候

跡式跡役共無相違申付之 右同断大瀬登申渡之

一 同六日

亡父四郎左衛門願置候 大熊衛士 通御知行千百石被下置、 同道赤沢助之進

一 同十二日 禰宜・山伏登城、八幡神宮寺名代惣目 代松田大内藏名代宮沢権大夫於小書院例之通、其外禰宜・山伏於大書院惣御礼

一 同廿七日 弟常三郎儀若者之内ニ 河原隼之進 而致頭取、折々騒敷義 有之候様相聞候、已來相慎候様可申付旨、被

仰付之

右於江戸表小幡長右衛門御長屋ニ而同人申渡候
段候、当十八日付ニ而同役庄作申遣候

一 同廿九日

思召有之付閉門被仰付

宮下嘉平太

之、急度相慎可罷在候

名代野村儀左衛門

同道中村五郎兵衛

右邊友右衛門申渡之

表坊主役
同道三村一郎平

思召有之付逼塞被仰付

岡野平右衛門

名代興津政野右衛門

同道牧野丹弥

右原五十馬申渡之

先達而思召旨有之、御
呵有之候処、其後も不
敬之筋相聞候、以來急
度相慎候様被仰付之

原 治左衛門

名代落合量藏

思召有之付閉門被仰付

原 新四郎

之急度相慎可罷在候

同道関山吉太郎

右赤沢助之進申渡之

其方於宅不取メ之筋相
聞不敬之至候、以來急
度可相慎旨被仰付之

小松早之丞

思召有之付逼塞被仰付

赤塩彦左衛門

之

同道安藤岩尾

右海野大右衛門申渡之

右赤澤助之進宅ニおいて同人申渡之

沢 十右衛門

同断

遠藤小右衛門

同道河野清右衛門

右矢澤修理申渡之

右玉川左門宅ニおいて同断

宮下藏右衛門

同断

青木久弥

同道青木権左衛門

右海野大右衛門申渡之

先達而思召旨有之、御
呵有之候処、其後も不
敬之筋相聞候、以來急

山田津右衛門

名代関口佐大夫

度相慎候様被仰付之

右矢澤修理宅ニおいて同断

御料理人
山本佐五兵衛

思召有之遠慮被仰付之

恩田政人

右岩崎主米宅ニ於て同断

父平右衛門義逼塞被仰
付候、其方儀思召有之

岡野内藏太

付、御咎不被仰付候、其旨可相心得候

父久弥義、末同文

青木政右衛門

赤塩彦左衛門儀安永七
戌年新知被下置、其節

赤塩彦左衛門親類
奥村勘八 罷出

親類共江も被仰付候筋も有之候処、常々申含
等等閑ニ相聞不埒之事候、被仰付方も有之候
得共、此度者不及御沙汰候、其旨可相心得候

其方於宅不取メ之筋相
聞不埒之至候、以來急
度可相慎旨被仰付之

中村周伯

右之通御用番於御宅被仰渡候

二月朔日

病氣耽与無之、往々難
相勤付願之通隠居、実
子無之付、大谷津市之
進実弟彦之丞致養子、
只今迄拝領之御切米

佐川牧太
名代渡辺富之進
彦之丞
同道西山祖兵衛

二月朔日

病氣耽与無之、往々難
相勤付願之通隠居、実
子無之付、大谷津市之
進実弟彦之丞致養子、
只今迄拝領之御切米

病氣耽与無之、往々難
相勤付願之通隠居、実
子無之付、大谷津市之
進実弟彦之丞致養子、
只今迄拝領之御切米

佐川牧太
名代渡辺富之進
彦之丞
同道西山祖兵衛

病氣耽与無之、往々難
相勤付願之通隠居、実
子無之付、大谷津市之
進実弟彦之丞致養子、
只今迄拝領之御切米

佐川牧太
名代渡辺富之進
彦之丞
同道西山祖兵衛

病氣耽与無之、往々難
相勤付願之通隠居、実
子無之付、大谷津市之
進実弟彦之丞致養子、
只今迄拝領之御切米

佐川牧太
名代渡辺富之進
彦之丞
同道西山祖兵衛

四兩・米三人御扶持右之者へ被下置、跡式無相違申付之

右御用番宅ニおいて九郎左衛門申渡之

実弟彦之丞儀佐川牧太 大谷津市之進

へ養子差遣度旨、願之

通申付之

右同断菅沼九左衛門申渡之

一 同六日 今朝五時於評定所左之通

去年中致出奔、其後西 春原平兵衛

条村西楽寺迄立戻候儀、 同道 飯島十左衛門

不恐御上致方重々不屈 井上庄兵衛

至極候、依之御領分追

弘被仰付候、御三家様方・御老中様方・若御

年寄様(方)・御役人様方・御親類様方右奉

公御構、御支配三ヶ所徘徊致間敷候

御請書差出例之通

思召有之付逼塞被仰付 類 深尾松隆

之 名代 寺内東市

同道 小山田浅之進

右原五十馬申渡之

思召有之付閉門被仰付 類 桑名清五郎

之、急度相慎可罷在候 名代 依田十郎左衛門

同道 塩野権大夫

思召有之付逼塞被仰付 平林縫殿進
之 同道 小林門無 門

右玉川左門申渡之

同断 上村最中

同道 星野権右衛門

右木村縫殿助申渡之

同断 志村勇左衛門

同道 高野勘兵衛

右赤沢助之進申渡之

思召有之付閉門被仰付 関口忠右衛門

之、急度相慎可罷在候 同道 関口甚五右衛門

右矢澤修理申渡之

已十月御藏奉行所帳面 甚大夫組 清三郎

へ印形仕、受取候御金

御荷物之内へ仕廻、与左衛門組佐右衛門与両

人二而江戸へ持参之処、右御金之内式百貳拾

五兩紛失二付、預二申付置段二及吟味候処、

道中申合不寝番も可仕処無其儀、別而輕井沢

泊二而前後も不存、掛り御荷物程隔り候場二

差置、夜中見回りも不仕候付、右宿二而被盜

候哉之旨申之、数月預二申付置、及諒議候処

不念不埒之取計、盜取候もの今以不相知候、

盗人不知問八身分之明り難立、不屈付急度可

申付処、御情を以重御咎之不及沙汰、御扶持

・御切米・召放申付之、以来足輕番代不相成

候、格段之以御情住所御構無之候
右大日方藏左衛門申渡之

四時被仰渡左之通

思召有之付遠慮被仰付 近藤七左衛門

之

右藤田典膳宅ニおいて同人申渡之

同断 一色与左衛門

右矢澤修(理)宅ニ於て同断

同断 竹村与三左衛門

已十一月於江戸表御荷 類 長谷川金藏

物開之節、御金貳百貳 名代 長谷川傳左衛門

拾五兩不相見候二付而

者、箱封印念入改見、無別儀由二候得共、結

縄目立候事無之故、結繼か拵繼か委敷不糾、

詰物萬取揃、貫目不相改上封印、結縄之儀ハ

尚以不改、專一詰茶形二而、何方之茶与申二

付、紛失場知候手懸り二も可相成処無其心附、

彼是不埒之義共二而、才領身分之明不相立、

不屈之事共二候、其節其方御荷物受取方二罷

出居、右躰細々不致詮議、不念之事候、以来

入念可相勸旨被仰付之

春原平兵衛儀去年中致 春原平兵衛親類 春原玄悦
出奔不屈付、尋申渡置
候之処、今程西条村西楽寺迄立戻、不恐御上

致方重々不届付、御領分追払被仰付、倅億五郎儀も父同様可被仰付処、以御情不及御沙汰御構無之候、親類共方へ引取候共、可為勝手次第旨被仰出之

右御用番於御宅被仰渡候

已十一月於江戸表御荷
物開候節、御金貳百貳片岡源左衛門
同道御徒目付
拾五兩不相見二付而者、近藤恵左衛門

箱封印入念改見、無別儀由候得共、結繩目立候事無之故、結繩欺拵繼欺有無之儀委敷不糾、詰物萬取揃、貫目不相改上封印上、結繩之儀ハ尚以不改、第一詰葉之形二而、何方之葉与申二而、紛失場知候手懸り二可相成処無其心付、彼是不埒之事共二而、宰領身分之明不相立、不届之事共二候、其節其方御荷物改立合罷出居、右躰細々不及詮議、不念之事情、以来入念可相勤候

已十月廿九日出之御荷

物之内、御金貳百貳拾山内清四郎
同道御徒目付
五兩紛失付、段々及詮近藤恵左衛門

議候処、道中申合於泊不寝番も不仕、御金荷与不致同居、別而輕井澤宿二而者程遠之場二差置、数々不念候儀、才領兩人身分之明不相立、不届之事共候、其節其方御徒目付加役二而立合、罷出居候事付、右躰之儀無之様二細々申合も可致候処、其儀無之趣相聞、不念之事情、以来入念可相勤候

右御用番於宅前島四郎右衛門申渡之

一 二月八日

其方勤方如何敷相聞候、竹花弥一左衛門

御在所へ罷帰、相慎可名代小泉彦之進
同道御徒目付

罷在候片山弥友

右之通先月廿五日御用番於御長屋申渡候段、寛藏方申遣候

一

当朔日江戸表左之通申来

家督之御礼

大熊衛士

同断

福田伴之進

名代大日方牧太

常田金平

名代草間元右衛門

関根嘉膳

名代岡嶋三郎治

北山通策

名代渋谷養悦

大嶋多吉

年頭之御礼

広田筑後

御加恩之御礼

同断

同断

同断自分之御礼 北村徳左衛門

年頭之御礼 丸山玄益

岡村養胤

横山玄庵

一 同十日 当三日於殿中年号寛政与改元被仰出候

一 同十一日

若殿様御近習被仰付之 児玉友之進

同断 佐久間一学

御徒士へ番入申付之 佐川彦之丞
同道御徒目付

近藤恵左衛門

四郎右衛門申渡之

一 同十五日

其方儀病身相成、往々 山田正徹

御奉公難相勤付、倅玄 名代三井九郎左衛門

徳へ唯今迄拝領之御知 山田玄徳

行百石被下置、願之通

家督無相違被仰付之

其方儀先年出府医学修

行、其後も専療治相心 山田玄徳

懸候段相聞候付、家督無相違被下置候、弥以

家業出精、可御用立旨被仰付之

御用部屋書役申付之

酒井民治

手跡未熟二候得共、常々心懸宜出精相勤候付、

右 同人

御用部屋書役申付候間、此上弥以可致出精旨申付之

右式部左衛門申渡之

役替御用部屋書役見習

田中与十郎

小僧役兼申付之

右大日方藏左衛門申渡之

一 二月廿一日

亡父彦九郎願置候通御

藤井喜内

知行百石被下置、家督

親類大嶋亀五郎

無相違被仰付之

只今迄被下置候御宛行差上候様

九郎右衛門娘斎宮へ縁

望月九郎右衛門

組、双方願之通被仰付

金井斎宮

出精相勤候付、一生之内御広間帳付申付之、

成本治郎左衛門

式人御扶持被下置候

近年御参府・御帰城之

右 同人

節毎度御供相勤、御道

中人配等御都合宜取計、事馴罷在候付、以来

御往来之節ハ御供小頭助申渡候

右之節万端是迄之通相心得、御供小頭申合、

御用弁宜様心懸、可相勤候

跡小頭之儀悴可申立候、

右 同人

悴無之ハ跡小(頭)触

立置、組取扱為仕、心静ニ養子仕、小頭之儀

可申立候

右大日方藏左衛門申渡之

一 同廿四日

及老年其上多病ニ罷成、

御用難相勤付隠居、悴

与左衛門へ只今迄拜領之御切米金七両貳分・

五人御扶持願之通被下置候

右者当十八日於江戸表御吟味役助篠崎屯申渡候

段、白川寛藏方申遣候

一 同廿五日 於御用番大日方藏左衛門へ被仰渡、左

之通

去年若宮村由幾次郎・

職方物書小頭坂本常左衛門

徳右衛門詮議一件付、

同役共并職奉行手附・同心共へ右村方之もの

共方音物等いたし候由、常左衛門儀年来職方

物書相勤候事付、同役并右同人共へ常々申教

可仕候処不行届、其上右音物之事不存義有之

間敷処、職奉行所へも不申立差置候儀、全同

意之筋相聞不埒之事情

依之職奉行所物書退役

去七月十一日外出留守

同断海沼与惣兵衛

へ若宮村之もの式朱

判相送候処、音物決而受用不罷成趣、常々宿

之ものニ申付置候付、其段相断候処、梅応院

地内へ罷越、戻ニ立寄可申二付、夫迄預り呉

候様任申預り置、早速町宿致詮議候得とも、

若宮村之もの不居合候二付、七月十六日町宿

之もの招呼、右式朱判指戻候者、音物受用難

成段常々宿元ニ申置候程之存寄候者、右躰音

物も有之間敷義、縦令村方之もの心得違、音

物持参いたし候共早速可差戻義、村方之もの

不居合候ハ、当日か翌日迄二ハ町宿之もの

招呼、可差戻候処無其儀数日留置、等閑之致

し方不埒之事情、仍之申付方有之候得共、

常々強而如何敷風聞も不相聞候付、咎之不及

沙汰候、職奉行所物書退役

去七月十八日頃若宮村

同断近藤三郎治

清右衛門礼物として金

壹分持参候処、音物決而不致受用候段相断、

即刻同人へ差戻候旨、平日右躰心懸、潔白之

趣相分候ハ、若宮村之もの共音物持参致間敷

処、平日等閑之筋有之趣相見、右躰之義有之

如何敷事情、依之申付方有之候へ共、此度者

咎之不及沙汰、職奉(行)所物書退役

右三人共已後小頭・定府之役筋申付候義不相成候

去二月廿五日・三月朔

傳右衛門組
門右衛門

日・同十五日・五月七

甚三郎
勇右衛門組
瀧右衛門

日若宮村へ罷越候節、

同村之もの共為酒代金

清左衛門

子等差出候付、右躰之

品決而受用難成段申断候得共、達而申聞候付

預り置、寄親へ可申立与存候得共、御法度之

事付、村方難渋ニも可成与隠置、右金子七月

十五日・十六日・十七日指戻候旨申之、右躰

御法度之筋存候へハ夫々役頭へ申立、吟味有

之候へハ已後御法度背候ものも無之処隠置、

全致私欲、詮議之上相偽取拵申立候筋相聞、

重々不届至極付急度可申付候得共、以御情不

及答隠居申付候、御用可立跡目早速寄親へ可

申立候、尤以後代番等相勤候事不相成候

去三月十八日若宮村之

勇右衛門組
喜三郎

もの戸ノ之節、為酒代

金壹分式朱同村之もの差出候処、受用難成旨

申断差戻候処、七月十七日類焼見廻礼旁、右

金子若宮村武右衛門持參之処、留守ニ付差置

帰候得共、可受取筋無之付、同月廿四日武右

衛門方へ指戻候旨、右躰拵背候もの有之ハ其

筋へ申立、吟味有之候得者以後心得違之もの

無之処隠置、数日右金子留置候儀、全致私欲、

詮議之上取拵申分筋ニ相聞、不届至極候、

依之急度可申付候得共、以御情重不及答、隠

居申付候、御用可立跡目早速寄親へ可申立候、尤以後代番等相勤候事不相成候

去三月十八日若宮村へ

傳右衛門組
伴藏

罷越候節、酒代目録差

出候得共、可致受用筋無之付、即斎差戻候由、

七月十二日親七太夫へ、於途中若宮村役人金

壹分伴藏へ届呉候之様頼候処、七大夫其後病

氣ニ而平臥故失念、八月下旬右之趣七大夫申

聞候付、同月廿二日右金子村役人へ為相戻候

旨申之候得共、外ニ証拠も無之義、親病氣ニ

候共数日失念、可捨置筋有之間敷儀、全致私

欲候得共、右一件詮議付無拠彼是取拵、偽申

立候筋相聞、不届至極候、依之急度可申付候

得共、以御情重不及答、隠居申付候、可御用

立跡目早速寄親へ可申立候、尤以後代番等相

勤候事不相成候

組下門右衛門・甚三郎

小頭
宮本勇右衛門

・伴藏・瀧右衛門・清

馬場傳右衛門

左衛門・喜三郎、職奉

行所手附申付置候処、私欲之筋相聞、不届付

答申付候、重役所附之事付、常々右躰之義心

付、可申含之処無其儀、等閑之事情、以来万

端心付、役所之ものへハ別而入念、右躰之儀

無之様可申含候

右之趣可申渡候

御普請奉行中

者共召呼申渡候
一 同日 五時過師岡十郎右衛門於御役宅申渡左
之通、金井甚五左衛門・徳田神一郎・
望月九郎右衛門・前嶋四郎右衛門出座

若宮村
武右衛門

右之者共去年中同村由

幾次郎・徳右衛門出入

一件付、職奉行所手附

・物書并同心共へ致音

物、其外大目付家来迄

へも致音物、兼々申付候拵相背、其上職奉行

所迄へも可致音物旨、証蓮寺・八幡寺へ申談

候趣、一々法度相背、重々不届至極候、依之

御郡中為心得重科可申付候得共、以御憐愍重

咎ニ不及処抔

御役人并手附へ音物之

儀、兼々御法度之処、

去年中徳右衛門咎免出

若宮村
徳右衛門

牢之節、職奉行所并手

附・小頭・同心へ為謝

新左衛門

礼目録送可申趣、段々詮議之上申之、拵相背

重々不届付、手鎖懸今夕村預

去年中、原五十馬方ニ

相勤候内、主人兼々申

付置候拵相破、若宮村

大林寺地中
久兵衛

之もの共音物致受用、

不届至極候、依之手鎖

戸ノ所預

東福寺村
吉郎右衛門

一 同日 九ツ時大日方蔵左衛門宅ニおいて右之

兼々御役人并手附等へ
音物御法度之趣乍存、

若宮村去申も名主
曾兵衛

去年中同村由幾次郎・徳右衛門出入中、職奉行所手附等へ同村之者共ら賄路音物致し候儀、乍存不差押、却而同意之趣相聞、殊二由幾次郎預申付置候処取逃、重詮議筋相懸候もの別而大切相守、番人等へも入念可申付候処等閑之儀、名主役乍相勤不行届取計、重々不屈至極候、依之重咎可申付候へ共、以御情不及其儀、役目并頭立召放、手鎖懸戸メ村預

村役相勤音物等御法度
若宮村長百姓
孫左衛門

之義乍存居、去年中由幾次郎・徳右衛門出入中、同村之者共御役人・手附へ賄路等取繕候義及承候ハ、掟通可申含之処無其儀、不念之至候、其上由幾次郎預申付置候処取逃候段、重詮議相懸候もの別而大切二相心得、番人等無油断可申含之処等閑之至、不届付手鎖懸村預

右兩人之者悴共、去年
中同村由幾次郎・徳右
衛門各一件付、御役人

若宮村
文左衛門
与五右衛門

・手附等へ致賄路候義、不存義有之間敷処不押掟、為相背不屈之至候、依之手鎖懸村預
同村由幾次郎詮議筋有
之、預申付置候処、正
月晦日夜取逃、其節夜

正月晦日夜由幾次郎村番人
喜右衛門
万七

番乍相勤等閑之至不埒付、急度尋出可訴出旨申付候処、再忝日延相願不屈至極候、依之手鎖懸村預

同村由幾次郎預申付置候処欠外之旨、重詮議相懸り候もの候義大切

若宮村本郷名主
圓右衛門
長百姓

二相心得、番人等無油断可申含処等閑之義、不埒付急度可申付候処、以御情咎之不及沙汰、以来入念大切可相勤旨

同村平七義詮議筋有之処、先達而致出奔不屈付、其御早速尋出可訴

向八幡村
三役人
同村
平七親類共

出旨申付置候処、今以不訴出不埒之事候、弥以行衛相尋、知次第早速可申出旨

右之趣可被申渡候

職奉行中
町奉行中
郡奉行中

若宮村
八幡寺

去年中若宮村由幾次郎・徳右衛門就出入、咎之者共へ免之節、右親類共迄一同、職奉行所其外御役人へ致音物度旨任相頼、職奉行所へ其段内々申立候旨御領分罷在、常々賄路音物堅停止之趣可存義、村方之者心得違、右躰之儀相頼候共致教訓、掟通相守候様可取計義殊師、且又八居村等之縁を以訴訟取懸候ハ、実情を以可致訴訟之処、礼謝を受訴訟致し候

段、実意失候致方不埒之事候、依之申渡方有之候得共、以御情重不及御沙汰、慎可被申渡候

去年中若宮村之者共任
申、職奉行所へ為賄路

寺町
證蓮寺

金子可相送旨同所江罷出、致内聞候処不相成趣挨拶有之付、右金子同村清右衛門ら借受候旨申之候、都而賄路之筋者、堅ク停止之趣兼々可存処、村方之者任申、重役所へ右躰之儀申込、不相成趣承、右金子借受、寺用相立候之義、僧家之取計有之間敷事候、村方百姓其心得違有之候共、筋違之儀者致教訓、不法之義無之様可申教処、却而賄路取持ケ間敷相聞、身振柄不似合之致方、不埒之事候、仍之申渡方有之候得共、以御情重不及御沙汰、慎可被申渡候

職奉行中

一同
日九時過將監殿宅ニおいて被仰渡、左之通

各御役方之儀ハ詮議之筋二寄、人之一命ニも及候程之重御役筋二付、理非明白ニ相糾、万事正路二取計、手附・物書・同心迄常々右之意味申教、毎時潔白ニ可取計之旨、去年中手附・物書・同心迄若宮村之者共ら賄路致受用、不屈至極二付、夫々咎申付候、先達嚴重相勤候様被仰出候趣も等閑

二相心得、手附へ申付不行届、右牀之義不埒之事思召候、仍之遠慮被仰付之

候
右原五十馬申渡之

同道寺内弥左衛門

付之

名代 関口角左衛門

一 長井四郎右衛門病氣付御呼出無之、連名御書付申通候様、師岡十郎右衛門へ被仰渡候

同断
右玉川左門申渡之

奥村権之丞
同道 奥村勘八

右同断

名代 関口甚五右衛門
岩崎主米於宅同人申渡、左之通
飯嶋十左衛門

○ 三月三日 上巳為御祝儀差立・大小御役人五半時揃、於大書院例之通御祝儀申上ル

思召有之付、逼塞被仰付之

三村政之助
同道 小熊弥四郎

右同断

名代 井上庄兵衛
牧野五左衛門
金井久内

一 同五日 井伊掃部頭様去月晦日御卒去被成候付、若殿様御定式之御忌服被為受候、依之来ル十一日迄諸殺生・鳴物停止、万端相慎候様、右付明六日四時方九時迄之内月番宅へ罷出、若殿様御機嫌相伺候様御触

右赤澤助之進申渡之

今朝四時御用番宅ニ於て左之通

右同断

真田勘ヶ由宅ニおいて右同断
高野勘兵衛

一 同六日 若殿様御機嫌伺付諸士御用番へ罷出申候

悴七郎右衛門儀御奉公筋為見習度旨、願之通
藤田典膳組へ御番入被仰付之

師岡十郎右衛門
同 七郎右衛門

高松養碩・立田玄道思召有之付遠慮被仰付候、乍去右兩人御家中広致療治候付、差懸り病人等有之、可致迷惑者ハ御家中へ之為御手充、右慎中も病牀為診度候者、其段月番へ申立候様、演説可致旨被仰渡候

一 同十五日 武芸一覽被仰出、日割左之通

三月廿九日 射芸
四月 二日 射芸

同 四日・六日 劔術
同 八日・十日 槍術

同 十二日・十四日 軍学
同 十六日 腰廻居合

同 十八日・二十日 乗馬
以上

一 同十八日 今朝於評定所左之通

木村縫殿助於宅同人申渡、左之通

右於御用部屋被仰渡候

思召有之付、閉門被仰付之、急度相慎可罷在

思召有之付、遠慮被仰

名代 赤沢内藏進
名代 奥山左平太
関口弥七郎

御勘定吟味中
姉不ん義未年若之儀ニ
付智養子仕、町家之家
名相統為仕度之旨、願之通可為勝手次第候、其段可被申渡候

田村伊三郎

右者御新座敷下之間ニ於て高山平十郎申渡

右之通三月十一日付ニ而江戸表同役方申遣候

一 三月廿一日

病氣耽与無之、御役難 白川八右衛門

相勤付、願之通御役被 名代磯田市兵衛

成下御赦免之

先達而於江府勤方不宜 竹花弥一左衛門

趣相聞候付差戻、於此 親類志村善太郎

表相慎罷在候様申渡候 同道片岡源左衛門

処、以御情今度御免申

付候、自今万端相慎入念可相勤候

右例之通御用番於宅友右衛門申渡之

思召有之、先達遠慮被 澤 十右衛門

仰付置候処、今度被成 宮下蔵右衛門

下御免候、自今相慎可

相勤旨被仰付之

右玉川左門宅ニおいて同人申渡之

右同断 恩田政人

右岩崎主米宅ニおいて右同断

一 赤沢内蔵進久々勞疫之症相煩、其上内

損仕、当月始方別而相勝不申候処、此

度蒙御答ニ付、服薬等も定而仕得間敷

付、奉恐入候得共、何分御医師へ容態

為診服薬為仕度ニ付、此段御用番へ相

伺申度旨、石倉友左衛門・寺内弥次右

衛門方印書・口上書を以申聞候付、御

用番へ申上候処御聞濟被成、右病躰為

見届、大草玄常被仰渡、見届九郎右衛

門罷越、御徒目付・御大工召連、潜開

封容躰見届、其段御用番へ申上候

一 同廿二日

其方大病之趣相聞候付、 赤沢内蔵進

重々以御情快気迄閉門 名代寺内弥次右衛門

被成下御赦免候、瘦々 同道村田源六

可有養生候

一 同廿五日

不行跡之筋相聞候付、 長岡左平太

遠慮申付之

右御用番於宅ニおいて望月九郎右衛門申渡之

思召有之付、遠慮被仰 樋口角兵衛

付之

右真田勘ヶ由宅ニおいて同人申渡之

手鎖戸預 馬場町差口 久兵衛

手錠戸ノ所預 東福寺村 吉郎右衛門

右之者先達而私曲之儀有之、咎申付置候処、其

砌方銘(々)菩提寺度々罷出訴訟申立候、未日

間不相立候へ共、以御情答差免申付之、以来掟

通急度可相守旨

手錠戸ノ村預ヶ

若宮村

徳右衛門

市郎左衛門

新左衛門

弁右衛門

祖兵衛

手錠村預ヶ

孫左衛門

文左衛門

与五右衛門

喜右衛門

万七

右之者共先達而私曲之義有之、不屈付

咎申付置候処、其砌より銘々菩提寺

度々罷出、訴訟申立候、未日間不相立、

容易難差免候得共、耕作手入時節、村

方大勢之もの難儀之趣ニ付、格段之御

情を以咎赦免申付之、以来掟通急度可

相守旨

右各伺之通可被申渡候

職奉行中・町奉行中・郡奉行中

右申渡候旨師岡十郎右衛門申聞候

一 三月廿八日

思召有之、遠慮被仰付 高松養碩

置候之処、御家中病用

為御手充、格段之趣を以早速被成下御免候、

自今相慎可申旨被仰付之

思召有之、遠慮被仰付
置候処、常々御用向出

被仰付置候処、今度被
成下御免候、自今相慎可相勤旨被仰付之
右藤田典膳宅ニ於て同人申渡之

三井九郎左衛門
精相勤候付、格段之趣を以早速被成下御免候、
自今相慎可申旨被仰付之

○ 四月四日

往々御奉公難相勤付願 名代金井彦右衛門
之通隠居、只今迄拝領 同 八百八
之御切米金四兩・粃三
人御扶持悴八百八へ被下置、家督無相違被仰
付之

支配村方取扱宜、去暮
も御取納方皆済之趣達

思召有之付、遠慮被仰 三井寿一郎
付之
御用番於御長屋被仰渡

男子無之付、竹村与三 大嶋多吉
左衛門次男勇三郎智養 竹村与三左衛門
子仕度旨、双方願之通 同 勇三郎
被仰付之

御聴、格段出精付被成下御意之。

不敬之筋有之付、御在 中村 仲
所へ罷歸、相慎可罷在

支配村去暮御取納方皆
済之趣達御聴、出精付

候
玉川弥一於御長屋同人申渡之

小幡長右衛門組へ御番入 河口要吉
木村縫殿助組へ同断 常田金平

被成下御意之

同断 伊藤三盛
富永新平於御長屋右同断

玉川左門組へ同断 福田伴之進
岩崎主米組へ同断 関根嘉膳

去暮越石之方皆済候趣
入 藤九郎

達御聴、出精之御沙汰
師田丈右衛門

病氣耽与無之、往々御
奉公難相勤付願之通隠 名代徳嵩甚蔵
居、妹致養女、実方従 同 与吉
弟荒町村百姓長蔵悴与
吉致智養子、唯今迄頂戴之御切米金四兩・五
人御扶持被下置、跡式跡役共申付之
金井甚五左衛門申渡之

候、可被得其旨候

右三月廿五日付二而庄作方申遣候

不行跡之筋相聞候付、 中村 仲
遠慮申付之
原又左衛門申渡之

思召有之、先達而遠慮
被仰付置候処、今度被
成下御免候、自今相慎可相勤旨被仰付之

竹村与三左衛門
一 同 五日 今七時前、木兵左衛門長屋少々出火、
早鐘打候付例之通

思召有之、遠慮被仰付
置候之処、御家中病用

一 同 六日
藤右衛門病氣耽与無之、 石倉藤右衛門
往々御奉公難相勤願之 名代石倉金右衛門
通隠居、只今迄拝領之 同 伊右衛門
御知行六拾石悴伊右衛
門へ被下置、家督無相違被仰付之

為御手充、格段之趣を以早速被成下御免候、
自今相慎可申旨被仰付之

右之通御用番御宅ニ於て被仰渡候

思召有之、先達而遠慮
近藤七左衛門

長左衛門病氣耽与無之、 塚本長左衛門

思召有之、先達而遠慮
近藤七左衛門

長左衛門病氣耽与無之、 塚本長左衛門

思召有之、先達而遠慮
近藤七左衛門

長左衛門病氣耽与無之、 塚本長左衛門

思召有之、先達而遠慮
近藤七左衛門

長左衛門病氣耽与無之、 塚本長左衛門

同断 西村駒之進

中村七十郎申渡之

西村駒之進不行跡之儀
相聞候付、遠慮申付候、
中村七十郎

乍去御馬病氣等有之候

者招呼、療治可被申付候、尤右之趣心得居候
様、駒之進へも申含可被置候。

不行跡之筋相聞候付、
伊藤三盛

遠慮申付之

原又左衛門於宅申渡候由、同人申聞

一 四月十一日

当分之内若殿様御守役
助兼相勤候様被仰付之
小野喜平太

若殿様御側御納戸加役
兼相勤候様被仰付之
佐久間一学

若殿様御刀番加役兼同
断 児玉友之進

若殿様御小姓被仰付之
小松文治

右江戸表御用部屋二而被仰渡候

先達而遠慮被仰付置候
三井寿一郎

処御用多付、格段之義

を以遠慮御免被成下候、自今相慎可相勤候

思召有之付、逼塞被仰
煩 畑 権大夫

付之
名代 池村八大夫
同道 鈴木峯次郎

右同断、御用番於御長屋被仰付候

同断 久保左十郎

思召有之付、遠慮被仰
長岡吉右衛門

付之

右於小幡長右衛門御長屋同人申渡之

暫之内御取次加役相勤
候之様被仰付之
前嶋作左衛門

暫之内御広間之方御雇
被仰付之
根来佐金治
白川大之助

右当人共申聞候

右之通四月朔日被仰付候段、庄作^ら申遣候

一 四月十五日

不行跡之筋相聞、不埒
煩 小山浅右衛門

之至二候、依之閉門申
名代 原田勝之助
同道 田中理右衛門

右於評定所原五十馬申渡之

其方男子有之候へ共虚
弱罷在、其上病身付、
山浦三郎兵衛

其方男子有之候へ共虚
弱罷在、其上病身付、
山浦三郎兵衛

其方男子有之候へ共虚
弱罷在、其上病身付、
山浦三郎兵衛

其方男子有之候へ共虚
弱罷在、其上病身付、
山浦三郎兵衛

其方男子有之候へ共虚
弱罷在、其上病身付、
山浦三郎兵衛

其方男子有之候へ共虚
弱罷在、其上病身付、
山浦三郎兵衛

其方男子有之候へ共虚
弱罷在、其上病身付、
山浦三郎兵衛

其方男子有之候へ共虚
弱罷在、其上病身付、
山浦三郎兵衛

其方男子有之候へ共虚
弱罷在、其上病身付、
山浦三郎兵衛

其方男子有之候へ共虚
弱罷在、其上病身付、
山浦三郎兵衛

其方男子有之候へ共虚
弱罷在、其上病身付、
山浦三郎兵衛

其方男子有之候へ共虚
弱罷在、其上病身付、
山浦三郎兵衛

其方男子有之候へ共虚
弱罷在、其上病身付、
山浦三郎兵衛

其方男子有之候へ共虚
弱罷在、其上病身付、
山浦三郎兵衛

其方男子有之候へ共虚
弱罷在、其上病身付、
山浦三郎兵衛

一 赤沢内藏進死去付罷越、見届仕候様被

仰渡、同人宅江罷越、親類寺内弥左衛

門立合見届候処、何之相替義も無之、

病死相違無御座候段、口上書を以御用

番江御届申上候、九郎左衛門罷越

今日四時過雨宮神事大書院東御庭へ入、

御用部屋席并其外御役人出席、例之通

相済

大森幾太

右真田勘ヶ由宅ニおいて右同断

同断

上原友左衛門

類 上原権平

名代 山岸文右衛門

右海野大右衛門宅ニおいて右同断

思召有之付、遠慮被仰

付候、乍去御家中療治

等可有之付、差懸病人等有之、可致迷惑者ハ、

御家中へ之為御手充、右慎中も病躰為診度者、

其段月番へ申立候之様

右演説被仰渡候

一 同八日 經書之講釈岡野内藏太被仰付、於評定

所講日一六与相極、四時方罷出候、尤

内藏太御家中へ為御聞被遊候儀付、甚

恐入候段申立候得共、押而被仰付候、

勝手次第右日限罷出、承候様演説被仰

渡候

右真田勘ヶ由宅ニおいて同人申渡之

同断

飯島十左衛門

名代 笠原軍平

牧野五左衛門

右岩崎主米宅ニおいて木村縫殿助申渡之

一 同廿八日

思召有之付、遠慮被仰

付之

類 白川八右衛門

同断

名代 磯田市兵衛

右御用番宅ニ於て被仰渡候

同断

山田正徹

右木村縫殿助宅ニおいて同人申渡之

同断

関山吉太郎

右赤澤助之進宅ニおいて右同断

同断

志村友之丞

○ 五月三日 面を深く隠し、致往来もの見懸候ハ、

詮議名前相糾、胡乱ニ候ハ、召捕職奉

行所へ引渡候様、左も無之候ハ、以後

急度相慎候様ニ申教候様

途中御侍へ会釈なく罷通候者候ハ、相

尋、以後御侍与見受候者身分相応会釈

仕候様、尤夜分も右同様申教候様、右

御役方為心得、以御書付被仰渡候

一 同五日 端午御祝義差立・大小御役人五半時揃

二而、於大書院御祝義申上ル、例之通

一 同六日

思召有之、先達而遠慮

被仰付置候処、今度被

成下御免候、自今相慎、可相勤旨被仰付之

同断

類 関口弥七郎

名代 瀧澤太左衛門

成下御免候、自今相慎可相勤旨被仰付之

被仰付置候処、今度被

思召有之、先達而遠慮

同断

右木村縫殿助宅ニおいて同人申渡之

付之

兵藏病氣耽与無之、往 東条兵藏

々御奉公難相勤付願之 名代小野里三左衛門

通隠居、悴孫之丞へ唯 同 孫之丞

今迄拝領之御切米金四

両・三人御扶持被置、家督無相違被仰付之

思召有之、先達而逼塞 遠藤小右衛門

被仰付置候処、今度被

成下御免候、自今相慎可相勤旨被仰付之

右矢沢修理宅ニおいて右同断

内藤志摩守様御家来利 矢嶋神左衛門

根川茂七嫡子内藏太へ

妹縁組、願之通被仰付之

松山瑞白妹縁組、願之

通被仰付之

寺内東市

右之通御用番宅ニおいて被仰渡候

忠右衛門実子無之付、 大里忠右衛門

弥左衛門養弟友三郎養 矢野倉弥左衛門

子仕度旨、双方願之通 同 友三郎

申付之 同道西山祖兵衛

右於同所友右衛門申渡之

同廿七日

其方被召出、御次小姓 三村力三郎

格被成下、御絵師申付

之、致剃髪可相勤候、式人御扶持被下置之

右之通於江戸表杉田兵馬申渡候段、当廿日付二

而寛藏申遣候、同十九日剃髪、名養益与相改

同廿八日

不行跡之筋相聞候付、 小泉佐野右衛門

付之

悴重吉御奉公筋為見習

度旨、願之通藤田典膳

組へ御番入被仰付之

同十六日 大般若御執行、例之通

家督之御礼

藤井喜内

石倉伊右衛門

名代富永新平

塚本八百八

名代西村仙吉

山田玄徳

名代厚木伯庸

宮本民衛

御通懸右同断

竹花大八

田中彦左衛門

小林八十二

佐川彦之進

石倉藤右衛門

名代金井伊膳

塚本長左衛門

名代与良弥門

山田正徹

名代佐久間一学

五月廿五日

右木村縫殿助宅ニおいて同人申渡之

思召有之、先達而逼塞

被仰付置候処、今度被

成下御免候、自今相慎可相勤旨被仰付之

右矢沢修理宅ニおいて右同断

当正月十二日立江戸表

江之飛脚籠左衛門任願、

為名代差遣候処、於途中御用状箱紛失、尋之

節偽之儀相答、其後ハ病氣之由ニ而答方一向

不相分候ニ付、養生之儀申付置候処、此度快

氣之趣訴出候ニ付、召出右尋候処、一々申分

無之段申聞、重々不屈至極候、依之重科可申

付処、菩提寺清野村高源寺度々罷出、御訴訟

申立、私欲之筋不相聞候付、以御情不及重答、

所弘申付之

右於評定所大瀬登申渡之

同十二日 岡野内藏太講談御用屋敷手狭ニ付、於

御城一六四時方講談致候付、演説被仰

渡候

同十五日

病氣耽与無之付、願之 小川多次

通御役御免被仰付之 名代小川友衛

悴濱右衛門御奉公筋為 類 鈴木弥惣左衛門

見習度旨、願之通木村 名代山中見弥

縫殿助組へ御番入被仰 鈴木濱右衛門

五月廿五日

遠慮申付置候処、此度御免被成下候、自今相慎相勤候様申付之

右同断 田中清五郎

小池武左衛門

右者御用番於宅大日方藏左衛門申渡之

不行跡之筋相聞候付、西村駒之進

遠慮申付置候処、御免被成下置候、自今相慎相勤候様申付之

右同断中村七十郎申渡之

○ 六月二日 今朝喰違於御用屋敷御足輕共武芸見分有之

有之

思召有之、先達遠慮被 山田正徹

仰付置候処、御家中病 名代山田玄徳

用為御手充被成下御免候、自今相慎可申旨被仰付之

右御用番宅ニおいて被仰渡候

不行跡之筋相聞候付、小野唯右衛門

遠慮申付之

右同所ニおいて金井甚五左衛門申渡之

思召有之、先達遠慮被 高野勘兵衛

仰付置候処、今度被成 下御免候、自今相慎可相勤旨被仰付之

右真田勘ヶ由宅ニ於て同人申渡之

同断 金井久内

右岩崎主米於宅玉川左門申渡之

一 六月六日

九郎右衛門次男平角儀 願 望月九郎右衛門

鵜殿方へ賀養子差遣度 名代星野権右衛門

旨、双方願之通被仰付之 池田鵜殿

從弟佐藤富弥弟半弥致 宮澤善治

養弟、高野数右衛門在

命之内賀養子差遣度旨、願之通申付之

高野数右衛門在命之内 佐藤半弥

願置候之通其方致賀養

子、拝領之御切米糶五斗入并俵・三人御扶持

被下置、跡式跡役共申付之

右御用番宅ニおいて金井甚五左衛門申渡之

一 同九日 先月廿一日付ニ而左之通申来ル

思召有之付、御在所へ 古沢三郎

罷越、親類共方ニ相慎 名代前田喜右衛門

罷在候様被仰付之

右小幡長右衛門御長屋ニおいて同人申渡之

養母義者其俣御長屋ニ相慎罷在候様、是又長

右衛門申渡之

其方妹寺内東市方へ縁 松山瑞白

組仕度旨、願之通被仰付之

右者於御用部屋被仰渡候由

思召有之付、遠慮被仰 願 鈴木弥左衛門

付之 名代池村八大夫

右者御用番於御長屋被仰渡候

先達而行跡如何敷筋達 和田惣摩

御聽候、乍然去年以來 名代河原隼之進

精勤之義付、今度不及

御沙汰候、向後万端相慎不敬無之、可相勤旨

被仰付之

同断 大日方牧太

右小幡長右衛門御長屋ニおいて同人申渡之

鈴木弥左衛門義思召有之、遠慮被仰付

候処、公辺御差支之儀も有之付、奉礼

文并御関所通(行) 手形等差出候義只

今迄之通、其外万端右ニ准し被仰渡候

段、当御役方へも為心得、内藏丞殿被

仰渡候由

右之通江戸表同役より申来候付相記置

娘儀高山平十郎悴内藏 菅沼九左衛門

進へ縁組仕度旨、願之

通被仰付之

右御用番御宅ニおいて被仰渡候

一 六月十日 中条伊勢宮ニおいて砲術見分有之

一 同十一日

不行跡之筋相聞候付、長岡左平太

遠慮申付置候処、此度

者御免被成下候、自今相慎相勤候様申付之

右御用番御宅ニ於て今井甚五左衛門申渡之

一 經書講談窪田岩右衛門稽古之趣を以申

入候、順講致候様小山田主膳殿被仰渡

候

一 同十二日

亡父新八借用金差滞、石川新八

及公訴候付差扣、相伺 名代根来佐金治

候差扣御免、自今相慎

候様被仰付之

御通懸被召出御宛行頂 三村養益

戴之御礼

右之通於江戸表当朔日被仰付候段、寛藏方より

遣候

一 同十五日

亡父内蔵進願置候通御 赤沢雄太郎

知行式百石被下置、家 同道石倉友左衛門

督無相違被仰付之

先達而逼塞被仰付置候 深尾松隆

処、此度被成下御免候、同道小山田浅之進

自今相慎可相勤旨被仰

付之

右御用番御宅ニおいて被仰渡候

右同断

平林縫殿進

右玉川左門湯治留守付、藤田典膳宅ニおいて同人申渡之

一 六月十六日 經書講談岡野内蔵太出府付、今日切

二而相済

内蔵太出府付講談致中絶候間、祢津神

平殿宅ニ於て一ヶ月兩度四日・十七日

四時より、窪田岩右衛門稽古之趣を以致

順講候様、小山田主膳殿被仰渡候

一 同十九日

思召有之付、先達而遠 白川八右衛門

慮被仰付置候処、此度 名代磯田市兵衛

被成下御免候、自今相

慎可相勤旨被仰付之

右今朝四時御用番於宅被仰渡候

江戸詰中南部坂於御屋 中村 仲

敷不敬之趣相聞候付、同道中村与右衛門

先達遠慮申付置候処、

此度被成下御免候、自今相慎可相勤候

右者御用番宅ニおいて原又左衛門申渡之

右同断 伊藤三盛

右者原又左衛門宅ニおいて同人申渡之

思召有之、先達而遠慮 志村友之丞

被仰付置候処、今度御

免被成下候、自今相慎可相勤旨被仰付之

右赤沢助之進於宅同人申渡之

右同断

関山吉太郎

坂口利左衛門

大森幾太

右関山吉太郎儀、木村縫殿助湯治留守付、真田勘ヶ由宅ニおいて同人申渡之、其外兩人勘ヶ由於宅同人申渡之

右同断

上原友左衛門

右同断

類 上原権平

名代飯嶋十左衛門

右海野大右衛門宅ニおいて同人申渡之

一 六月廿一日・廿二日 祭礼有之、例之通

一 同廿四日 当八日付江戸表より左之通申来

弟半弥儀宮沢善治へ養 佐藤富弥

弟差遣度旨、願之通申

付之

御用部屋於次席庄作申渡之

先達遠慮被仰付置候処、鈴木弥左衛門

容易御宥恕難相成筋候

得共、御用多之処出精相勤候付、御免被成下候、自今相慎可相勤旨被仰付之

御用番於御長屋被仰渡候

粹内藏進へ菅沼九左衛門 高山平十郎

門娘縁組仕度旨、願之

通被仰付之

右之通於江戸表被仰付候旨、同役方申遣候

一 同廿五日

大右衛門病氣耽与無之、森 大右衛門

往々御奉公難相勤付願 名代 関根嘉膳

之通隠居、只今迄拝領 同 慶治

之御切米式拾人御扶持

粹慶治へ被下置、家督無相違被仰付之

御役替御元方御金奉行 金子甚左衛門

被仰付之

御役替御弘方御金奉行 金児惣左衛門

被仰付之

御藏奉行被仰付之 小山武兵衛

一 殿様当廿二日松平下総守様為御代、大

手御門番被蒙仰候段、申来候

一 同廿七日 昨夜五時清野村途中二積置候藁焼失、

早鐘打候二付、例之通相詰ル

一 六月廿九日

不行跡之筋相聞候付、加藤直記

遠慮申付之

右之通御用番於御長屋竹村大藏申渡之

加藤直記遠慮申付候、御馬病氣等有之節召呼、

療治可被申付候、尤右之趣心得居候様、申含

置可被申候

御馬役中

不敬之筋相聞候付、御 和田惣摩

在所江罷帰、相慎居候

様被仰付候

思召有之付、遠慮被仰

付之 根村助之丞

思召有之、先達而遠慮 長岡吉右衛門

被付候処、此度被成下

御免候、以来万端相慎候様被仰付之

永坂御長屋へ引移候様 右 同人

被仰付之

右之通小幡長右衛門於御長屋同人申渡之

右当廿一日付二而江戸表同役方申遣候

定府被仰付之 北沢三右衛門

右於御用部屋被仰渡候段、当十九日付二而右同断

○ 閏六月二日

思召有之、先達而逼塞 岡野平右衛門

被仰付置候処、今度御 名代 興津政野右衛門

免被成下候、自今相慎 同道 牧野丹次

候様被仰付之

右之通御用番宅ニおいて被仰渡之

同断

赤塩彦左衛門

同断

青木久弥

名代 小松早之丞

右者海野大右衛門宅ニおいて同人申渡之

一 同六日

御賄役加役ニ而詰中、堀内彦大夫

段々我俣之取計方、渡 名代 吉田源左衛門

物等諸人為致難渋、不

敬之儀共追々相聞、御孝恩忘却之到不屈付、

急度可申付候得共、御情を以御勘定役取上小

頭申渡之

右者今朝御用番於御宅望月九郎右衛門申渡之

御家中儒学為御聴被成 藤井藤四郎

候付、折々罷出致講釈 同道 立田宗伯

候様、右付三人御扶持

被下置、御出入被仰付之

右者今朝御用番宅ニおいて師岡十郎右衛門申渡之

一 閏六月十一日

思召有之、先達逼塞被

仰付置候処、今度御免

被成下候、自今相慎相勤候様被仰付之

右者今朝赤沢助之進於宅同人申渡之

右之通六月廿五日付ニ而白川寛藏申遣候

一 同十八日 今曉七時裏柴丁上長谷川藤五郎抱地之仕廻申候
内小屋出火、早鐘打、例之通

思召有之、先達而逼塞

被仰付置候処、今度御免

免被成下候、自今相慎相勤候様被仰付之

右者今朝赤沢助之進宅ニおいて同人申渡之

元服御徒士へ番人申付 清野千吉
之 中嶋勝之進

一 同六月九日 儒学講釈御家中へ為御聴被遊候付、

一 同十五日

儒者藤井藤四郎御扶持被下置、御出入

被仰付候、依之於御城毎月四日・十四

日・二十四日論談、四時〆致講談候、

承度ものハ御用透之節勝手次第罷出、

承候様演説被仰渡候

病氣耽無之、往々御奉 出浦半平

公難相勤ニ付願之通隠 名代前島右京

居、悴数馬へ只今迄拜 出浦数馬

領之御知行六百石被下

置、御足輕拾人被成御預、家督無相違被仰付

之

右者御用番宅ニおいて被仰渡候

右岩崎主米申渡之

一 同十日

其方儀小野喜太右衛門

養女縁組仕度旨、願之

通被仰付之

北沢三右衛門

次男小平太 戸田因幡

守様御家来高橋藤之助

へ養子差遣度旨、願之通申付之

右者御用番於宅四郎右衛門申渡之

坂西喜平太

兼而思召旨も有之候得

共、去年来出精相勤候 名代片岡要人

付、格段之義を以不及 同道奥津政野右衛門

御沙汰、先達而被仰付

候処不顧思召、不敬之筋并詰合之者へ節々每

度法外之儀共有之趣相聞、重々不屈之至候、

依之逼塞被仰付之

右岩崎主米申渡之

和田惣摩

兼而思召旨も有之候得

共、去年来出精相勤候 名代片岡要人

付、格段之義を以不及 同道奥津政野右衛門

御沙汰、先達而被仰付

候処不顧思召、不敬之筋并詰合之者へ節々每

度法外之儀共有之趣相聞、重々不屈之至候、

依之逼塞被仰付之

右岩崎主米申渡之

不行跡之筋相聞候付、 小野只右衛門

遠慮申付置候処、此度

御免被成下候、自今相慎相勤候様被仰付之

御用番於宅望月九郎右衛門申渡之

其方妻之妹儀、牧野内

膳正様御家来笠間兵之

助へ縁組仕度旨、願之通被仰付之

大嶋新右衛門

一 同十七日

神平殿於宅岩右衛門講釈、儒者藤井藤四郎於御城講釈致候付、今日切ニ而相

右同所ニおいて大瀬登申渡之

申付之

弥三郎男子無之付、喜

左衛門三男清之助智養

子仕度旨、双方願之通

宮本弥三郎

同 清之助

一 同廿九日

家督之御礼

赤澤雄太郎

名代 善八

森 慶治

名代 蟻川正藏

東条孫之丞

名代 綿内平右衛門

隱居之御礼、御用部屋

森 大右衛門

へ罷出難有旨申上ル

名代 岡嶋庄之助

東条兵藏

名代 竹村大藏

右之通当十五日付二而江戸表同役方申遣候

思召有之、先達而逼塞

畑 権太夫

被仰付置候処、此度者

被成下御免候、自今相慎可相勤旨被仰付之

御用番御長屋二而被仰渡之

同断

久保左十郎

玉川左門於御長屋同人申渡之

右之通同断

常々心懸不宜趣相聞、

津田善左衛門

其上風俗等も如何敷

相見不埒之儀思召候、以来急度相慎候様被仰

付之

右玉川左門於御長屋当廿一日同人申渡候段、寛藏方申遣候

○ 七月三日

思召有之、逼塞被仰付

上村最仲

置候、先年も不埒之儀

有之、御呵も有之処、其後も段々不慎之趣相

聞、不埒思召候、依之被仰付方有之候得共、

此度者以御情御免被仰付候、以後万端相慎、

大切二可相勤旨被仰付之

右之通木村縫殿助宅二於て同人申渡之

一 同六日 左之通江戸表方申來

御前様御頼被仰上候付、類 岡本藤馬

松平越中守様御家來下 名代 岡野内藏太

田甚右衛門姪致養女、

石川新八へ縁組可仕旨、被仰付之

御前様御頼被仰上候二 石川新八

付、岡本藤馬養女其方

縁組可仕旨、被仰付之

右閏六月廿八日付二而九郎右衛門方申遣候

一 七月七日 七夕御祝義差立・大小御役人五半時揃

於大書院御祝義申上

一 同十日

御徒士目付久保一郎兵 久保庄右衛門

衛悴之由、当時麹町二罷在候儒者

右之者当四日方相始、於御上屋敷孝經講談被仰付、御役人御用透勝手次第罷出、承候様被仰渡、向々へ申通候之段、当三日付九郎左衛門方申遣候

一 同十一日

八右衛門病氣耽無之、 白川八右衛門

往々御奉公難相勤付願 名代 三沢万右衛門

之通隱居、悴松三郎へ 同 松三郎

只今迄拝領之御知行七

拾石被下置、家督無相違被仰付之

病氣耽無之付、御役難 長井四郎右衛門

相勤旨、願之通御免被 名代 長井平馬

仰付之

御役替職奉行被仰付之 矢野式右衛門

娘磯田市兵衛方へ縁組 大日方藏左衛門

仕度旨、願之通被仰付

之

右之通御用番於宅被仰渡候

詰中無滞相勤候付、玄 類 小泉彦八

米式人御扶持被下置之 名代 水野七郎兵衛

右於御用番宅吉五郎申渡之

一 同十八日 当月四日付二而江戸方左之通申来

久保庄右衛門孝経講談今日八時罷出、

右之通江戸表同役方申遣候

養女之儀、今般甚右衛名代岡野内藏太

門養女二從越中守様被

於御内書院申上候、殿様・御前様・御

一 七月廿日 来ル廿三日・廿四日射芸一覽被仰渡候

御前様へ御内々相願候付、願之通被仰付之

姫様方二之御間御障子陰二而被遊御間

一 七月廿八日 軍学免許以上之者講談可承候間、明

御前様へ御内々相願候付、願之通被仰付之

候、御用席之面々・其外御役人御三之

一 廿九日喰違御用屋敷へ罷出候様、師範

先達而縁組被仰付候様

石川新八

間二而承候由

家へ可申通旨被仰渡候

先達而縁組被仰付候様

石川新八

不行跡之筋相聞候付、

加藤直記

伯母義宮沢丹下(方)

河口要吉

女之儀、今般松平越中

守様御家来下田甚右衛門養女、越中守様二而

遠慮申付置候処、今度

被成下御免候、自今相慎相勤候様申付之

へ縁組、願之通被仰

付之

被仰付、右二付甚右衛門養女二而、縁組可仕

右御用番於御長屋竹村大藏申渡候段、七月七日

付之 宮沢丹下於江戸表右願被仰付候段、追而申

旨被仰付之

付二而申来候

来候 宮沢丹下於江戸表右願被仰付候段、追而申

右之通於江戸表被仰付候段、当六日付二而白川

家督之御礼

出浦数馬

○ 八月朔日 八朔御祝義差立・大小御役人例之通

寛藏方申遣候

隱居之御礼

名代池村八大夫

一 同十一日 武芸一覽被仰渡、日割左之通

家督之御礼

白川松三郎

其方儀大日方藏左衛門

磯田市兵衛

同 八月廿五日・廿七日 射芸

願之通隱居被仰付候付、

白川八左衛門

娘縁組仕度旨、願之通

被仰付之

同 廿九日・九月朔日 鈎術

献上物名代を以御用部

名代草間元右衛門

被仰付之

同 十五日 柔術捕手

同 十七日・十九日 乘馬

屋へ差出候

右之通当十五日付原九郎左衛門方申遣候

三郎儀不屈之儀有之候

古沢三郎母

一 八月十六日 三千姫様御與支配・御

同 廿五日 多次病氣耽無之、往往

小川多次

付、永之御暇被下候、

三郎右衛門義神田御奥様二も兼々被仰上候筋

有之、其上相果候迄出精相勤候付、重々以御

御奉公難相勤付願之通

名代山中見弥

情拾人御扶持被下置候、相応之養子可相願候

右親類竹内甚大夫・蟻川庄藏両人へ被仰渡候

之 勝手御元々兼帯被仰付

隱居、悴友衛江只今迄

小川友衛

先達而下田甚右衛門姪

頼 岡本藤馬

石被下置、家督無相違被仰付之

同 廿五日 同 廿五日

同 廿五日

石被下置、家督無相違被仰付之

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

同 廿五日

只今迄御切米御扶持可
差上候
小川友衛

○ 九月五日

妹義中村五郎兵衛へ縁
組、願之通被仰付之
竹内忠左衛門

右之通八月廿五日付原九郎左衛門方申遣候

一 同六日

病氣耽無之、難相勤付
願之通御役御免被仰付
長谷川平蔵
名代長谷川利八

一 九月九日 重陽御祝義差立・大小御役人五半時揃、
例之通御祝義申上

一 同十三日 大般若御執行有之、例之通

一 同十五日

其方妾腹之男子万吉嫡
子二仕度旨、願之通被
仰付之
牧野五左衛門

其方弟直見 増田助之
近藤市十郎

丞江養子差遣度旨、願
之通被仰付之

悴右吉へ高田幾太娘縁
組仕度旨、願之通被仰
付之
名代藤岡善左衛門
名代金井縫殿丞

去春已来打続御普請所
多候処、格段出精大儀
付、御給一被下置之
大瀬 登

一 九月十八日 今朝於評定所左之通被仰渡

先年格段之以思召被召
出候処、常々行跡不宜、
其上先達被仰付候趣致
忘却、不慎之筋相聞、
御情之程不存付重々不届付、永之御暇被下置
候、御領内・御支配所徘徊并御三家様方・御
老中様方・若御年寄様方・御役人様方・御親
類様方奉公仕間敷候
野村儀左衛門

同道小態弥四郎

右御請書例之通差出

右赤沢助之進申渡之、御役人例之通出席

政之助儀先年格段之以
思召被召出候儀付、常
々心懸相慎可相勤処、不行跡之趣相聞候付、
先達御答被仰付候得共、以御情早速被成下御
免、以来相慎候様被仰付候処、其後無程不慎
之筋相聞、御厚恩致忘却重々不届付、永之御
暇被下置候、乍然思召有之付、苗字可被成下
御建候間、相心之者名前可申立旨被仰付之
政之助親類
蟻川正蔵

三村政之助
親類共

右御用番宅二において被仰渡候

一 九月十九日 左之通江戸表り申来ル

御前様御奥支配被仰付
之
鎮目軍記

右於御用部屋被仰渡
清水久平

役替三千姫様御奥支配
被仰付、并御役中給人
格被仰付之
久保一郎兵衛

右御用部屋へ同道、御書付友右衛門相渡

三千姫様御引越後、南
部坂之方相勤候様被仰
付之
栗山政五郎
竹内三大夫

右之通当六日付二而友右衛門方申来候

一 九月廿五日

病氣耽無之、難相勤付
御役御赦免被仰付之
金井渡大夫
名代竹村与三左衛門

一 同廿七日

娘儀藤岡善左衛門悴右
吉江縁組、願之通被仰
付之
高田幾太

其方儀実子無之付、近
藤市十郎弟直見養子仕
度旨、願之通被仰付之
増田助之丞

右之通当十五日付二而吉五郎方申来候

○ 十月十日 左之通江戸表より申来ル

家督之御礼

小川友衛

名代片岡要人

格式之御礼

久保一郎兵衛

隠居御礼

小川多次

上候

名代御用部屋へ罷出申

名代片岡半七郎

御通懸跡式御礼

清野千吉

同御役成之御礼

西山祖兵衛

御前様御奥支配被仰付之

山本三左衛門

右之通九月廿八日付二而九郎左衛門より申来ル

一 同十一日

弟武右衛門義里見多膳

白川寛藏

へ聳養子差遣度旨、願

之通被仰付之

其方嫡子勘次郎儀病身、

外男子無之付、白川寛

藏弟武右衛門聳養子仕度旨、願之通被仰付之

右之通御用番御宅於て被仰渡候

亡父要右衛門願置候通

両角直記

御切米金四兩・粃三人

親類 宮下傳左衛門

御扶持被下置、跡式無

相違申付之

一 十月十七日 来月十一日若殿様・三千姫様御婚禮

御整被遊候旨、御日限被仰出候

一 同廿一日

妹儀牧野内膳正様御家

矢嶋神左衛門

中太田治郎右衛門へ縁

組、願之通被仰付之

先達而飯塚彦右衛門任

相頼、永嶋十左衛門御切米拾表与有之証文紺屋町忠兵衛へ相払、右代金請取相渡、受取印書取置候処、右証文謀書之趣風聞有之恐入、彦右衛門召出、尋有之

様致度趣申出候処、彦右衛門出奔之後、従親類共相届候

右証文苗字違等も不心附致取次、町人より金子

受取彦右衛門へ相渡候段、不念之到不埒之事候、依之遠慮申付之

一 同廿九日 此末御家中御馬屋稽古乗合日相立、譬

一六与相定候得而、当日雨天又ハ御馬

御用等有之乗合難仕節ハ、翌日成共乘

合仕、其向定日二七与成共三八与成共、

其日方向都合宜日二相定可申候

定日度々代り候ハ不苦候間、何連稽古

日相立候様、其外人々修業之業有之候

日ハ格別、其外ハ日々罷出候儀相止候

様、門弟中へも御馬役より申通候様、可

致演説旨小山田主膳殿被仰渡、竹村大

藏・竹村与三左衛門へ窪田岩右衛門申

一 十一月朔日

先達而紺屋町穀屋吉兵衛義、御切米渡切手粃

入 藤九郎

御蔵へ持参、米請取度段申立候節取計方宜、御大工飯塚彦右衛門謀書謀判取持候趣相頼、彦右衛門申訳無之、致出奔候筋相聞、常々御

より通心懸宜趣御沙汰候、以来弥以万端心付

出精可被相勤候

先達而不念之筋有之付、高橋市郎左衛門

遠慮申付置候処、今度ハ以御情被成下御免候、自今万端入念、輕率

無之様可心懸旨申付之

一 十一月四日 今日寺社御朱印御渡有之、御支配三

ヶ所并戸隠御領分寺院廿八ヶ寺

一 同十日 今日槍衛免許以上之者一覽有之

一 同廿一日 若殿様・三千姫様御婚礼、来ル十一日

御故障之儀有之御延引、追而御日限可

御褒美被下之

被仰出旨被仰出候

仰付置候処、此度被成

同道塩野権大夫

一 同廿二日 当十五日御鷹之鷹御拜領被遊候付、来

下御免候、以来万端相

慎可相勤旨被仰付之

ル廿五日四時〆九時迄之内麻上下着用、

同断

関口忠右衛門

月番宅へ罷出、御歎申上候様

同道関口甚五右衛門

一 右(御)歎廿五日御用番宅へ諸士罷出

不行跡之筋相聞候付、

幼年〆職分見習、家督

申候

先達而閉門申付置候処、

山本佐五兵衛

以来格段出精心懸宜、

一 同廿八日

此度被成下御免候、以

同道中村与右衛門

御在所花御丸御屋形、江戸表御上屋敷御普請、

御役替御城代被仰付之

柅津三十郎

来万端相慎可相勤候

南部坂御表・御奥向其御用懸打続、年来無懈

名代矢野半左衛門

原又左衛門申渡之

怠骨折精勤付、一生之内給人被仰付之

御役替御用人役被仰付

小幡長右衛門

一 十一月廿九日 来月七日就吉辰若殿様・三千姫様

御婚礼被遊御整候様、当十八日御日限

之

被仰出候

南部坂御奥向御普請中度々見回り、入札等細

御番頭被仰付之

前島右京

〇 十二月朔日

被下之

式部妹源八へ縁組、双

十河式部

金式百疋

柅植量右衛門

金式百疋

根来儀左衛門

方願之通被仰付之

矢野源八

南部坂奥向御普請二付、

南部坂御奥向御普請度々見回り大儀、今度皆

嘉平太儀思召有之、先

類 宮下嘉平太

最初入札等細々吟味、此度皆出来付被下之

出来付為御褒美被下之

達而閉門被仰付置候処、

名代野村儀左衛門

銀七匁五歩

田中理右衛門

青銅五十疋 片岡源左衛門

此度被成下御免候、乍

同 政衛

右同断二付被下之

南部坂御奥向御普請中度々見回り大儀付、被

去当年不慎之至付、御

同道中村五郎兵衛

一 同三日

下之

役被召放隠居被仰付、

御鬨斗目巻ッ

金井伊膳

銀壹片 桜井吉左衛門

唯今迄頂戴之御知行五拾石棹政衛へ被下置、

銀式枚

御鬨斗目巻ッ

南部坂御奥向御普請付、入札等吟味大儀、此

家督被仰付之

銀式枚

御鬨斗目巻ッ

節皆出来候付被下之

思召有之、先達閉門被

桑名清五郎

復等早々無懈怠出精大儀、其上出来方宜付為

右之通中候吉五郎方申遣候付記置

段十一月十九日付二而九郎左衛門方申遣候

御納戸役被仰付之

蟻川正蔵

御婚礼御当日

一 十二月四日 去月廿二日南部坂御の場出来、御射

水道御役被仰付之

谷口民馬

花色無地熨斗目

御番頭

初二付若殿様御覽有之候、鎌原兵庫其外十六人袷紗小袖麻上下着用、九時罷

同色小紋上下

出辻の有之、星上河原彦六、尤矢渡藤

御役替御城廻被仰付之

長谷川利八

花色無地熨斗目

若殿様御守役

田典膳相勤申候、相濟御赤飯被下、御目見御意有之、諸士引取申候段江戸表

別称上下

三千姫様御守役

同役方申遣候付記置

前嶋右京組へ御番入

石倉伊右衛門
塚本八百八
東条孫之丞

御用懸りハ無地熨斗目

御取次

一 十二月六日

不行跡之筋相聞候付、

宮人は傳

赤沢助之進組へ同断

白川松三郎

御使役

先達戸ノ申付置候、年

親類同道
三村一郎平

藤田典膳組へ同断

高橋松之進

御留守居

来不愼不埒之至付、御

真田勘ヶ由組へ同断

森木熊十郎

何連も有合熨斗目二重

詰合御役人

領分追放申付之、御三家様方・御老中様方・若御年寄様方・御役人様方・御親類様方奉公

染二無之上下、但御引

御側向

御構、御領分并御支配三ヶ所徘徊致間敷候

越御供相勤候御侍同断

奥向御役人

右評定所二之間椽へ呼出、師岡十郎右衛門申渡

菅 大弐

之

斎田左盛

不行跡之筋相聞候付、

右之通御用番宅ニおいて被仰付候

御番士

先達戸ノ申付置候、年

御座敷掃除
左吉
同断左吉從弟
同道長三郎

父是傳年来不行跡之筋

宮入圓蔵

御医師

来不愼之上段々不敬之

相聞候付、今度御領分

名代倉田多久

引越御供相勤候御医師

趣相聞、重々不屈付御領分追放申付之、御構

追放申付候、其方儀御

同道三井逸八

者花色無地熨斗目

場所前同断

奉公筋見習申立罷出、

心懸宜付、是傳只今迄頂戴之金式両三分・三

二重染二無之小袖上下、

右評定所白州へ召出、大日方蔵左衛門申渡之

人半御扶持并建家家財共被下置、跡式申付之

右者御用番宅於次間式部左衛門申渡之

御徒士格

右評定所白州へ召出、大日方蔵左衛門申渡之

右者御用番宅於次間式部左衛門申渡之

右者御用番宅於次間式部左衛門申渡之

右何連も有合可致着用

右評定所白州へ召出、大日方蔵左衛門申渡之

右者御用番宅於次間式部左衛門申渡之

右者御用番宅於次間式部左衛門申渡之

旨可被申通候

右評定所白州へ召出、大日方蔵左衛門申渡之

右者御用番宅於次間式部左衛門申渡之

右者御用番宅於次間式部左衛門申渡之

右御書出之通向々へ可致演説旨被仰渡、申通候

右評定所白州へ召出、大日方蔵左衛門申渡之

右者御用番宅於次間式部左衛門申渡之

右者御用番宅於次間式部左衛門申渡之

右御書出之通向々へ可致演説旨被仰渡、申通候

右評定所白州へ召出、大日方蔵左衛門申渡之

右者御用番宅於次間式部左衛門申渡之

右者御用番宅於次間式部左衛門申渡之

御役替弘方御金(奉) 綿貫五郎兵衛

一 十二月七日

行被仰付之

口上覚

三村政之助義不屈之義付、永之御暇被下置候
処、格段之以御情苗字御建被成下候間、相応
之者名前可申立旨先達而被仰付、冥加至極難
有仕合奉存候、親類共申合詮議仕候処、赤塩
彦左衛門弟内談候処、鏡次郎儀三村之名跡被
仰付被下置候者、難有仕合奉存候旨申聞候、
以御情鏡次郎へ名跡被仰付被下置候ハ、
重々難有仕合奉存候、名前申上候様被仰付候
付、乍憚此段申上候、以上

十二月七日

蟻川正藏

小態弥四郎

野村儀左衛門

口上 覚

三村政之助永之御暇被下置、以御情苗字御建
可被成下候間、相応之者名前可申上旨、政之
助親類共へ被仰付、私弟鏡次郎儀及内談候、
鏡次郎儀今年廿三才ニ罷成候、三村名跡被仰
付被下置候者、難有仕合ニ奉存候旨申談仕候、
此段申上候、以上

十二月七日

赤塩彦左衛門

右両通差出候付、忠兵衛御用番へ差出申候

一 十二月十一日

助七郎妹富八悻多門へ

杵淵助七郎

縁組、双方願之通被仰

久保富八

付之

一 同十二日 若殿様・三千姫様御婚礼、当七日首尾

能被遊御整候段、江府へ申来候、依之
来ル十五日四時九時迄之内麻上下着
用登城、御歡申上候様、右為御祝義殿
様へ年始献上之半分、若殿様へ献上可
仕旨被仰出候

一 同十四日

格式之御礼

藤田岡之進

増沢藤右衛門

初而御目見

増田直見

悻御目見付御礼

増田助之丞

御通懸跡式之御礼

両角直記

小身付江戸詰中式人御

扶持為御手充被下置之

佐久間一学

金三両ツ、

長谷川甚九郎

岡島庄之助

金壹両貳分ツ、

藤井喜内

田中新左衛門

右者去年中御滞府被蒙仰候付、永詰相成、先年
御滞府与違、打統御勤被遊候付、格段厚以思召
之御沙汰、御側金之内為御手充被下候旨、当人
共申聞

右之趣十一月廿八日付二而中俣吉五郎へ申遣候

一 同十五日

当七日御婚姻被為濟候付、諸士登城御
歡申上候

一 同廿日

三千姫様御事向後若御前様与奉称候様
被仰出候

御奥目付被仰付之

宮下兵馬

右之通被仰付候段、十二月六日付二而九郎左衛
門へ申遣候

一 同廿五日

御婚礼被為濟候付、從若殿様御酒被下
置候、大御役人・小役人・御番士・家
督・無役登城頂戴、四ツ時相始八時相
濟

一 同廿六日

御馬役上席月次御礼出

増沢藤右衛門

仕、悻富五郎只今迄之
通之格式

右之通相心得候様、御用番被仰渡候

一 同廿八日

弟鏡次郎儀被召出、御

赤塩彦左衛門

切米金五両貳分・玄米

同 鏡次郎

三人御扶持被下置、自

今苗字三村与可相名乘旨被仰付候、田町明屋

敷地・建家共被下置之

三村政之助親類
三村政之助不届之筋有
之、永之御暇被下置之
三村政之助不届之筋有
之、永之御暇被下置之
建旨被仰付之

右当人申聞候

之通被仰付

源六二男兔毛 十郎治
方へ聳養子、双方願之
通被仰付之

詰中若御前様御婚禮御
用意物詮議取計致大儀
候付、御目錄式百疋被下置之

同断 寺内権之進

名代 中村五郎兵衛
村田源六
村田兔毛

右同段

右者於御用部屋被仰渡候段、申来候

頼原 新四郎
名代原 岩尾
同道 関山吉太郎

心懸宜御役外之義迄出
精相勤候付、金二百疋
被下置之

同断 右 同人

頼原 新四郎
名代原 岩尾
同道 関山吉太郎

右井上与一兵衛申渡之

口 上 覚

思召有之、先達而閉門
被仰付置候処、今度被

役替側役納戸兼申付之
右者於御前被仰付候

私事御厚恩をもつて、御阿て加い下しお可連、
相応之養子仕候やうに、先達而仰付させられ、
重々阿り加たき仕合、そんな奉り候、是尔
よつて三し満丁ニ罷阿り候儒しや鳥海達之進
与申もの、とら年四十二歳ニ相なり候、御慈
悲ニ此もの養子ニつ可まつり、御奉公相徒と
めさせ申度、祢可ひ奉り候、此たん御家老中
様まで、御序之節何ふんにも、よろしく御と
りなしたのミ奉り候、以上

同断 奥村権之丞
同道 師田丈右衛門

出精相勤候付、御役料
拾五石被下置之

十二月十一日
渡辺友右衛門様
原 九郎さへもん様
中また吉五郎様
右竹内甚大夫振合を以願書認、九(郎)左衛門
御用番江差出申候段、九郎左衛門方申来候

右之通御用番御宅ニおいて被仰渡候

御内御用向只今迄之通
被仰付之

古沢三郎なもん妻
以満

御勘定役見習出精相勤
候付、玄米式人御扶持
被下置之

御側御納戸加役被仰付
之

古沢三郎なもん妻
以満

右者御用番於宅望月九郎右衛門申渡之

御近習御小姓兼被仰付
候

古沢三郎なもん妻
以満

詰中若御前様御婚禮御
用意物入札等申付、吟

泊御免勤方惣而只今迄

古沢三郎なもん妻
以満

味引合相成、猶此上相残候御用向も取計候付、
御目錄式百疋被下置之

伊東傳吾

古沢三郎なもん妻
以満

御近習御小姓兼被仰付
候

泊御免勤方惣而只今迄

古沢三郎なもん妻
以満

度旨、願之通仰付られ候

一 九月十一日

右者於御用部屋鳥海達之進同道、中村七十郎へ

厚思召を以白米三人御

盛徳寺隠居
麟慶和尚

被仰渡候段、吉五郎方方来候

扶持被遣之

石川新八申渡之

○ 十一月十四日分

御徒士へ番人申付之

両角直記

○ 閏六月三日

長病今以不相勝候付、

岡本藤馬

当御役義御訴訟、越

中守様へ申上候処、願之通今日御免被成下、

席之儀ハ是迄之通ニ而無役被仰付、且又此方

御前様御頼被遊候付、定府被差置候段

右当人方申聞

一 同十一日

此方御屋敷ニ定府被仰

右 同人

付候

名義岡本傳八郎

一 七月十五日

思召有之、先達而遠慮

根村常之丞

被仰付置候之処、此度

被成下御免候、自今相慎、可相勤旨被仰付之

右小幡長右衛門於御長屋同人申渡之

一 七月廿八日

其方儀河口要吉叔母縁

宮沢丹下

組、願之通被仰付之

No.	科名	種名	野生 / 園芸	在来 / 外来	前庭	庭園	新宅周り	農地
149	ヒガンバナ科	イトズイセン (ニオイズイセン)	園芸	外来	○			
150	ヒガンバナ科	スイセン	園芸	外来	○			
151	ヒガンバナ科	オオマツユキソウ (スノーフレーク)	園芸	外来	○			
152	ヒガンバナ科	ナツズイセン	園芸	外来	○			
153	ヒガンバナ科	ハナニラ	園芸	外来	○			
154	ヒガンバナ科	ヒガンバナ	野生	在来	○			
155	ヒユ科	ヒカゲイノコヅチ	野生	在来				○
156	フウロソウ科	アメリカフウロ	園芸	外来			○	○
157	フウロソウ科	ゲンノショウコ	野生	在来	○			○
158	フウロソウ科	ハクサンフウロ	園芸	在来			○	
159	ブドウ科	ノブドウ	野生	在来		○		○
160	ベンケイソウ科	キリンソウ	園芸	在来		○		
161	ベンケイソウ科	コモチマンネングサ	園芸	在来	○			○
162	ベンケイソウ科	ツルマンネングサ	園芸	在来	○			
163	ホウライシダ科	クジャクシダ	野生	在来	○			
164	マメ科	カラスノエンドウ	野生	在来	○	○		○
165	マメ科	シロツメクサ	野生	外来		○		
166	マメ科	スズメノエンドウ	野生	在来	○			○
167	ムラサキ科	キュウリグサ	野生	在来				○
168	ムラサキ科	ハナイバナ	野生	在来				○
169	ムラサキ科	ホタルカズラ	野生	在来	○			
170	ムラサキ科	ワスレナグサ	園芸	外来	○			
171	メギ科	イカリソウ	園芸	在来	○	○		
172	ヤマゴボウ科	ヨウシュヤマゴボウ	野生	外来			○	○
173	ユキノシタ科	アスチルベ	園芸	外来	○			
174	ユキノシタ科	ダイモンジソウ	園芸	在来		○		
175	ユキノシタ科	ヒマラヤユキノシタ	園芸	外来	○	○		
176	ユキノシタ科	ユキノシタ	園芸	在来	○			
177	ユリ科	オオアマナ	園芸	外来	○			
178	ユリ科	カタクリ	野生	在来		○		
179	ユリ科	キバナカタクリ	園芸	外来		○		
180	ユリ科	キバナノアマナ	野生	在来			○	
181	ユリ科	クルマユリ	野生	在来	○			
182	ユリ科	アミガサユリ (パイモ)	園芸	外来			○	
183	ユリ科	チューリップ	園芸	外来		○		
184	ユリ科	ホトトギス	園芸	在来	○	○		
185	ラン科	エビネ	園芸	在来	○			
186	ラン科	シュンラン	園芸	在来		○		
187	ラン科	シラン	園芸	在来		○		

種数

187 野生:88 在来:120 97 57 32 51
園芸:99 外来: 65

No.	科名	種名	野生/園芸	在来/外来	前庭	庭園	新宅周り	農地
99	サトイモ科	カラスビシャク	野生	在来				○
100	シソ科	イブキジャコウソウ	園芸	在来	○			
101	シソ科	カキドオシ	野生	在来				○
102	シソ科	カクトラノオ	園芸	外来	○			
103	シソ科	クルマバナ	園芸	在来	○			
104	シソ科	セイヨウジュウニヒトエ	園芸	外来	○			
105	シソ科	タツナミソウ (白花)	園芸	在来		○		
106	シソ科	タツナミソウ (紫花)	園芸	在来	○	○		
107	シソ科	ヒメオドリコソウ	野生	外来	○			○
108	シソ科	ホトケノザ	野生	在来				○
109	シソ科	ミカエリソウ	園芸	在来	○			
110	シュウカイドウ科	シュウカイドウ	園芸	外来	○			
111	シュロソウ科	ショウジョウバカマ	野生	在来		○		
112	ショウガ科	ミョウガ	園芸	外来	○			○
113	スイカズラ科	オトコエシ	野生	在来			○	
114	スイカズラ科	ノヂシャ	野生	外来			○	
115	ススキノキ科	ヒメキスゲ	園芸	在来		○		
116	ススキノキ科	ヤブカンゾウ	野生	在来				○
117	スマレ科	ヴィオラ ソロリア パピリオナケア	園芸	外来	○			
118	スマレ科	ヴィオラ ソロリア プリケアナ	園芸	外来	○			
119	スマレ科	エイザンスミレ	野生	在来	○			
120	セリ科	ミツバ	野生	在来	○		○	○
121	セリ科	ヤブニンジン	野生	在来	○			
122	センリョウ科	ヒトリシズカ	野生	在来	○			
123	センリョウ科	フタリシズカ	野生	在来	○			
124	タデ科	イタドリ	野生	在来		○		
125	タデ科	ギシギシ	野生	在来				○
126	ツユクサ科	ムラサキツユクサ	園芸	外来	○	○		
127	トウダイグサ科	タカトウダイ	野生	在来				○
128	トウダイグサ科	トウダイグサ	野生	在来				○
129	トクサ科	スギナ	野生	在来	○	○		○
130	トクサ科	トクサ	野生	在来	○			
131	ドクダミ科	ドクダミ	野生	在来		○	○	○
132	ドクダミ科	ハンゲショウ	園芸	在来		○		
133	ナデシコ科	オオヤマフスマ	野生	在来			○	
134	ナデシコ科	ツメクサ	野生	在来				○
135	ナデシコ科	ナデシコ園芸種	園芸	?			○	
136	ナデシコ科	ノミノツヅリ	野生	在来				○
137	ナデシコ科	ハコベ	野生	在来			○	○
138	ナデシコ科	フランネルソウ (白花)	園芸	外来		○		
139	ネギ科	ギョウジャニンニク	園芸	在来	○			
140	ネギ科	ノビル	野生	在来	○			
141	ハナシノブ科	シバザクラ	園芸	外来	○			
142	バラ科	イチゴ	園芸	外来			○	
143	バラ科	キョウカノコ	園芸	在来	○			
144	バラ科	シモツケ (六弁)	園芸	在来	○			
145	バラ科	シモツケソウ	園芸	在来		○		
146	バラ科	ダイコンソウ	野生	在来	○			
147	バラ科	ヘビイチゴ	野生	在来	○		○	
148	バラ科	ワレモコウ	野生	在来	○		○	

No.	科名	種名	野生 / 園芸	在来 / 外来	前庭	庭園	新宅周り	農地
49	キク科	セイヨウタンポポ	野生	外来		○	○	○
50	キク科	タイミンガサ	園芸	在来	○			
51	キク科	ヒナギク (ダルマソウ、デージー)	園芸	外来	○			
52	キク科	チシマタンポポ	園芸	外来	○			
53	キク科	チチコグサ	野生	在来			○	
54	キク科	ツワブキ	園芸	在来		○	○	
55	キク科	ノゲシ	野生	在来	○			○
56	キク科	ハハコグサ	野生	在来		○		
57	キク科	ハハコグサの仲間	野生	外来			○	
58	キク科	ハルジオン	野生	外来	○			○
59	キク科	ヒメジョオン	野生	外来				○
60	キク科	フキ	野生	在来	○	○		○
61	キク科	フキ (大型品種)	園芸	在来	○			
62	キク科	フジバカマ	園芸	在来	○			
63	キク科	ブタナ	園芸	外来	○			
64	キク科	ミヤマヨメナ (ミヤコワスレ)	園芸	在来	○			
65	キク科	ヤグルマギク	園芸	外来				○
66	キク科	ヨモギ	野生	在来	○			○
67	キジカクシ科	アスパラガス	園芸	外来		○		○
68	キジカクシ科	ギボウシ	園芸	在来		○		
69	キジカクシ科	シラー ベルビアーナ	園芸	外来			○	
70	キジカクシ科	スズラン	園芸	在来		○		
71	キジカクシ科	アマドコロ (斑入り)	園芸	在来	○			
72	キジカクシ科	ヒヤシンス	園芸	外来	○		○	
73	キジカクシ科	ムスカリ	園芸	外来	○			
74	キョウチクトウ科	チョウジソウ	園芸	在来	○			
75	キョウチクトウ科	ツルニチニチソウ	園芸	外来		○		
76	キンポウゲ科	イチリンソウ	野生	在来	○			
77	キンポウゲ科	オウレン	野生	在来	○			
78	キンポウゲ科	オキナグサ	野生	在来	○			
79	キンポウゲ科	クレマチス	園芸	在来			○	
80	キンポウゲ科	カナダオダマキ	園芸	外来	○			
81	キンポウゲ科	クリスマスローズ	園芸	外来	○		○	
82	キンポウゲ科	シュウメイギク	園芸	外来	○	○		
83	キンポウゲ科	タガラシ	野生	在来		○		
84	キンポウゲ科	トリカブトの仲間	野生	在来	○			
85	キンポウゲ科	ハクサンイチゲ	園芸	在来			○	
86	キンポウゲ科	ヒエンソウ	園芸	外来	○		○	○
87	キンポウゲ科	フクジュソウ	園芸	在来	○			
88	キンポウゲ科	ミスミソウ	園芸	在来		○		
89	キンポウゲ科	ミヤマオダマキ	園芸	在来		○		
90	キンポウゲ科	ヤエキンポウゲ	園芸	外来	○		○	
91	キンポウゲ科	ヤマオダマキ	園芸	在来	○			
92	ケシ科	クサノオウ	野生	在来				○
93	ケシ科	ヒナゲシ	園芸	外来				○
94	ケシ科	ムラサキケマン	野生	在来			○	
95	コバノイシカグマ科	ワラビ	園芸	在来		○		
96	サクラソウ科	オカトラノオ	野生	在来	○			
97	サクラソウ科	サクラソウ	園芸	在来	○			
98	サクラソウ科	白花サクラソウ	園芸	在来	○			

表2. 確認された草本種のリスト

No.	科名	種名	野生/園芸	在来/外来	前庭	庭園	新宅周り	農地
1	アカネ科	アカネ	野生	在来	○			
2	アカネ科	ヤエムグラ	野生	在来		○		
3	アカバナ科	ヒナマツヨイグサ	園芸	外来	○			
4	アカバナ科	メマツヨイグサ	野生	外来			○	
5	アケビ科	ミツバアケビ	野生	在来		○		
6	アブラナ科	ゴウダソウ (ルナリア)	園芸	外来	○	○		
7	アブラナ科	ナノハナ	園芸	外来				○
8	アブラナ科	ハナダイコン	園芸	外来	○		○	
9	アブラナ科	ミチタネツケバナ	野生	外来			○	
10	アヤメ科	アヤメ	園芸	在来	○			
11	アヤメ科	カンアヤメ	園芸	外来		○		
12	アヤメ科	ジャーマンアイリス	園芸	外来				○
13	アヤメ科	シャガ	園芸	在来	○	○		
14	アヤメ科	ハナショウブ	園芸	在来		○		
15	アヤメ科	ニワゼキショウ	園芸	外来			○	
16	アヤメ科	ヒオウギ	園芸	在来	○			
17	イヌサフラン科	チゴユリ	野生	在来	○			
18	イネ科	イトススキ	園芸	在来		○		
19	イネ科	カニツリグサ	野生	在来				○
20	イネ科	カラスムギ	野生	外来				○
21	イネ科	ススキ	野生	在来		○		
22	イネ科	スズメノテッポウ	野生	在来		○		
23	イネ科	チヂミザサ	野生	在来	○			
24	イネ科	ヒゲナガスズメノチャヒキ	野生	在来				○
25	イネ科	ヒメコバンソウ	野生	外来		○		
26	イワデンダ科	イヌワラビ	野生	在来	○			
27	イワヒバ科	シダ植物セラギネラ大型	園芸	?	○			
28	ウコギ科	ウド	野生	在来	○			
29	ウマノスズクサ科	カンアオイ	野生	在来		○		
30	ウラボシ科	ノキシノブ	野生	在来				○
31	オオバコ科	オオイヌノフグリ	野生	在来		○		○
32	オオバコ科	タチイヌノフグリ	野生	外来				○
33	ガガイモ科	ガガイモ	野生	在来				○
34	カタバミ科	オッタチカタバミ	野生	外来	○			○
35	カタバミ科	カタバミ	野生	在来				○
36	カタバミ科	ムラサキカタバミ	園芸	外来	○	○		○
37	カヤツリグサ科	タガネソウ (斑入り)	園芸	在来	○			
38	カヤツリグサ科	ヤブスゲ	野生	在来		○		
39	キキョウ科	ツリガネニンジン	野生	在来	○			
40	キキョウ科	ホタルブクロ	野生	在来	○	○		
41	キキョウ科	ヤマホタルブクロ	野生	在来		○		
42	キク科	ウズラバタンポポ	園芸	外来	○			
43	キク科	オオハンゴンソウ	園芸	外来				○
44	キク科	オニタビラコ	野生	在来		○		○
45	キク科	コウリンタンポポ	園芸	在来		○		
46	キク科	コスモス	園芸	外来			○	○
47	キク科	シオン	園芸	外来		○		
48	キク科	セイタカアワダチソウ	野生	外来	○	○		

No.	種名 (科名)	品種	直径cm	樹高m	備考 (G: 複数本グループ)
249	シロヤマブキ (バラ科)		1.5	1.8	
250	ライラック (モクセイ科)		2.5	2.4	複数本 G
251	サクラの仲間 (バラ科)		2	2.5	萌芽 G
252	フジ (マメ科)		0.5	0.6	
253	カジイチゴ (バラ科)		1.5	1.7	
254	エノキ (アサ科)		1	1.5	
255	カキノキ (カキノキ科)		1	1.0	
256	ネクタリン (バラ科)		11.8	5.0	
257	リンゴ (バラ科)	矮性	12.1	3.0	
258	アンズ (バラ科)		15.8	4.5	
259	ミザクラ (バラ科)	桜桃	12	1.3	
260	アンズ (バラ科)	小粒	23.7	5.0	
261	ミザクラ (バラ科)	小粒桜桃	10.8	3.0	複数本 G
262	ナンテン (メギ科)		1.5	1.4	複数本 G
263	ユキヤナギ (バラ科)		1.5	1.4	
264	キウイ (マタタビ科)		15.9	2.5	3本 G
265	サンショウ (ミカン科)		2	1.0	
266	アンズ (バラ科)		27.1	6.5	
267	ヤマグワ (クワ科)		2	3.3	萌芽 G
268	ブナ (ブナ科)		19.4	5.0	胸高周囲長計測
269	キリ (キリ科)		29.3	6.0	
270	タラノキ (ウコギ科)		8.0	5.0	複数本 G
271	キリ (キリ科)		6.4	5.0	
272	アンズ (バラ科)		28.7	5.5	
273	ネムノキ (マメ科)		18.5	6.0	
274	サワラ (ヒノキ科)		26.4	13.0	胸高周囲長計測
275	サワラ (ヒノキ科)		26.1	13.0	胸高周囲長計測
276	カキノキ (カキノキ科)		1.5	0.7	
277	サンショウ (ミカン科)		1.5	0.7	
278	バラ (バラ科)		3	1.6	
279	バラ (バラ科)		3	1.0	
280	ウメ (バラ科)		4.8	3.0	
281	ツバキ (ツバキ科)		1.5	0.3	2本 G
282	ガクアジサイ (アジサイ科)		1.5	1.1	
283	ナンテン (メギ科)		1.5	1.1	複数本 G
284	ナンテン (メギ科)		1	1.0	複数本 G
285	ナンテン (メギ科)		4.6	2.4	複数本 G 生垣
286	ウラジロモミ (マツ科)		5.7	2.5	6本 G 生垣
287	カキノキ (カキノキ科)		35.4	6.5	胸高周囲長計測
288	サザンカ (ツバキ科)	八重咲	2.5	1.5	
289	モチノキ (モチノキ科)	白ふちどり	2	1.0	
290	アンズ (バラ科)		46.8	6.0	こぶの下地上約1mで計測
291	ウメ (バラ科)		13.9	4.5	隣に切り株45×30cm
292	ナンテン (メギ科)		2	1.3	
293	ザクロ (ミソハギ科)		12.1	4.0	複数本 G
294	ハナミズキ (ミズキ科)		11.5	4.2	
295	ツツジの仲間 (ツツジ科)		1	0.6	
296	ムラサキシキブ (ニシキギ科)		1	0.7	

No.	種名 (科名)	品種	直径cm	樹高m	備考 (G: 複数本グループ)
199	サツキ (ツツジ科)	白花	2	0.7	萌芽 G
200	サツキ (ツツジ科)		2	0.7	2本 G 萌芽
201	ツツジの仲間 (ツツジ科)		1.5	0.5	萌芽 G
202	サツキ (ツツジ科)		2	1.0	
203	ツツジの仲間 (ツツジ科)		1.5	0.3	
204	バイカウツギ (アジサイ科)		1.5	0.5	
205	ツツジの仲間 (ツツジ科)		1	0.5	
206	ツツジの仲間 (ツツジ科)		2	0.5	
207	ツツジの仲間 (ツツジ科)		1	0.5	丸葉
208	ツツジの仲間 (ツツジ科)		2	0.5	
209	ツツジの仲間 (ツツジ科)		3	0.5	毛深い
210	ツツジの仲間 (ツツジ科)		2	0.5	丸葉
211	ツツジの仲間 (ツツジ科)		1.5	0.3	小葉
212	キンモクセイ (モクセイ科)		16.6	4.5	2本 G
213	カキノキ (カキノキ科)	蜂屋柿	24.8	5.0	
214	スイカズラ (スイカズラ科)		6.1	4.5	
215	シモツケ (バラ科)		0.5	0.8	複数本 G
216	ナンテン (メギ科)		0.3	0.4	複数本 G
217	ツバキ (ツバキ科)		9.2	5.0	8本 G
218	ハナズオウ (マメ科)		3.2	2.0	萌芽 G
219	ザクロ (ミソハギ科)		17.5	4.0	
220	ナンテン (メギ科)		1.5	0.8	複数本 G
221	メグスリノキ (ムクロジ科)		25.5	8.0	胸高周囲長計測
222	マユミ (ニシキギ科)		5.4	2.8	
223	ヤマボウシ (ミズキ科)		15.6	5.0	
224	アカガシ (ブナ科)		13.4	4.0	2本 G
225	ツバキ (ツバキ科)		4.0	3.0	3本 G 生垣
226	アカガシ (ブナ科)		17.8	4.0	7本 G 生垣
227	ニシキギ (ニシキギ科)		1.5	1.5	3本 G
228	ハナズオウ (マメ科)		2.5	1.8	
229	ナンテン (メギ科)		1.5	1.6	複数本 G
230	アカガシ (ブナ科)		9.1	4.0	4本 G 生垣
231	ヤマブキ (バラ科)		0.5	1.5	複数本 G
232	ミツバアケビ (アケビ科)		0.5	2.0	枯れ木に巻く
233	ナツメ (クロウメモドキ科)		15.4	8.0	2本 G 胸高周囲長計測
234	マサキ (ニシキギ科)		4	2.0	複数本 G
235	カシワ (ブナ科)		12.9	7.5	胸高周囲長計測
236	シダレザクラ (バラ科)		23.9	7.0	胸高周囲長計測
237	オオデマリ (スイカズラ科)		15.3	3.5	
238	シダレザクラ (バラ科)		10.5	3.5	
239	カキノキ (カキノキ科)		21.0	3.5	胸高周囲長計測
240	ナツメ (クロウメモドキ科)		4.9	2.5	
241	コムラサキシキブ (ニシキギ科)	白実	4.6	3.5	萌芽 G
242	ナツメ (クロウメモドキ科)		2	2.2	
243	コムラサキシキブ (ニシキギ科)		6.1	2.0	萌芽 G
244	シラカシ (ブナ科)		8.6	4.5	萌芽 G
245	ムクゲ (アオイ科)		5.7	2.6	
246	カキノキ (カキノキ科)		20.1	4.5	胸高周囲長計測
247	イチジク (クワ科)		4.3	2.2	萌芽 G
248	ナンテン (メギ科)		1	1.3	複数本 G

No.	種名 (科名)	品種	直径cm	樹高m	備考 (G: 複数本グループ)
149	イチョウ (雌木イチョウ科)		54.6	10.0	
150	イロハモミジ (ムクロジ科)		19.9	4.5	
151	ツバキ (ツバキ科)		2.6	2.0	2本 G
152	ヤマボウシ (ミズキ科)		6.5	2.8	
153	ウツギ (アジサイ科)		9.9	2.8	萌芽 G
154	イチイ (イチイ科)		9.2	2.4	
155	スギ (ヒノキ科)		34.4	17.0	胸高周囲長計測
156	ボケ (バラ科)		0.8	1.3	複数本 G
157	スギ (ヒノキ科)		35.7	17.0	胸高周囲長計測
158	シロヤマブキ (バラ科)		1	1.1	複数本 G
159	エノキ (アサ科)		4.6	3.5	
160	カシワ (ブナ科)		8.4	4.0	
161	ヒノキ (ヒノキ科)		41.1	17.0	胸高周囲長計測、ツタが巻く
162	サンシュユ (ミズキ科)		12.9	2.4	
163	ヒヨクヒバ (ヒノキ科)		13.4	3.6	
164	ハナズオウ (マメ科)		1.8	2.0	複数本 G
165	カリン (バラ科)		21.7	4.5	胸高周囲長計測
166	ガクアジサイ (アジサイ科)		1	0.8	複数本 G
167	ニシキウツギ (スイカズラ科)		14.3	3.8	
168	ムクゲ (アオイ科)		10.5	2.0	
169	ヒノキ (ヒノキ科)		56.2	15.0	胸高周囲長計測
170	エゴノキ (エゴノキ科)		6.7	4.0	
171	ツツジの仲間 (ツツジ科)		2.5	1.0	萌芽 G
172	アカマツ (マツ科)		35.4	3.6	二又
173	イロハモミジ (ムクロジ科)		1	0.9	
174	ツツジの仲間 (ツツジ科)		1	0.5	複数本 G
175	イロハモミジ (ムクロジ科)		23.1	4.5	胸高周囲長計測
176	イロハモミジ (ムクロジ科)		16.6	5.0	胸高周囲長計測
177	イロハモミジ (ムクロジ科)		25.0	5.0	胸高周囲長計測
178	ヤマハギ (マメ科)		0.5	1.0	複数本 G
179	エノキ (アサ科)		0.5	1.0	複数本 G
180	アカガシ (ブナ科)		30.6	7.0	胸高周囲長計測
181	イロハモミジ (ムクロジ科)		10.5	2.1	
182	ツツジの仲間 (ツツジ科)		2	0.7	複数本 G
183	ナンテン (メギ科)		1	1.3	複数本 G
184	イロハモミジ (ムクロジ科)		9.2	3.2	
185	イヌツゲ (モチノキ科)		1.5	0.4	複数本 G
186	ガマズミ (レンブクソウ科)		4.9	2.0	
187	ツツジの仲間 (ツツジ科)		1.8	0.5	
188	アカマツ (マツ科)		25.0	4.0	胸高周囲長
189	シモツケ (バラ科)		0.4	0.5	複数本 G
190	ウメモドキ (モチノキ科)		0.5	0.7	
191	ウメモドキ (モチノキ科)		5.1	1.8	
192	カイドウの仲間 (バラ科)		2.5	1.2	ズミの仲間
193	マルバハギ (マメ科)		2	2.0	萌芽 G
194	イヌツゲ (モチノキ科)		2	0.8	複数本 G
195	ウメモドキ (モチノキ科)		2.7	1.8	2本 G、1本枯れ直径7.3cm
196	ツツジの仲間 (ツツジ科)		4.0	0.8	複数本 G
197	キンシバイ (オトギリソウ科)		0.8	1.2	萌芽 G
198	ツツジの仲間 (ツツジ科)		1.5	0.6	萌芽 G

No.	種名 (科名)	品種	直径cm	樹高m	備考 (G: 複数本グループ)
99	ツバキ (ツバキ科)	黒花	3.2	1.7	
100	マサキ (ニシキギ科)		1.2	1.5	2本 G
101	ダンコウバイ (クスノキ科)		11.5	4.5	二又の片方の直径9.5cm
102	ユキヤナギ (バラ科)		2	1.8	
103	ネムノキ (マメ科)		1	1.3	萌芽 G
104	ヤマボウシ (ミズキ科)		1	1.3	萌芽 G
105	カジイチゴ (バラ科)		1	1.0	
106	ナンテン (メギ科)	白実	1.5	1.2	複数本 G
107	カキノキ (カキノキ科)		1	1.7	萌芽 G
108	シロヤマブキ (バラ科)		2.5	1.5	複数本 G
109	モミジの仲間 (ムクロジ科)		22.9	7.0	
110	ケヤキ (ニレ科)		89.2	23.0	胸高周囲長計測
111	ヤマブキ (バラ科)		0.5	0.5	複数本 G
112	ナンテン (メギ科)		1	0.5	2本 G
113	イヌツゲ (モチノキ科)		1	0.5	
114	ナンテン (メギ科)		1	1.5	複数本 G
115	ニシキギ (ニシキギ科)		1.5	1.4	
116	ヒイラギ (モクセイ科)		2	1.3	
117	トウグミ (グミ科)		8.6	4.0	二又の片方の直径9.7cm
118	ナンテン (メギ科)		1.5	1.5	複数本 G
119	ヒメシャラ (ツバキ科)		11.8	6.0	2本 G
120	オオデマリ (スイカズラ科)		4.5	2.2	複数本 G
121	ジンチョウゲ (ジンチョウゲ科)		3.0	0.7	2本 G
122	ナンテン (メギ科)		2.5	1.4	複数本 G
123	バラの仲間 (バラ科)		2	1.6	複数本 G
124	アセビ (ツツジ科)		4.5	1.5	
125	ガクアジサイ (アジサイ科)		2	1.2	複数本 G
126	ムクゲ (アオイ科)		11.9	4.0	複数本 G
127	トサシモツケ (バラ科)		4.0	1.7	複数本 G
128	モチツツジ (ツツジ科)	采咲き	2	1.4	
129	ツツジの仲間 (ツツジ科)		1.5	0.6	複数本 G
130	スギ (ヒノキ科)		10.8	5.0	
131	ノウゼンカズラ (ノウゼンカズラ科)		5.7	5.0	
132	ナンテン (メギ科)		0.8	1.3	複数本 G
133	イボタ (モクセイ科)		3.5	2.2	萌芽 G
134	サンザシ (サンザシ科)		7.5	2.5	
135	モッコク (モッコク科)		3.2	2.0	
136	ムレスズメ (マメ科)		2.9	1.4	
137	サルスベリ (ミソハギ科)		3.5	2.3	
138	キンシバイ (オトギリソウ科)		1	1.3	複数本 G
139	タニウツギ (アジサイ科)		4.8	2.0	複数本 G
140	ハマナス (バラ科)		3.0	1.8	複数本 G
141	マメザクラ? (バラ科)		2	2.2	複数本 G
142	イヌツゲ (モチノキ科)		0.7	0.3	複数本 G
143	シロヤマブキ (バラ科)		2	1.8	複数本 G
144	スギ (ヒノキ科)		60.2	17.0	二又
145	ノウゼンカズラ (ノウゼンカズラ科)		12.3	17.0	No.144のスギに巻き付く
146	ナンテン (メギ科)		1	1.7	複数本 G
147	ノイバラ? (バラ科)		2.1	1.3	
148	ナンテン (メギ科)		1	1.6	複数本 G

No.	種名 (科名)	品種	直径cm	樹高m	備考 (G: 複数本グループ)
49	カシワ (ブナ科)		22.6	6.0	
50	スギ (ヒノキ科)		22.0	6.5	
51	サワラ (ヒノキ科)		19.4	7.0	
52	スギ (ヒノキ科)		10.5	4.5	
53	スギ (ヒノキ科)		15.9	6.0	
54	ナンテン (メギ科)		1	1.2	萌芽 G
55	ハナミズキ (ミズキ科)		2	2.1	
56	ツバキ (ツバキ科)		3.5	2.3	12本 G
57	シャクナゲ (ツツジ科)	ピンク	4.3	0.7	2本 G
58	イチヨウ (イチヨウ科)		17.5	8.0	4本 G
59	イロハモミジ (ムクロジ科)		13.4	4.5	2本 G
60	ツバキ (ツバキ科)		2	1.5	5本 G
61	ナンテン (メギ科)		2	1.0	3本 G
62	ヤツデ (ウコギ科)		3	1.5	萌芽 G
63	カキノキ (カキノキ科)		22.1	7.0	
64	キンシバイ (オトギリソウ科)		1	1.0	萌芽 G
65	レンゲツツジ (ツツジ科)		1	0.7	
66	キンシバイ (オトギリソウ科)		1.5	1.0	萌芽 G
67	ツバキ (ツバキ科)	八重赤	9.6	2.4	
68	カリン (バラ科)		16.9	4.0	
69	ヤツデ (ウコギ科)		10.2	1.8	3本 G、萌芽
70	イヌツゲ (モチノキ科)		0.8	1.0	萌芽 G
71	コムラサキシキブ (ニシキギ科)		0.8	0.8	萌芽 G
72	ハマナス (バラ科)		2	1.5	萌芽 G
73	ツバキ (ツバキ科)		5.7	2.4	
74	ツバキ (ツバキ科)		11.9	2.6	
75	シロヤマブキ (バラ科)		2	1.6	萌芽 G
76	ニシキギ (ニシキギ科)		12.7	2.6	
77	ナンテン (メギ科)		2	1.4	萌芽 G
78	イロハモミジ (ムクロジ科)		13.7	4.5	
79	イロハモミジ (ムクロジ科)		33.4	7.0	
80	ナンテン (メギ科)		1.5	1.0	萌芽 G
81	イチイ (イチイ科)		2	0.8	
82	ニシキギ (ニシキギ科)		2	1.2	2本 G
83	エゴノキ (エゴノキ科)		1.7	1.7	
84	イヌツゲ (モチノキ科)		2.5	2.0	
85	ツバキ (ツバキ科)		1.8	1.4	
86	ヤマボウシ (ミズキ科)		3.7	2.2	
87	ツバキ (ツバキ科)	斑入り赤	8.4	3.6	
88	イタヤカエデ (ムクロジ科)		12.1	6.5	
89	コウヤマキ (コウヤマキ科)		7.8	4.0	
90	サクラの仲間 (バラ科)		3.2	1.5	オオシマザクラか?
91	ツツジの仲間 (ツツジ科)		2.5	0.4	
92	シモツケ (バラ科)		0.8	0.7	複数本 G
93	マツの仲間 (切り株マツ科)		40×34		アカマツか?
94	イロハモミジ (ムクロジ科)		15.9	8.5	
95	イロハモミジ (ムクロジ科)		20.2	8.5	
96	イロハモミジ (ムクロジ科)		14.5	8.5	
97	イロハモミジ (ムクロジ科)		16.7	3.5	
98	ヒイラギ (モクセイ科)		1.5	1.5	

表1. 確認された樹木のリスト

No.	種名(科名)	品種	直径cm	樹高m	備考 (G: 複数本グループ)
1	ウメ (バラ科)	信濃小梅	27.1	3.6	
2	ユキヤナギ (バラ科)		1	0.8	萌芽 G
3	ムクゲ (アオイ科)		15.3	2.5	
4	ドウダンツツジ (ツツジ科)		5.1	1.2	
5	ムラサキシキブ (ニシキギ科)		1	0.7	萌芽 G
6	カキノキ (カキノキ科)	甘柿	33.4	5.0	
7	ナンテン (メギ科)		1	2.0	萌芽 G
8	イロハモミジ (ムクロジ科)		17.0	3.0	
9	カキノキ (カキノキ科)		8.3	4.0	
10	ピラカンサ (バラ科)		4.1	2.0	
11	ユキヤナギ (バラ科)		3.5	2.0	
12	ユキヤナギ (バラ科)		1.9	2.0	
13	ウメ (バラ科)	双子梅	33.4	3.0	2つずつ実がつく
14	イロハモミジ (ムクロジ科)		10.2	2.4	
15	エゴノキ (エゴノキ科)		7.3	2.5	
16	ウメ (バラ科)	八重咲	4.8	2.5	
17	トサミズキ (マンサク科)		13.5	2.5	
18	コウヤマキ (コウヤマキ科)		5.4	2.5	
19	ハマギク (キク科)		8.6	1.0	木質化している
20	ナンテン (メギ科)		1	1.8	
21	マルバハギ (マメ科)		1	1.7	
22	ハナズオウ (マメ科)		3.5	1.4	
23	シロヤマブキ (バラ科)		2	1.0	
24	ヒイラギ (モクセイ科)		6.4	1.8	
25	アベリア (スイカズラ科)		2	1.5	萌芽 G
26	アベリア (スイカズラ科)		2	1.5	萌芽 G
27	サツキ (ツツジ科)	紅白	1	0.6	数本 G 生垣
28	イヌツゲ (モチノキ科)		1	0.6	萌芽 G
29	イロハモミジ (ムクロジ科)		11.1	1.8	
30	イロハモミジ (ムクロジ科)		43.9	3.0	二股
31	チョウセンレンギョウ (モクセイ科)		2	1.5	萌芽 G
32	チョウセンレンギョウ (モクセイ科)		4	1.8	萌芽 G
33	サツキ (ツツジ科)		1	0.6	萌芽 G
34	ウツギ (アジサイ科)		2.2	1.8	
35	ハナミズキ (ミズキ科)		7.0	2.5	
36	ハナミズキ (ミズキ科)		14.3	4.0	
37	ヒメシャラ (ツバキ科)		4.8	3.2	5本 G
38	シロヤマブキ (バラ科)		1	1.1	
39	タニウツギ (アジサイ科)	紅花	3	2.0	萌芽 G
40	ムクゲ (アオイ科)		11.5	4.0	
41	(斑入りの葉で鋸歯大)		4.5	1.6	
42	サルスベリ (ミソハギ科)		2.1	1.8	
43	マユミ (ニシキギ科)		7.3	1.7	
44	エノキ (アサ科)		3.2	2.2	
45	ムクゲ (アオイ科)		2	2.0	萌芽 G
46	ナンテン (メギ科)		3	1.8	複数本 G
47	ムクゲ (アオイ科)		5.7	3.6	
48	ムクゲ (アオイ科)		6.7	3.6	



写真2. 泉水の周囲（2002年頃撮影 佐藤家提供）。アカマツ、ツツジ、モミジの植栽が確認できる。



写真3. 庭園の古写真（昭和初期か 佐藤家提供）。泉水の周囲にアカマツやツツジの植栽が見られる。アカマツと中央左寄りの氏神の祠は調査時と同じものとわかる。奥の建物は農地との境にかつてあった土蔵。

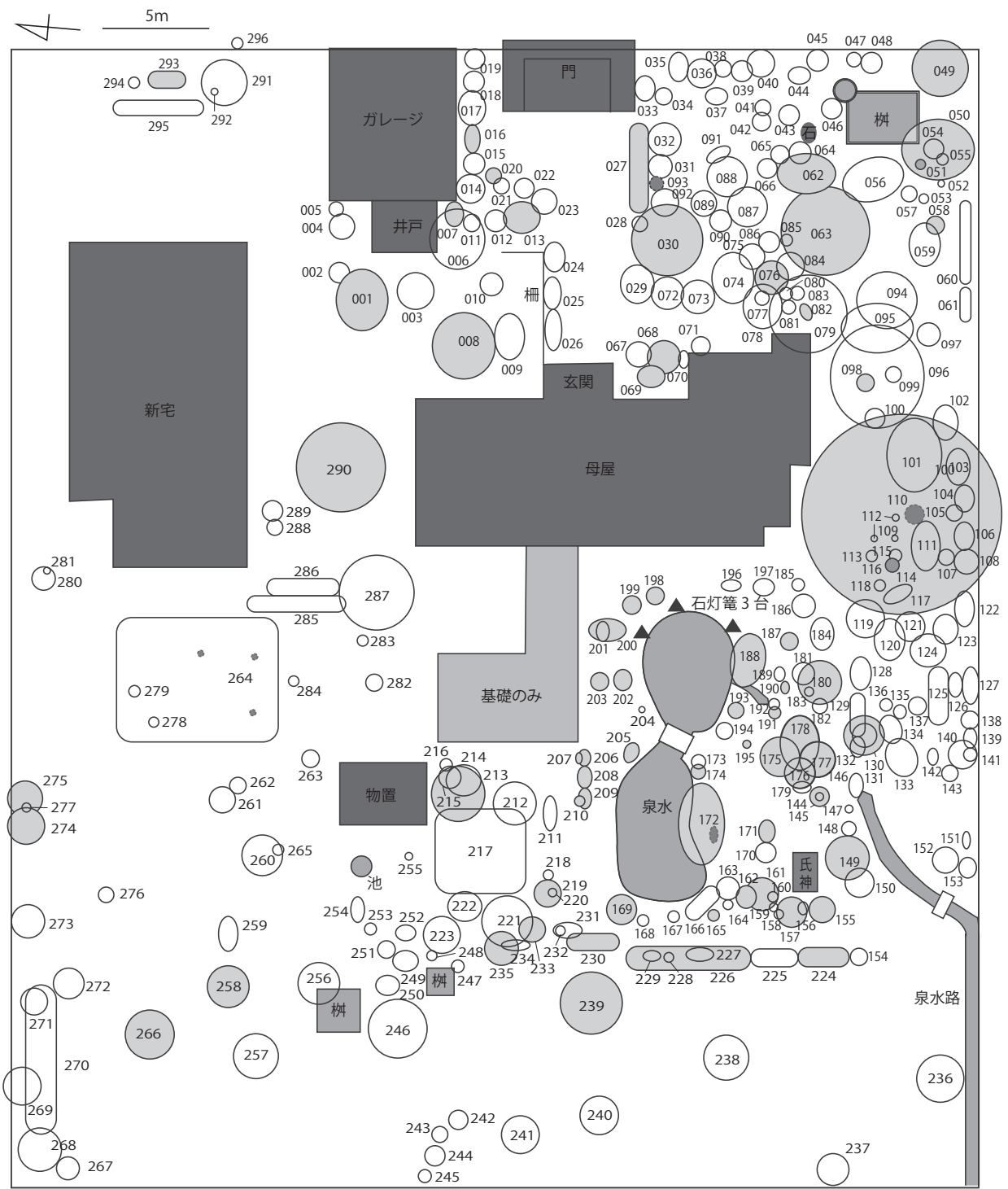


図2. 敷地内の樹木の配置図. 樹冠のおよその投影図で示す. No. 番号は表1の樹木リストの番号と対応している. No.93 (切り株)、110、172、264は幹の位置を破線の丸印で示す.

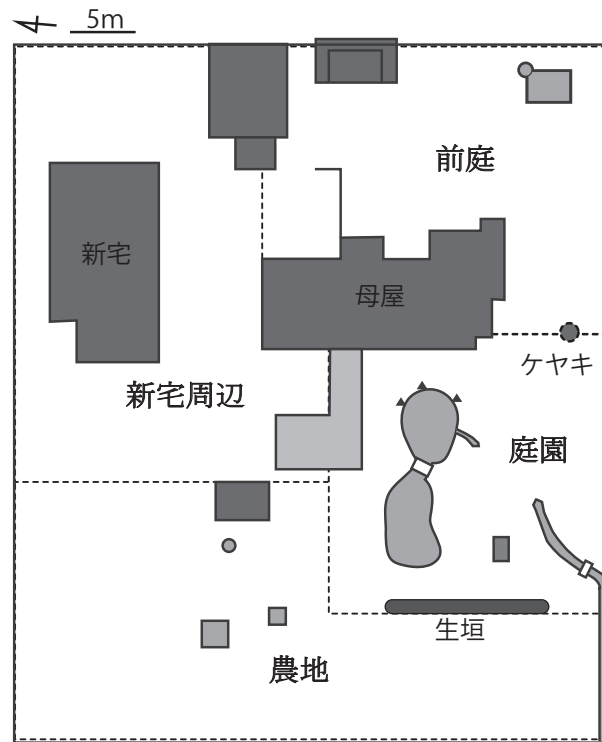


図1. 調査で用いた敷地内のエリア区分.



写真1. 前庭 (2017年10月撮影). 門から母屋の玄関までのアプローチ部分. 中央に二股に分かれたイロハモミジの古木 (No.30)、左奥にケヤキの大木 (No.110) が写る.

ソロリア パピリオナケア（スマレ類園芸種）も広範囲に見られた。一方、由来がわからない在来植物としてオキナグサが確認されたが、長野県の絶滅危惧 IB 類（近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種）、長野県指定希少野生植物に指定されている希少種であり、由来の確認が必要である。

泉水を中心とした庭園

根際から二股にわかれた幹を泉水の水面へ張り出したアカマツの木を中心に、築山には花が美しいツツジ類や、紅葉や実が赤く美しいモミジやウメモドキが配置されていた。秋の七草の一種であるハギも植栽されていた。これらの木々の下にはカンアオイやミスミソウ、ホトトギス、ツワブキなどの在来植物が見られた。池の奥には胸高直径が約90cm、樹高20m以上のケヤキの大木がみられ、樹齢は200年以上と推定される。また、氏神の祠のそばには、胸高直径35～55cm、樹高15～17mのスギやヒノキも植栽されていた。南側の泉水路沿いにはハナショウブが植えられていた。農地との境界には食料や薬用に利用されるザクロやナツメ、カキノキなどの果樹も見られた。

新宅周り

母屋と新宅との間のエリアで、庭園の敷地区分の一つである、農作業や家事をする「作業空間」が含まれる。平成初年に造成して現在の新宅を建てたとのことで、外来の園芸種が多かったが、母屋との境にはカキノキや古い品種とされるアンズも見られた。

農地

平成23年（2011）まで畑として利用していた場所と、近年に主に果樹（リンゴ、アンズ、ミザクラ（桜桃）など）を植えた場所とを合わせたエリアで、これらの果樹の他、タラノキやキリも見られた。また鳥が種を運んできたらしく、植栽していない枝垂桜やヤマグワが生え樹高3m以上に成長していた。低木のカジイチゴも植栽由来ではないとのことだった。草本では畑雑草が多く見られた。

4. まとめ

母屋の前庭や泉水の周囲には、かなり古い年代に植栽されたケヤキの大木やニシキギが見られた。泉水へ張り出す独特な樹形のアカマツも古いものと思われる。この特徴的な樹形を創り出し維持するために、江戸時代から専門の職人が管理してきたことがうかがえた。また、ツツジ類やモミジ、ウメモドキなど、鑑賞を用途とするもの、アカガシやカリン、ヤツデなど、縁起が良いとして伝統的に庭に植栽される樹種を確認することができた。これらはその用途にあわせた配置がされていた。農地との境界近くには、材にするためのスギやヒノキ、食用や薬用となるザクロやナツメ、サンシュユなど、実用的な樹種が植栽されていた。一方で、近年に植えられた樹種も多く見られた。

草本では、はっきりと古い品種であると特定できる種はなかった。古くから漢方薬に使われてきた種や江戸時代以前から園芸化されてきた種などもあったが、今回の調査では昭和30年より前まで由来をさかのぼることができなかった。希少種オキナグサは植栽したものではないとのことだった。調査の最終日に佐藤夫人の許可を得て、カンアオイ、ミスミソウ、スズラン、ホタルブクロを数株ずつ博物館へ移植した。また、オキナグサの種子を採取し播種した。これらは今はない庭園の姿をわずかに伝える植物となった。

最後に、調査にご協力いただいた佐藤家の方々、松代文化施設等管理事務所の方々に、御礼申し上げます。

5. 引用・参考文献

- (1)長野市教育委員会（1982）庭園都市松代 伝統的建造物群保存対策調査報告書. 長野市.
- (2)信州大学農学部造園学研究室（2015）松代城下町庭園調査報告書. 長野市教育委員会.
- (3)佐々木邦博・米林由美子・平岡直樹（2004）城下町の庭園と庭園を結ぶ水路の特性. 信州大学農学部紀要. 40（1・2）. 27-34.
- (4)飛田範夫（2002）日本庭園の植栽史. 京都大学学術出版会.
- (5)長沢武（2012）野外植物民俗事苑. ほおずき書籍.

際に臭い消しにも使われる。No.162は聞き取りから昭和30年以前からの古い木であるとのこと。

- ・ザクロ (No.219、293)：平安時代に中国から伝えられたとされる、果実を食用にするため、また子孫繁栄の象徴として植えられる樹種。
- ・ナツメ (No.233など)：奈良時代以前に中国から伝えられたとされる、果実を薬用に利用する樹種。No.233は昭和30年以前からの古い木であるとのこと。
- ・アンズ (No.258、266、290など)：No.290以外は現在の果肉食用の品種。No.290はそれらより果肉部分が少なく、種の中の仁(種子部分)を採るために植えられていた古い品種とのこと。これよりさらに果肉部分が少ない品種の木も平成初年まであり、果実を杏干しに利用していたとのこと。
- ・スギ (No.50、144、155、157など)：建築材として一般的に利用される樹種。No.144は(二又のため)根元直径が約60cm、No.155、157は胸高直径が約35cmと材として利用可能な太さだった。
- ・ヒノキ (No.161、169)：柱や板など高級建築材として用いられる樹種。胸高直径がNo.161は41cm、No.169は56cmと建築材として利用可能な太さだった。いずれも庭園と農地との境界近くに植えられていた。
- ・サワラ (No.51、274、275)：スギやヒノキと同じく建築材として利用される樹種。いずれも隣地との境界に植栽されていた。No.274、275は胸高直径が約25cmあった。

【②草本】

種類について

夏に調査ができなかったため、種類を特定できなかったものも残されたが、全体で186種類(品種を含む)を識別し記録した(表2)。これらのうち園芸種が半数以上を占めた。その中には日本での園芸化や栽培の歴史が江戸時代以前にさかのぼるものもあった。聞き取りから佐藤夫人が嫁いできた昭和30年以前から植栽されていた種として、サクラソウとヒナギク(別名ダルマソウ、デージー)の2種が挙げられた。当時は食糧不足のため敷地の大半に作物が植えられており、その後観賞用の花きを植栽していったとのこと、今回の調査では在来・外来問わず花の美しい園芸種が多く見られた。野生の在来種は73種が確認されたが、その由来として聞き取りから、ご主人や夫人が野外で採集し植栽したもの(イチリンソウなど)、植栽していないが昭和30年以降に生えてきたもの(ヤマホタルブクロ、オキナグサなど)があった。平成23年(2011)以降、休耕している農地を雑草が覆っていたため、野生の畑雑草も比較的多く見られた。

注目する種

以下に挙げる注目した種を表2の中で灰色で示した。

- ・漢方薬の材料となる薬用種(植栽・野生)：シャガ、ヒオウギ(アヤメ科)、カンアオイ(ウマノスズクサ科)、オウレン(キンポウゲ科)、ツワブキ(キク科)、ドクダミ(ドクダミ科)、ワレモコウ(バラ科)、ユキノシタ(ユキノシタ科)、アミガサユリ(バイモ 中国原産 ユリ科)
- ・日本で花を觀賞するために古くから栽培されている種(植栽)：アヤメ、ハナショウブ(アヤメ科)、シオン、ミヤマヨメナ(キク科)、フクジュソウ、ミスミソウ(キンポウゲ科)、サクラソウ(白花品種含む、サクラソウ科)、エビネ、シュンラン、シラン(ラン科)、シュウカイドウ(シュウカイドウ科、中国原産)
- ・花が美しい日本の野生種(植栽)：チゴユリ(イヌサフラン科)、スズラン(キジカクシ科)、イチリンソウ、ハクサンイチゲ、ミヤマオダマキ(キンポウゲ科)、ショウジョウバカマ(シュロソウ科)、イカリソウ(メギ科)、カタクリ、クルマユリ(ユリ科)
- ・野生在来種(植栽しておらず由来不明)：オトコエシ(スイカズラ科)、ホタルブクロ、ヤマホタルブクロ(キキョウ科)、オキナグサ、トリカブト(キンポウゲ科)、トウダイグサ(トウダイグサ科)

【③場所ごとの特徴】

母屋の前庭

門から母屋の玄関へ続く家の象徴となる場所であり、マツ(調査時は切り株のみ)やウメ(双子梅)など、シンボリックな木が植栽されていた。モミジやニシキギ、カキノキなどの紅葉や実が美しい樹種も見られた。中でもNo.76のニシキギ、No.30のイロハモミジは、これらの樹種の中では比較的太く、古い木であると推測された。縁起が良いとされるカリンや魔除けとなるヤツデの玄関近くへの植栽も特徴的であった。ツバキやムクゲなど、近年に植栽されたとされる樹種も多く見られた。草本ではサクラソウ、エビネ、チョウジソウ、イチリンソウなど、花が美しい種類を植え、手入れがされていた。外来園芸種のヒマラヤユキノシタ、クリスマスローズ、ヴィオラ

キも見られた。茎が木質化するキクの仲間、ハマギクも前庭で見られた。ツツジ、ツバキ、カキノキは、品種が多い植物種であるが、今回の調査では品種の特定ができないものが多かった。聞き取りから、調査時は見られなかったが、かつてカシグルミとクリが植栽されていたとのことであった。

樹種当たりの本数に着目すると、ナンテン、ツツジ、イロハモミジ、ツバキが10本以上と多く見られた。ナンテンは「難を転じる」に通じることから縁起の良い木とされる。ツツジは春の庭を彩るため、イロハモミジは紅葉が美しいことから庭木としてよく植えられる樹種である。佐藤夫人からの聞き取りによると、ツバキは亡くなられたご主人が愛好されており、多く植えられたとのことで、八重咲など様々な品種が見られた。

注目する樹木

各樹木の敷地内での位置を図2に示した。図中の番号と表1の各樹木の番号は対応している。以下に示す注目する樹木を表1と図2の中で灰色で示した。

- ・ウメ (No.1、13、16など)：早春に花を楽しみ、果実は食用に利用されるため、庭園に植えられることが多い樹種。No.13は「双子梅」と呼ばれる品種で、2つずつ隣接して花を咲かせ、果実も並んでつく特異な品種。松代東条に源頼朝にまつわる伝承がある同様の「双子梅」の木があるが、それとの関りは不明とのこと。
- ・ナンテン (No.7、20、183など)：冬に赤い実が美しく、また名前が「難を転じる」に通じるため、災難除けとして庭に植えられることが多い樹種。
- ・イロハモミジ (No.8、30、175～177など)：秋の庭を紅葉で彩るために植えられることが多い樹種。前庭のNo.30は根元直径(二又のため根元で計測)が40cm以上と、この樹種にしては太く、古くから植えられていた木と思われる。泉水の裏の築山のNo.175～177も、胸高直径が15～25cmで比較的太い木であった。
- ・ツツジ・サツキ (No.27、174、187など)：春に美しい花を咲かせるので、庭に植えられることが多い樹種。No.27は門から母屋までの生垣として、No.171、174、187は泉水の築山に、No.198～203、205～210などは泉水の手前に並べて植えてあり、庭園を彩る重要な役割を担っている。
- ・マツ (No.93 切り株)：庭の入り口にシンボルとして植えられていた木。アカマツか。
- ・カキノキ (No.63、213、239など)：秋の庭を彩り果実を食用にするため植えられることが多い樹種。甘柿と渋柿と両方の品種が植えられていた。
- ・カリン (No.68、165)：果実を薬に利用する他、名前が「金銭を『借りん』」に通じるため、前庭に植えられることが多い樹種。No.68は母屋の玄関近くにあり、聞き取りから昭和30年以前からの古い木であるとのこと。
- ・ヤツデ (No.62、69)：魔除けとして家の入口近くに植えられることが多い樹種。No.69は母屋の玄関脇に植栽されている。
- ・ニシキギ (No.76、82など)：紅葉や赤い実が美しいため、庭木に植えられることが多い樹種。No.76はこの樹種としては根元直径が約13cmと太いので、古い木であると思われる。
- ・カシワ (No.49、160、235)：春に新芽が伸びるまで前年の葉が枝に残っていることから、子孫繁栄の象徴として植えられることが多い樹種。
- ・ヒイラギ (No.98、116)：葉にとげがあり魔除けとして植えられることが多い樹種。
- ・ケヤキ (No.110)：建築材として利用されるほか、巨木になるため神聖な木として神社の御神木にもなる樹種。No.110は胸高直径が約90cmと太い木であり、樹齢は200年以上と推測される。
- ・アカマツ (No.172、188)：泉水を中心とした庭園を飾るためのシンボリックな樹種。特にNo.172は根元から二股に分かれた幹が横に這い、泉水の上に張り出す独特の枝ぶり。
- ・ハギ類 (No.178、193)：夏から秋に庭を彩る花として植えられる樹種。庭園の築山に植栽されていた。
- ・ウメモドキ (No.190、191、195)：赤い実が美しい低木で、庭木として植えられる樹種。庭園の築山にのみ3本見られた。
- ・アカガシ (別名オオガシ No.180、224など)：カシの仲間は「金銭を『貸し』」に通じるため、裏庭に植えられることが多い樹種。前庭にカリン、裏庭にカシを植栽し「金を貸しても借りん」の語呂合わせとする。No.180は胸高直径が約30cmあり、築山の常緑樹として庭園の彩りにも利用される古い木と思われる。No.224、226、230は複数本を連続して植栽し、生垣を造っていた。
- ・イチヨウ (No.58、149)：樹形や黄葉が美しく、また長生きするため寺院の境内などに植えられる。種子を銀杏として食用にする樹種。No.149は胸高直径が約55cmと太く、氏神の祠の近くに植えられており、シンボリックな存在の木である。
- ・サンシュユ (No.162)：江戸時代中期に中国から伝えられた、果実を薬用に利用する樹種。池の鯉を調理する

松代の武家屋敷 佐藤家庭園の植物相調査についての報告

中村千賀・田辺智隆

1. はじめに

長野市松代には江戸時代から続く松代藩の武家屋敷が、殿町や代官町、竹山町、馬場町、表柴町などで見られる。それらの屋敷の敷地内には周囲の自然を積極的に取り入れた庭園が造られており、松代は「庭園都市」と呼ばれている(1)。各庭園の配置は、門から母屋までの「前庭」、母屋の奥の池と築山を中心とした「庭園」、農作業や家事をする「作業空間」とにわけられる。また、建物の敷地と区別して自給自足のための「農地」がセットになっている(1)。庭園の池は「泉水」と呼ばれ、庭園から隣家の庭園へと水を引く「泉水路」が複雑な水系を作り上げている(2, 3)。これらの庭園を特徴づける要素として植栽する樹木の種類と配置が重要である(4)。前庭は敷地の入り口としてその家を引き立てる空間であり、奥の庭園は泉水を中心に観賞のための空間である。それぞれの目的に即した樹種を植栽すると考えられる。また、樹木だけでなく下層の草本植物にも、庭園を特徴づける種類が存在する可能性がある。しかし、これまで松代で庭園の植物相に注目した調査は行われていなかった。

今回、代官町の佐藤家の敷地内で植物相を調査したのでその結果を報告する。佐藤家は江戸時代の禄高が百五十石の武士であった。宝暦年間(1751~1764)に裏竹山町から現在の代官町へ移ったことが伝えられており、母屋は当時からのものであるとされる。棟門形式の茅葺屋根の表門が特徴的であり、江戸時代の母屋、前庭、庭園、泉水、農地といった、中級武士の住宅様式が良く残されていた。この調査では、敷地内の植物相を把握し、庭園に特徴的な種類やその配置について検討することを目的としている。なお、2018年6月に母屋は取り壊され、敷地は新宅やガレージを残し更地となったので、本調査は武家屋敷の庭園を植物相の視点から記録に残すものである。

2. 調査方法

調査地：長野市松代1452番地 代官町 佐藤家敷地 およそ2,300㎡(およそ700坪)

調査日：(木本) 2017年10月18日、10月26日、10月31日、11月8日

(草本) 2018年4月12日、5月15日、6月14日

木本の調査では、樹木1本ごとに番号をつけ、図面におよその樹冠の形を投影して位置を記録した。それぞれの樹木の根本の周囲長をメジャーで計測するとともに、目視でおよその樹高を記録した。根元から複数本が萌芽している場合や同じ樹種が近くに生育している場合は、それらを1つのグループ(G)として1つの番号で記録し、それらの中で最大の株の周囲長と樹高を記録した。ただし、直径がおよそ2cm以下の場合は、目視でおよその直径を記載し、直径がおよそ20cm以上の樹木では、胸高(根本から約130cmの高さ)での周囲長を計測し記録した。

草本の調査では、基本的に開花を確認し種類が判別できた場合に記録した。木本の調査時にも、花から判別できた種類を適宜記録した。生育場所を、①門から母屋までの「前庭」、②池を中心とした「庭園」、③「新宅周り」、④「農地」の4つのエリアにわけた(図1)。

これらの調査の際には、可能な限り家の住人であった佐藤夫人に同行していただき、それぞれの植物の由来についての聞き取りに努めた。なお、佐藤夫人は昭和7年(1932)生まれで、昭和30年(1955)に佐藤家に嫁いできた。

調査で記録された各植物種について、葉や観賞などの用途、縁起の良し悪しなどの俗信、日本での栽培の歴史などを、文献(2, 4, 5)から収集しまとめた。

3. 調査結果

【①木本】

樹種について

全106種を確認した(品種、不明種を除く、表1)。一般的な庭木のほか、建築材として用いられるスギやヒノ

平成30年度 松代文化財ボランティア活動実績

年月	町内ガイド活動										真田宝物館・真田邸ガイド活動				案内人数		調査活動		協力活動	
	活動日数	案内		湯茶接待		ボランティア活動人数		活動日数	当日受付		団体予約受付		ボランティア活動人数		活動日数	ボランティア活動人数		活動日数	ボランティア活動人数	
		件数	人数	件数	人数	件数	人数		件数	人数	件数	人数	件数	人数		件数	人数		件数	人数
4月	30	37	175	463	1,117	203	30	163	557	19	517	197	8	31	5	30				
5月	31	16	59	377	1,045	204	31	230	871	24	969	208	2	19	8	58				
6月	30	27	104	280	741	218	30	168	700	27	663	176	4	25	8	41				
7月	31	11	42	317	787	209	30	169	637	21	528	198	2	10	5	22				
8月	31	20	61	442	1,041	200	31	194	635	9	134	174	3	12	7	34				
9月	30	23	65	418	926	201	29	188	615	27	175	204	2	11	6	27				
10月	31	30	123	506	1,172	205	30	239	1,079	49	1,271	252	3	20	4	20				
11月	30	20	72	416	1,019	182	28	187	782	37	1,039	199	3	21	10	48				
12月	28	12	32	146	314	168	30	117	364	11	203	158	2	9	4	23				
1月	29	22	69	131	269	181	29	105	280	2	37	164	1	7	7	39				
2月	28	28	80	154	351	212	26	117	311	4	65	180	1	7	6	41				
3月	31	40	110	347	791	217	31	194	602	4	104	197	1	6	5	40				
計	360	286	992	3,997	9,573	2,400	355	2,071	7,433	234	5,705	2,307	32	178	75	423				

年月	土蔵体験工房活動										内部活動				ボランティア活動総人数	
	活動日数	来場者数	うち体験者数	体験内訳			ボランティア活動人数	ボランティア活動人数			ボランティア活動総人数	ボランティア活動総人数				
				切り紙	さき織り	こと		布ぞうり	その他	当番			会議	専門	準備・その他	
4月	6	89	84	33	0	50	35	59	106	43	81	785	785			
5月	5	69	58	19	2	31	35	62	56	51	85	778	778			
6月	6	63	56	24	0	32	41	60	54	49	44	708	708			
7月	5	60	59	40	0	17	20	62	51	31	115	718	718			
8月	5	160	154	70	2	80	29	62	56	37	10	614	614			
9月	6	158	145	65	3	75	39	60	59	46	10	657	657			
10月	5	85	69	31	0	35	33	62	63	47	10	712	712			
11月	7	162	129	58	0	70	45	60	53	46	43	697	697			
12月	0	0	0	0	0	0	0	54	76	28	29	545	545			
1月	0	0	0	0	0	0	0	54	76	38	16	575	575			
2月	0	0	0	0	0	0	0	56	72	50	69	687	687			
3月	5	24	22	10	0	12	45	62	82	62	28	739	739			
計	50	870	776	350	7	402	322	713	804	528	540	8,215	8,215			

4. 松代文化財ボランティアの会

活動内容

(1) 町内ガイド

- ①松代城・真田邸・文武学校などとその周辺ガイド
- ②旧白井家表門における湯茶の接待および町内文化財の案内
- ③旧白井家表門の美化およびにぎわいの演出

(2) 真田宝物館展示ガイド

来館者に対する展示ガイド

(3) 文化財調査

- ①松代に所在する文化財の調査活動と調査カードの作成およびデータベース化
- ②松代町内見学会および自主講座の主催、補助

(4) 体験学習等の支援

- ①真田邸三番土蔵における体験工房（裂き織り、切り紙、布ぞうり作り、琴の体験など）の運営
- ②真田宝物館主催ワークショップの補助
- ③学校遠足等における体験講座の実施

(5) その他

- ①真田邸古襖の下張はがし作業と、その裏打ちおよび整理・目録の作成
- ②ボランティアの会主催などの研修旅行の実施・参加
- ③子ども向けブックレット等出版物の作成



甲冑着用体験 補助



松代でひなまつり ひな人形展示作業



真田宝物館であそぼ！2018

真田邸ガイドツアー（真田六モン探邸隊）

●資料の貸出し●

貸し出し先	資料名	資料番号	展示会名
長野県立歴史館	百鬼夜行図	書画119-1-2	君は河童を見たか！—水辺の出会い—
	百鬼夜行図	書画119-1-1	
熊本県立美術館	石田三成書状 8月5日付	吉47	細川ガラシャ
	石田三成書状 7月晦日付	吉45	
	宇喜多秀家等連署状 8月2日付	吉39	
長野市立博物館	辻村ジュサブロー信之人形		川中島合戦 芝居になる
	松代十二箇月絵巻	書画35-1	
	松代天王祭絵巻	書画41-1	
	善光寺祭礼絵巻	書画41-4	
	甲陽軍鑑	典2-1-142	
	川中島東都錦絵	典3-0-6	
佐賀県立名護屋城博物館	蓮華王の茶壺	茶38	肥前名護屋—幻の巨大都市—
	卯の花の茶壺	茶39	
	真田信之の画像 レプリカ	肖像3	
	茜染めの旗	武209-2	
	刀 無名(伝 三原)	刀4	
上越市立歴史博物館	大隊旗	武125	高田藩と戊辰戦争
	洋式大太鼓	武133-4	
	銅鑼	武133-5	
	拡声器(ルーフル)	武133-6	
	戊辰戦記	文15-14-1~2	
	松代藩勤王事略私記	文15-17-1~3	
	信州侵入賊徒掃攘	文15-21	
	衝鋒隊戦争略記	文15-25	
	飯山戦争ノ本末	文28-23-5	
	飯山城下屯集ノ賊掃撃ノ略図	文28-23-19	
	越後賊徒信州へ侵入ニ付防禦之御沙汰書	吉214-1-11-2	
宇和島市立伊達博物館	法雲院様御詠歌高量院様写	16A012-1	大名家と婚礼道具—資料から伝わる花嫁への想い—
	広蓋	調度18-1	
	広蓋	調度18-2	
	盃	調度21-1-7	
	紺糸毛引威二枚胴具足	武144	
	短冊	書画3-1	
	真田幸綱(幸隆)画像	肖像1	
	法螺貝	武具210	

●資料の受入●

	内容	種別
1	北澤家旧蔵資料一括	寄贈
2	真田信弘書状 1点	寄贈
3	長岡戦争の図 1点	寄贈
4	仁科家資料 一括	寄贈
5	藤田外記弓術関係伝書 3点	寄贈
6	松代焼 2点	寄贈
7	ひな人形 一組	寄贈
8	相澤家文書 一括	寄贈
9	佐久間象山書 3点	寄託
10	恩田家文書	寄託

「武士になってみよう！甲冑着用体験」

常時、体験用甲冑を置き自由に着用できるコーナーを設ける。

以下の期日には、ボランティアによる着付けを行った。

日時 5月26日（土）、6月23日（土）、11月24日（土）、3月23日（土）

会場 真田宝物館 真田わくわくルーム

4日間参加人数 130名

国文学研究資料館基幹研究「アーカイブズと地域持続に関する研究シンポジウム」

「松代藩・真田家の歴史とアーカイブズⅢ」（後援）

開催日時 平成31年2月23日（土） 13時30分～16時30分 松代支所2階大会議室

参加人数 113人

●資料特別利用●

調査・研究のための閲覧	18件		
資料写真・画像の提供			
刊行物掲載	56件		
テレビ放映	28件		
講座など参考資料として	12件		
		計	114件

「真田のなかの武士（もののふ）」

会期 平成30年9月26日（水）～12月24日（月・祝）

展示内容 真田家をはじめ、松代藩の武士たちが学んだ武芸の流派についての古文書や武具を展示。

ギャラリートーク 9月26日（水）、9月29日（土） 10時～

参加人数 59人

「真田宝物館で福さがし」

会期 平成30年12月26日（水）～平成31年3月25日（月）

展示内容 館蔵資料の中から、縁起の良いものや干支にちなんだ動物に関する資料を展示。

ギャラリートーク 12月26日（水）、平成31年1月19日（土） 10時～

参加人数 52人

●特集展示●

「重要文化財 青江の大太刀」

会期 4月11日（水）～5月14日（月）

展示内容 重要文化財青江の大太刀を展示。

「松代でひなまつり」

会期 平成31年3月3日（日）～4月3日（水）

会場 真田邸、文武学校、旧白井家表門

内容 寄贈された雛人形を展示

●教室講座事業●

「かぶとを折ってかぶってみよう」

日時 5月3日（木・祝） 10時～12時、13時～15時

会場 真田宝物館 わくわくルーム

内容 大きな画用紙でかぶとを作り、厚紙で六文銭の前立をつけてかぶってみよう

参加人数 18人

「宝物館であそぼ！2018」

日時 7月28日（土）

会場 真田宝物館・文武学校・真田邸・旧横田家住宅・象山記念館

内容 水鉄砲作り、昔のあそび、わらあそび、真田邸探検
かざぐるまづくり、藍染め体験、綿でマスコット作り、
甲冑着用体験、昔のお金にさわってみよう（古銭の拓本とり）
バードコール作り、石臼でそばクレープ作り。スタンプラリーは、
ボランティア手作りの消しゴムはんこを使用した。

参加人数 のべ379名



石臼でそばクレープを作ろう



わらで遊ぼう



3. 平成30年度事業概要 (平成30年4月1日～平成31年3月31日まで)

●特別展示●

松代藩の戊辰戦争

会期 平成30年6月30日(土)～9月24日(月・振休)

展示内容 戊辰戦争から150年を機に、藩主や家臣・領民にとっての戦争と維新について紹介。

関連行事

記念講演会①「松代藩真田家の戊辰戦争」

講師 箱石大さん(東京大学史料編纂所准教授)

開催日時 平成30年8月25日(土) 14時～

松代支所 2階大会議室

参加人数 144人

記念講演会②「松代領民の戊辰戦争」

講師 柳澤哲さん(元長野県立歴史館文献史料課長)

開催日時 平成30年9月9日(日) 14時～

松代支所 2階大会議室

参加人数 99人

ギャラリートーク

6月30日(土)、7月4日(水)、8月8日(水)、8月11日(土・祝)

いずれも10時～

参加人数 計 125人

ワークショップ① 鉄砲に触れてみよう!

実物の鉄砲を持って、重さを体験する。

開催日時 8月4日(土) 10時～12時、13時～15時

真田宝物館 わくわくルーム

参加人数 41人

ワークショップ② 割りばし鉄砲、空気砲で遊ぼう!

割りばし鉄砲と空気砲で自由に遊ぶ。

会期中自由参加 真田宝物館 わくわくルーム



●企画展示●

「はん—真田家の花押と印章—」

会期 平成30年3月28日(水)～6月24日(日)

展示内容 真田家伝来の印章や、花押が書かれた文書を展示。

関連事業

ワークショップ「プラ版で花押ストラップをつくろう!」

開催日時 平成30年5月12日(土) 10時～12時、13時～15時

参加費 100円

参加人数 24人 真田宝物館わくわくルーム

ギャラリートーク 3月28日(水)、3月31日(土) 10時～

参加人数 36人



真田信之印章

- 上田市立博物館へ資料調査旅行（溝
辺・山中）
- 7日 いいづな歴史ふれあい館へ資料調査
（小山・大日方・山中）
- 15日 川口市へ資料調査旅行（降幡・溝辺）
町内個人宅へ資料調査（山中）
- 18日 象山記念館展示替え
- 21日 信州大学から典籍調査来館
- 25日 真田宝物館展示替え
- 26日 ギャラリートーク
資料返却（溝辺）

10日	大阪へ資料調査旅行（降幡）	18日	大和郡山市視察
11日	ギャラリートーク	21日	長野市みどりの見学
17～18日	新潟県へ資料調査旅行（降幡）	19～21日	九州国立博物館ほかへ調査旅行（降幡）
20日	上越市立歴史博物館から資料調査来館	24日	古里公民館講師派遣（降幡） 県史料協研修参加（溝辺・小山・ 大日方・山中）
22日	象山保育園講師派遣（降幡）	25～26日	尼崎へボランティア研修旅行（小山・ 山中）
25日	講演会「松代藩真田家の戊辰戦争」開 催（講師：箱石大さん）	27日	長野県カルチャーセンター講師派遣 （降幡）
26日	東洋大学から資料閲覧来館	30日	特別展資料返却旅行（降幡）
28日	学芸打ち合わせ	11月2日	更北公民館講師派遣（降幡） 信州大学から典籍調査来館
30日	企画展のための展示写真撮影（溝辺）	3日	群馬県立歴史博物館へ図書出版会議旅 行（山中）
9月1～4日	共同研究により群馬県へ資料調査旅行 （山中）	6日	資料撮影
6日	市立長野高校ながのろじー講師派遣 （山中） 企画展のための展示写真撮影（溝辺） 長野市内個人宅資料受領（降幡）	7日	京都市・福井県へ資料調査旅行（大日 方）
7日	信濃美術館から資料調査来館 文武学校改修・展示打ち合わせ	9日	HP リニューアル打ち合わせ
9日	講演会「松代領民の戊辰戦争」開催 （講師：柳澤哲さん）	12日	京都市・彦根市へ資料調査旅行（溝辺）
10日	裾花中学校講師派遣（降幡）	13日	長岡へボランティア研修旅行同行（降 幡）
10～12日	同志社大学他から資料調査来館	16日	信州大学から典籍調査来館 綿内公民館講師派遣（降幡）
15～16日	横浜薬科大学から資料調査来館	16～18日	第41回全国町並みゼミ開催
18日	象山記念館展示替え	17日	佐賀県立名護屋城博物館から資料返却 来館
18日	中国石家荘市視察	19～20日	国文学研究資料館へ資料撮影旅行（溝 辺）
20日	佐賀県立名護屋城博物館から資料借用 来館 学芸打ち合わせ	20日	資料撮影
21日	沼田市教育委員会から調査来館	23日	全国歴史の道大会参加（降幡）
25日	真田宝物館展示替え	24日	甲冑着用体験
26日	ギャラリートーク 上越市立歴史博物館から資料借用来館	26～28日	国文学研究資料館から資料撮影来館
27日	HP リニューアル打ち合わせ	27日	長野県文化財パトロール 学芸打ち合わせ
27日	市立長野高校ながのろじー講師派遣 （降幡）	28日	HP リニューアル打ち合わせ
29日	ギャラリートーク	30日	長野市立博物館から資料返却来館
10月2日	熊本県立美術館から資料返却来館	12月2日	名誉館長真田幸俊氏テレビ番組収録
4日	市立長野高校ながのろじー講師派遣 （溝辺）	4日	資料撮影
11日	諏訪市公民館講師派遣（降幡）	4・5日	長野県警察学校講師派遣（降幡）
12日	HP リニューアル打ち合わせ	5日	宇和島市立伊達博物館から資料返却来 館 上越市立歴史博物館から資料返却来館
13日	宇和島市立伊達博物館から資料借用来 館	6日	松本市へ資料受領旅行（降幡）
17日	HP リニューアル打ち合わせ		

	山中)	21日	長野県史料協総会出席 (降幡)
28日	長野県カルチャーセンター講師派遣 (降幡)		長野県高等学校図書館協議会総会講師派遣 (山中)
5月3日	「かぶとを折ってかぶってみよう」開催	22日	長野県立歴史館へ資料調査 (山中)
8日	刀剣手入れ	23日	甲冑着用体験開催
	市内個人宅へ資料調査 (米澤・山中)	25~29日	館内清掃・防虫作業、展示替えのため臨時休館
9~10日	宝物館であそぼ! 探邸隊トライアル	30日	特別展「松代藩の戊辰戦争」開幕、ギャラリートーク
12日	ワークショップ「プラ板で花押ストラップをつくろう!」開催	7月3日	県立歴史館へ資料調査 (山中)
13日	国文学研究資料館基幹研究「アーカイブズと地域持続に関する研究」研究会出席 (降幡)	4日	ギャラリートーク
15日	青江の大太刀撤収作業		上田市真田町へ資料調査旅行 (山中)
15・16日	長野県シニア大学講師派遣 (降幡)	6日	宝物館であそぼ! 拓本とりトライアル
16日	長野県立歴史館へ資料調査 (米澤・山中)	6~7日	国文学研究資料館へ資料調査および神奈川県個人宅寄託資料受取旅行 (降幡)
16・17日	長野県警察学校講師派遣 (降幡)	11日	宝物館であそぼ! わらであそぼう! トライアル
17日	上田方面へ資料調査旅行 (米澤・山中)	14日	神奈川県立歴史博物館から資料調査来館
	長野県立歴史館より資料調査来館	15日	前島邸を護る会歴史講演会講師派遣 (降幡)
18日	東京都個人宅へ寄贈資料受取旅行 (降幡)	17日	松代地区住民自治協議会講師派遣 (降幡)
	横田家住宅藍の植え替え	18日	学芸打ち合わせ
21日	市内個人宅へ資料調査 (米澤・山中)		宝物館であそぼ! 藍の生葉染め、わただでマスコット作りトライアル
22日	資料撮影	19日	宝物館であそぼ! 最終打合せ
22~23日	職場体験受入 (松代中学校)	20日	信州大学から典籍調査来館
23日	群馬県立歴史博物館から資料返却来館	21日	松代学講座講師派遣 (降幡)
26日	甲冑着用体験開催		町内個人宅へ資料調査 (山中)
	岡谷市郷土学習館講師派遣 (降幡)	23日	熊本県立美術館から資料借用来館
29日	県立歴史館へ資料調査 (米澤・山中)	26日	長野市立博物館から資料借用来館
6月2日	町内個人宅資料調査 (山中)	27日	宝物館であそぼ! 前日準備
5日	飯山市ふるさと館より資料調査来館	28日	「宝物館であそぼ! 2018」開催
6日	特別展ワークショップトライアル	8月2日	長野上水内教育会講師派遣 (降幡)
7日	長野県立歴史館より資料借用来館	3日	長野県立歴史館から資料返却来館
8日	信州大学より典籍調査来館	4日	ワークショップ鉄砲に触れてみよう開催
12日	宝物館であそぼ! 水鉄砲トライアル	6日	松代ライオンズクラブ講師派遣 (降幡)
13日	歴史まちづくり推進会議出席 (降幡)		天理大学・信州大学から資料調査来館
	長野県立歴史館へ資料調査 (山中)	7日	特別展一部展示替え
16日	日本庭園学会見学会	8日	ギャラリートーク
17~18日	比叡山・彦根へボランティア研修旅行同行 (小山)		
20日	宇和島市立伊達博物館より資料調査来館		

2. 管理事務所日誌 (平成30年1月1日～12月31日)

- | | | | |
|----------|--|--------|------------------------------------|
| 1月11～12日 | 群馬県立歴史博物館、文書館へ資料調査旅行（米澤・山中）
長岡市調査旅行（降幡） | 6日 | 群馬県立歴史博物館から資料借用来館 |
| 13日 | ギャラリートーク | 6日 | 資料撮影 |
| 15日 | 須坂市立博物館基本計画策定委員会出席（米澤） | 8日 | 「宝物館であそぼ！2018」第2回打合せ |
| 16日 | 長野県立歴史館へ資料調査 | 12日 | 佐賀県立名護屋城博物館より資料調査来館 |
| 17日 | 子ども向けブックレット作成打ち合わせ | 13日 | 須坂市立博物館基本計画策定委員会出席（米澤）
資料撮影 |
| 17日 | かがやきひろば吉田講師派遣（降幡） | 14～15日 | 東京方面資料調査旅行（溝辺） |
| 18～21日 | 刀剣撮影 | 15日 | 信州大学学知アーカイブシンポジウム参加（山中） |
| 19日 | 府中市立郷土の森歴史博物館から資料借用来館 | 17日 | 山梨方面へ資料調査旅行（米澤）
ラジオ番組出演（降幡） |
| 23～24日 | 彦根市・京都市へ調査旅行（山中） | 19～20日 | 国文学研究資料館へ資料調査旅行（降幡） |
| 23日 | 長野県立歴史館へ資料調査 | 21日 | 長野県立歴史館へ資料調査（米澤・山中） |
| 26日 | 信州大学より典籍調査来館 | 22～25日 | 国文学研究資料館から資料調査来館 |
| 2月3～5日 | 共同研究により群馬方面へ資料調査旅行（米澤・山中） | 22日 | 府中市郷土の森歴史博物館から資料返却来館 |
| 8日 | 長野市立博物館から資料調査来館 | 22日 | 東京方面へ資料調査旅行（溝辺） |
| 10日 | ボランティア養成講座講師派遣
ラジオ番組出演（降幡） | 27日 | 展示替え |
| 13日 | 企画展一部展示替え | 28日 | ギャラリートーク |
| 14日 | ギャラリートーク | 30日 | 信綱寺、山家神社へ資料調査旅行（米澤・山中） |
| 15日 | 「真田宝物館であそぼ！2018」第1回打合せ | 31日 | ギャラリートーク |
| 16日 | 長野県博物館協議会研修 | 4月3日 | 松代文化財ボランティア総会講演会講師派遣（溝辺） |
| 17日 | ボランティア養成講座講師派遣
講演会開催（講師：谷口央さん） | 6日 | 雛人形撤収 |
| 18日 | 山寺塾講師派遣（降幡） | 10日 | 青江の大太刀展示作業 |
| 20日 | 資料撮影 | 11日 | 花押ストラップ作りトライアル |
| 21日 | 七二会公民館講師派遣（降幡） | 12日 | 代官町佐藤家庭園調査 |
| 24日 | ギャラリートーク
諏訪教育会講師派遣（降幡） | 18日 | 中部公民館講師派遣（降幡） |
| 26日 | 雛人形展示 | 19日 | 「宝物館であそぼ！2018」第3回打合せ
新聞取材対応（山中） |
| 27日 | 松代藩文化施設管理委員会開催 | 20日 | 松代公民館郷土史講座講師派遣（山中） |
| 28日 | 文献史料保存活用講習会参加（溝辺・小山・山中） | 23日 | 横田家住宅種まき |
| 3月1日 | 体験用甲冑メンテナンス | 24日 | 写真撮影 |
| 1～2日 | 国文学研究資料館へ資料調査旅行（山中） | 27日 | 東京都個人宅へ資料調査旅行（米澤・ |
| 2日 | 長野県立歴史館から資料調査来館 | | |

の教育に努めた。

(9) 煙雨亭（佐久間象山茶室）

煙雨亭は、もとは佐久間象山が京都で最後に暮らした居宅内にあった茶室であった。元治元年（1864）、幕命で上洛した佐久間象山は「煙雨楼」と名付けた居宅に暮らしたが、同年に暗殺された。その後、煙雨楼は料亭の所有となって昭和37年（1962）に解体されたが、保存されていた茶室の部材を昭和57年（1982）に市が譲り受けて、象山神社の脇に移築・復元した。茶室には、もともとなかった屋根を加えたが、室内は昔の面影をとどめている。

現在は、茶会の会場などとして活用されている。

(10) 佐久間象山宅跡（長野県指定史跡）

佐久間象山宅跡は、象山神社の西隣にある面積879㎡の敷地跡である。現在は、わずかに古井戸が残るのみであるが、象山在世の頃は、住宅のほかには藩主の休憩所、槍・剣術道場、学問所などがあった。象山は文化8年（1811）にこの家で生まれ、天保10年（1839）の2度目の江戸留学までの29年間ここに暮らし、藩の青年たちに学問を教えて後進の指導に努めた。

昭和35年（1960）2月11日に県史跡に指定された。

(11) 旧樋口家住宅（長野市指定有形文化財）

樋口家は、松代藩の目付役などを務めた家であり、江戸時代末期の禄高は230石であった。真田邸（新御殿跡）に隣接する現在地には、明和2年（1765）に移っており、江戸時代末期に建てられた土蔵や茅葺の主屋と長屋が現存している。主屋前面には池を中心とする庭園があり、東側の隣家から西側の隣家へと流れる松代特有の泉水路がみられる。

平成18年度から保存修理工事を行い、平成22年6月より一般公開している。



(12) 旧前島家住宅（長野県宝）

前島家は、江戸中期に300石、末期には200石の禄高の中級武士の家である。現在の松代町・松山町の敷地は、真田家の松代入封以来、前島家の屋敷地であったと伝えられており、江戸時代の主屋、土蔵、三社（神祠）、庭園等が現存する。特に主屋は宝暦9年（1759）の建築であり、松代町に現存する武家屋敷の中で最も古い時代に属する。

平成17年度から保存修理工事を行い、平成22年9月より一般公開している。



(13) 松代藩鐘楼（長野市指定有形文化財）

松代藩鐘楼は、城下の藩士や町人に時を告げるため、真田信之によって寛永年間（1624～43）に現在の片羽町に設けられたといわれている。享保2年（1717）の大火以降、再建と焼失を繰り返し、天明8年（1788）の焼失後、従来の火之見櫓兼鐘楼1棟を分離し、火之見櫓と鐘楼が別々に建造された。現在の建物は享和元年（1801）に再建されたもので、幕末には、佐久間象山がこの鐘楼を使って電信機実験を行ったという伝承が残されている。昭和42年（1967）、長野市の有形文化財に指定され、平成26年4月に保存改修工事が終了した。



(4) 旧横田家住宅（国指定重要文化財）

主屋、表門、土蔵は19世紀前半、隠居屋は19世紀中頃の建築と考えられる。明治になって横田家が東京に移住し、昭和59年（1984）になって、敷地北側半分と建物が長野市に譲渡される。中級武家住宅の典型で、付属屋も整い、旧態をよくとどめていることから、昭和61年（1986）1月に国の重要文化財に指定、昭和64年（1989）1月から保存修理工事が行われ、平成4年（1992）6月から一般公開となった。平成30年度から茅葺屋根ふきかえ等の保存改修工事を行なっている。

(5) 象山記念館

昭和39年（1964）、地元有志によって佐久間象山先生100年祭奉賛会が設立され、翌年9月に展示施設としての象山記念館が完成した。しばらくは奉賛会が本館の管理運営を行っていたが、昭和42年（1967）3月、同奉賛会から長野市に記念館が譲渡され、同年4月に開館し、昭和63年（1988）10月には展示室を増築した。

年間4回の展示替えを行い、佐久間象山の業績を紹介し、遺品・遺墨を展示している。

(6) 旧白井家表門（長野市指定有形文化財）

旧白井家表門は、もと松代町柴町にあったもので、平成12年（2000）に文武学校正面（南側）に移築復元された。三間一戸形式の長屋門で、間口が20メートルあり、弘化3年（1846）に建てられたものである。

平成13年（2001）4月1日、文化課（現・文化財課）から当所へ移管された。現在は、松代文化財ボランティアの会の拠点施設として、来訪者に対する松代のガイドや、湯茶の接待を行っている。



(7) 松代城（国指定史跡）

松代城は、武田信玄が築かせた海津城がはじまりといわれ、城ができた時期ははっきりとはしないが、永禄3年（1560）頃には完成していたとされる。

武田家滅亡後は、織田信長の家臣・森長可や上杉景勝の支配するところとなった。

江戸時代になると、森忠政・松平忠輝・松平忠昌・酒井忠勝らが居城としたが、元和8年（1622）に、上田城主であった真田信之が松代に移封される。その後、明治維新を迎えるまで、真田家が松代を居城とした。なお、藩主の御殿は江戸時代のなかばまでは本丸にあったが、その後「花の丸」という三の丸にあたる場所に移された。本丸石垣・門などの改修・復元工事が終了し、平成16年（2004）から一般公開している。



(8) 山寺常山邸（書院・表門・頌徳門は国登録文化財、庭園は国登録記念物）

山寺常山邸には、江戸時代末期に建てられたと推定される表門とこの表門の南側に大正時代終わりから昭和初期にかけて建てられたと推定される書院（萬竹庵）が残されている。

山寺家は、松代藩で知行160石の中級武士の家格であり、江戸時代の終わりには山寺常山を輩出し、鎌原桐山、佐久間象山とともに松代の三山と称えられた。常山は号で、幼名を久道、のちに信龍と名乗り、通称を源大夫といった。常山は若い頃、江戸に出て儒学者佐藤一斎や中村敬宇らと親交を深めた。八代藩主・真田幸貫の信頼も厚く、藩政にも尽力し、寺社奉行や郡奉行を務めた。明治になってからは中央政府の招きを固辞して松代に留まり、晩年は長野に塾を開いて門人



1. 松代文化施設等管理事務所の沿革

松代文化施設等管理事務所は、市の機構改革により平成16年（2004）4月1日から新たに発足した組織であり、旧松代藩及び真田家に関する文化的遺産の保存及び活用を図ることによって、郷土の歴史と文化に親しみ、その知識と理解を深め、豊かな市民文化の発展に寄与することを目的として設置されている。現在、同管理事務所は真田宝物館・真田邸・文武学校・旧横田家住宅・象山記念館・旧白井家表門・松代城・山寺常山邸・煙雨亭・佐久間象山宅跡に加え、平成22年度に保存整備が完了し一般公開が開始された旧樋口家住宅・旧前島家住宅、平成25年度に保存整備が完了した松代藩鐘楼の計13施設を管理・運営し、以下の業務を行っている。

1. 松代周辺における旧松代藩及び真田家に関する資料の適正な管理・活用を行う。
2. 収集・保管・展示・調査研究、及び教育普及活動の多角的機能を有機的に関連させた活動を行う。
3. 市民の郷土研究、文化活動のための情報センター的機能を果たす役割を担う。
4. 市民が親しみをもち、同時に学校教育とも深い関係をもつものとする。

また、松代文化施設等管理事務所には、文化的遺産の保存等について必要な事項を審議するための、松代藩文化施設管理委員会が設置されている。

各施設の概要

（1）真田宝物館

昭和41年（1966）5月27日、真田家12代当主・幸治氏によって、同家に伝承されてきた資料が当時の松代町に一括譲渡された（同年10月に松代町は長野市と合併したため、長野市の所有となった）ことから、県立松代高等学校移転後の校舎を改造して昭和44年（1969）7月1日に真田宝物館がオープンした。真田家の大名道具の展示が目的とされ、昭和52年11月に鉄筋コンクリートの新館を増築、昭和63年（1988）3月には収蔵庫が完成し、真田邸内の7つの土蔵に収納されていた資料の大部分を移転収蔵している。当初は観光課の所管であったが、その後、教育委員会の所管となる。年間4回の展示替えがあり、常設展示のほか、特定のテーマを決めて年1回の「特別展」と年3回の「企画展」を実施している。

（2）真田邸（国指定史跡）

文久3年（1863）から翌年にかけて建てられた九代藩主・真田幸教の母親の住居で、いわば「隠居所」のような建物である。「新御殿」と名づけられ、明治維新後は真田家の私邸となり、昭和41年（1966）5月、松代町に譲渡（売却）された。昭和56年4月11日に松代城と一体のものとして、国の史跡に指定された。敷地は7,973平方メートル（約2,416坪）、御殿は一部2階建てである。平成22年に主屋の全面改修工事が終了し同年9月より一般公開している。



（3）文武学校（国指定史跡）

藩士子弟の学問・武芸を奨励するため、八代藩主・真田幸貫、九代藩主・幸教が嘉永6年（1853）に完成させ、翌々年に開校した。建設当初の遺構をほぼ完全なかたちで伝えている。明治元年（1868）には兵制士官学校を併設し、明治4年（1871）9月、廃藩のため閉校となる。明治5年（1872）、長国寺の火災に伴い、槍術所がその庫裏として移築・転用された。その後は松代小学校の校舎としても使用され、昭和28年（1953）3月に国の史跡に指定、昭和48年（1973）から保存修理工事に着手し、同54年（1979）から一般公開している。文武学校は、儒学中心の藩校から近代的学校建築への過渡期の史跡で、文学所、教室2棟（東序・西序）、剣術所、柔術所、弓術所、文庫蔵、番所、門などからなる。平成8年（1996）、長国寺の庫裏として利用されていた旧槍術所が戻され、創建当初の状態に復元された。平成29年度から保存改修工事が行われている。

年 報 目 次

1. 松代文化施設等管理事務所の沿革 i
2. 管理事務所日誌 iv
3. 平成30年度事業概要 viii
4. 松代文化財ボランティアの会 xii

執筆者紹介

速水香織

信州大学准教授

白井 純

信州大学准教授

北村美弥子

長野市教育員会文化財課研究員

中村千賀

長野市立博物館分館 戸隠地質化石博物館研究員

田辺智隆

長野市立博物館分館 戸隠地質化石博物館学芸員

山中さゆり

松代文化施設等管理事務所研究員

書名 松代 32号

発行日 平成31年3月

発行所 長野市教育委員会文化財課

松代文化施設等管理事務所

長野市松代町松代四一

☎〇二六―二七八―二八〇一

印刷 第一企画